
熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)

熊本県熊本市
平成 29 年 4 月

平成 29 年 3 月 24 日 認定
平成 29 年 11 月 28 日 変更
平成 30 年 3 月 23 日 変更
平成 30 年 8 月 10 日 変更

目 次

| | |
|--|-----|
| ○ 基本計画の名称 | 1 |
| ○ 作成主体 | 1 |
| ○ 計画期間 | 1 |
| 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 | 2 |
| [1] 熊本市の概況 | 2 |
| [2] 熊本市の現状に関するデータの把握・分析 | 8 |
| [3] 地域住民のニーズ等の把握・分析 | 19 |
| [4] これまでの中心市街地活性化の取り組みと検証 | 26 |
| [5] 中心市街地の課題 | 41 |
| [6] 中心市街地活性化の方針 | 49 |
| 2. 中心市街地の位置及び区域 | 58 |
| [1] 位置 | 58 |
| [2] 区域 | 59 |
| [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明 | 64 |
| 3. 中心市街地の活性化の目標 | 72 |
| [1] 中心市街地活性化の目標 | 72 |
| [2] 計画期間の考え方 | 72 |
| [3] 数値目標設定の考え方 | 72 |
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 | 82 |
| [1] 市街地の整備改善の必要性 | 82 |
| [2] 具体的事業の内容 | 84 |
| 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 | 92 |
| [1] 都市福利施設の整備の必要性 | 92 |
| [2] 具体的事業の内容 | 93 |
| 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 ... | 97 |
| [1] 街なか居住の推進の必要性 | 97 |
| [2] 具体的事業の内容 | 98 |
| 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 | 103 |
| [1] 経済活力の向上の必要性 | 103 |
| [2] 具体的事業の内容 | 105 |
| 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 | 118 |
| [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 | 118 |
| [2] 具体的事業の内容 | 120 |
| ◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 | 126 |

| | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 9. | 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 | 127 |
| [1] | 市町村の推進体制の整備等 | 127 |
| [2] | 中心市街地活性化協議会に関する事項 | 130 |
| [3] | 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等 | 142 |
| 10. | 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 | 154 |
| [1] | 都市機能の集積の促進の考え方 | 154 |
| [2] | 都市計画手法の活用 | 154 |
| [3] | 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 | 155 |
| [4] | 都市機能の集積のための事業等 | 157 |
| 11. | その他中心市街地の活性化のために必要な事項 | 160 |
| [1] | 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 | 160 |
| [2] | 都市計画等との調和 | 161 |
| [3] | その他の事項 | 162 |
| 12. | 認定基準に適合していることの説明 | 163 |

- 基本計画の名称：熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）
- 作成主体：熊本県熊本市
- 計画期間：平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月（5 年）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 熊本市の概況

(1) 概況

本市は、九州のほぼ中央に位置しており、日本三名城の一つである熊本城を礎に、肥後 54 万石の城下町として発展してきた。この地理的優位性により、戦前は国の出先機関が置かれ、行政都市として栄えた。戦後、交通機能の発達等により、福岡市に移った機関もあるものの、現在でも財務局や国税局などの一部の国の出先機関や、陸上自衛隊西部方面総監部が置かれている。

人口は、近隣町村との合併等を要因として、これまでに増加してきたところであり、昭和 52 年には 50 万人、平成 3 年には 60 万人を超え、平成 20 年に富合町、平成 22 年に城南町・植木町と合併したことにより、熊本県の人口の 4 割以上となる約 74 万人（面積は約 390 km²）となっており、近隣市町村を含めた都市圏人口では 100 万人を超えていている。

都市規模としては、九州では福岡市、北九州市に次いで 3 番目であり、平成 24 年 4 月、全国で 20 番目となる政令指定都市へ移行した。

このような折、平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日に史上類を見ない M6.5 の前震と M7.3 の本震の熊本地震が発生し甚大な被害が発生したが、これまでのまちづくりの歩みを止めないように、復旧・復興にあたっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組んでいるところである。

平成 31 年にはラグビーワールドカップや、女子ハンドボール世界選手権大会をはじめとする世界的なスポーツイベントの開催が予定されており、翌年には東京オリンピックも開催されることから、多くの観光客が訪れる魅力ある都市として成熟していくための大変重要な時期を迎えている。

<参考：熊本市及び熊本都市圏の規模>

| | 人口 | 対県割合 | 世帯数 | 対県割合 | 面積 (km ²) | 対県割合 |
|----------|-----------|--------|---------|--------|-----------------------|--------|
| 熊本市 | 740,822 | 41.5% | 315,456 | 44.8% | 390 | 5.3% |
| 熊本都市圏（注） | 1,123,424 | 62.9% | 454,650 | 64.5% | 2,561 | 34.6% |
| 熊本県 | 1,786,170 | 100.0% | 704,730 | 100.0% | 7,409 | 100.0% |

（出典）人口・世帯数は、平成 27 年国勢調査

（注）熊本都市構成市町村は、熊本市への通勤通学率が概ね 15% を超える、熊本市と 4 市 10 町 2 村（宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）としている。

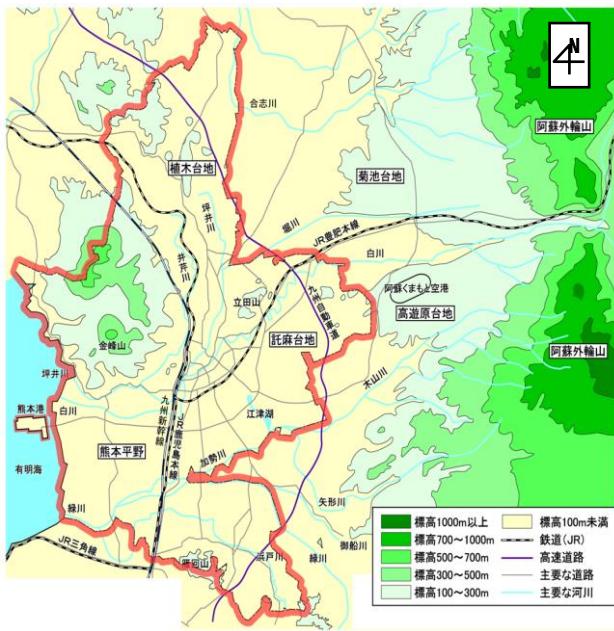


1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(2) 位置・地形等

本市は、東経 130 度 42 分、北緯 32 度 48 分に位置し、福岡市から南へ約 110km、鹿児島市から北へ約 180km で、九州の中央、熊本県ではやや北側に位置しており、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。

また、阿蘇山系と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。市の北東部や東部は、一部に立田山や託麻三山、白川沿いの河岸段丘など起伏のある地形もあるが、全体としては阿蘇外輪山へと続く火山灰土からなるなだらかな丘陵地となっている。南部は熊本平野の一角をなし、田園風景が広がる。市の西側は干拓地で地形的な変化は少なく、西北部は金峰山系の急斜面の山が連なっている。



(3) 歴史

1588 年に加藤清正が隈本城に入城して統治を開始し、治山治水や干拓による土地開発などを積極的に行い、荒廃していた土地を改良し生産力を向上させた。清正是 1607 年に新たな隈本城を築き、その後、当地の呼称を隈本から熊本へと改名した。これ以降、熊本は城下町として発展してきた。

明治時代には、熊本は九州の中央部にある主要都市ということで九州の中核と位置づけられ、熊本鎮台・第五高等中学校などの九州を管轄する各種の国家機関が設置されるなど、九州中央の官公庁の街として発展した。

昭和以降、戦後の日本の産業構造の変化や、1970 年代の山陽新幹線博多開業、福岡市の政令指定都市移行等により、九州における拠点機能は福岡市へと移っていったが、現在でも国の機関の一部（九州総合通信局、九州財務局、熊本国税局（南九州 4 県が管轄区域）、九州農政局、九州森林管理局、陸上自衛隊西部方面総監部、日本郵便株式会社九州支社等）は本市に置かれている。

(4) 公共公益施設及び公共交通

中心市街地においては、平成 19 年に築城 400 年を迎えた熊本城を擁する熊本城公園、阿蘇を源とする一級河川白川の緑地など市民の憩いの場や、市役所をはじめ多くの行政機関が立地するとともに、市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本市民会館）、熊本市国際交流会館などの公共施設や、県立美術館、県伝統工芸館、市現代美術館といった文化施設が整備されている。また、多くの高等学校や専門学校、大学予備校も立地している。

総合病院の一部は郊外部に移転したものの、国立病院機構熊本医療センターについては、中心市街地内の敷地内で建て替えられ、国の合同庁舎も、中心市街地内の熊本城地

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

区から熊本駅周辺地区へ移転した。

公共交通のうち鉄軌道については、JR鹿児島本線が市域を南北に通過しており、平成23年3月には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、熊本駅～博多駅間は最短33分となった。JR熊本駅からはJR豊肥本線が東方面の阿蘇へ伸びている。中心市街地に隣接する私鉄の熊本電気鉄道や中心市街地の路面を走る市電は、市民の生活を支える重要な足となっているところである。今後、少子高齢化・人口減少社会を見据えた多核連携都市の形成を図るために、市電の延伸を検討している。

また、バス網については、「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通」を将来像として、バス路線網の再編等を進めているところである。なお、要となるバスターミナルである交通センターについても、現在施工中である桜町地区再開発事業により、平成31年にはリニューアルされ、より利用しやすい環境が整うこととなる。

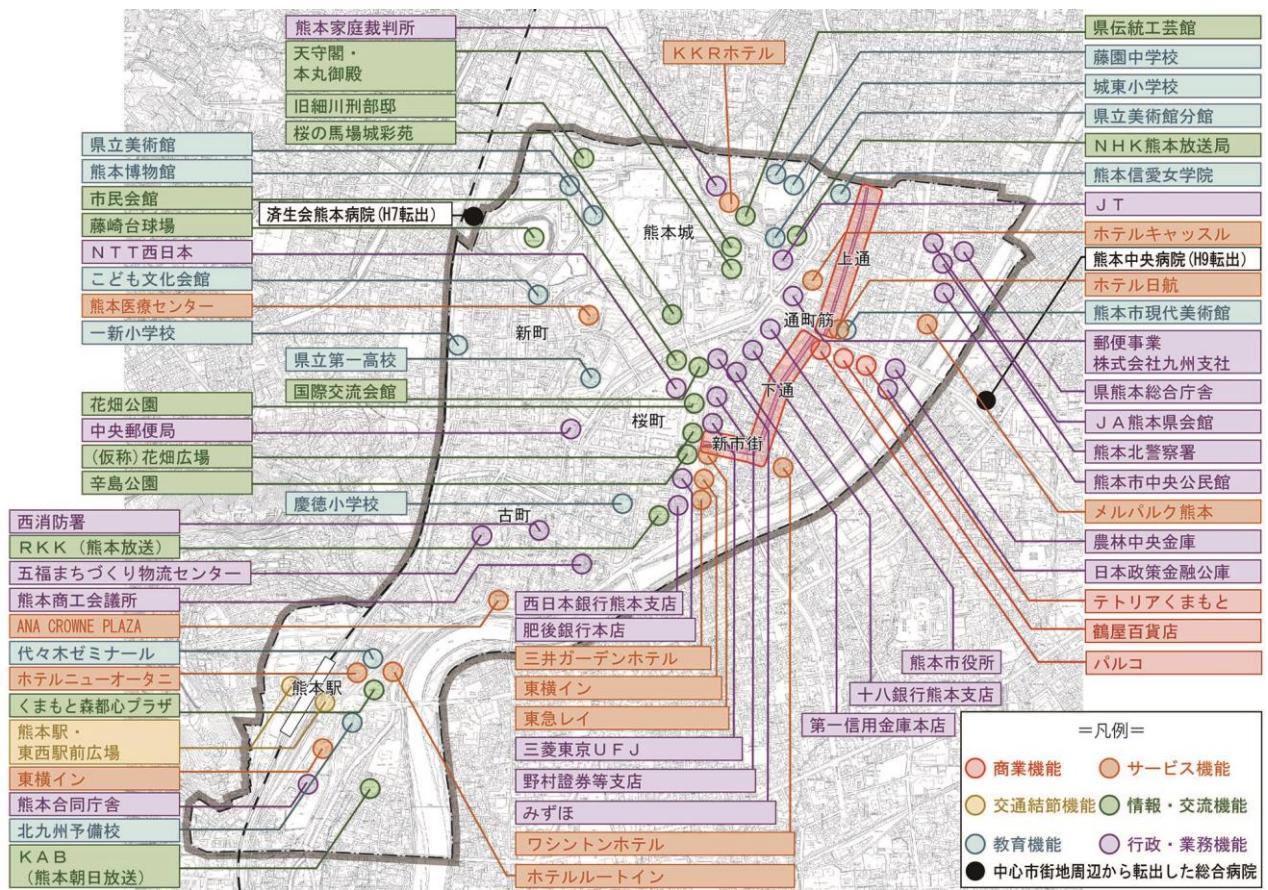


熊本城



新幹線熊本駅舎

＜参考：中心市街地の主要都市機能の現況＞



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(5) 産業

卸売・小売、運輸・通信、観光・医療・教育、公務といった各種サービスを提供する第3次産業が、市総生産額の8割以上を占めており（平成25年度）、この点から本市はサービス産業中心の都市といえる。

第2次産業においては、食品工業団地フードパル熊本に代表されるように、食品製造業の集積が高く、半導体・バイオ・輸送機器関連製造業等の立地も見られる。農業においても、商品性の高い作物を中心に全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されている。

(6) 商業

本市は、上通商店街・下通商店街・サンロード新市街など西日本最大級のアーケードを中心に繁華街が広がっており、中・南九州地区の商業的中核都市として発達している。

歩行者通行量は、近年、微増で推移しており、下通の主要なポイントでは、休日（午前8時～午後8時）には約3万9千人の人通りがある。

上通北側には熊本電気鉄道の藤崎宮前駅、上通と下通の間には市電通町筋電停や鶴屋、パルコをはじめとする百貨店や専門店、サンロード新市街の周辺には市電辛島町電停、バスタークニナルである熊本交通センターが立地しており、アーケードはそれらの間を人々が行き来する回廊の役割を果たしている。

また、周辺部には、古くからのコミュニティ機能を持った地域拠点の商店街として、市電の終点である健軍町電停前に健軍商店街、中心市街地に程近いところに子飼商店街等がある。

近年においては、本市及びその近隣の市町村において郊外型大規模商業施設の立地が進み、ここ15年間で店舗面積が5,000m²を超える大規模小売店舗の面積の合計は、約45万m²から約68万m²へと約53%増となっており、特に中心市街地以外での5,000m²超の大規模小売店舗の面積の合計は、平成14年を基準にすると、平成23年までの10年間で1.6倍（196,697m²増）と急増したものの、以降5年間では横ばいにとどまっている。

また、ドラッグストアやディスカウントストアなどの出店が多くみられるとともに、インターネットショッピングが普及している状況から、中心商店街をはじめとする小売業全体に影響を及ぼしている状況である。

＜参考：熊本市及び近隣市町村における5,000m²超の大型小売店舗の立地状況＞

| 項目 (5,000m ² 超) | 熊本市と近隣市町村 | | 中心市街地 | | 中心市街地以外(熊本市) | | | |
|-------------------------------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|--------------------|--------|-------|
| | 面積(m ²) | UP率(%) | 面積(m ²) | UP率(%) | 面積(m ²) | 差(m ²) | UP率(%) | 対H14比 |
| 15年前(平成14年度末現在)の大規模小売店舗の立地状況 | 447,615 | | 125,319 | | 322,296 | - | - | - |
| 5年前(平成23年度末現在)の大規模小売店舗の立地状況 | 644,312 | 143.9% | 125,319 | - | 518,993 | 196,697 | 161.0% | 1.6 |
| 平成28年9月末現在の大規模小売店舗の立地状況 | 685,768 | 106.4% | 125,319 | - | 518,993 | 0 | 100.0% | 1.6 |

（資料）経済産業省 大規模小売店舗立地法 届出の概要（各年）

※中心市街地の面積には、現在事業中の旧県民百貨店（25,095m²）、旧ダイエー熊本下通店（17,376m²）の面積含む。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

【中心商店街（上通、下通、新市街、桜町及びその周辺地区）の商業集積】

上通商店街と下通商店街は、市電通町筋電停を挟んで南北に広がる全蓋型のアーケード商店街である。北側に位置する上通アーケード（全長約360m、幅約11m）は、平成25年度に照明のLED化等アーケードの改修を行っている。古くは学生の町として栄え、今も書店、喫茶店、ブティック、ブランドショップ、スポーツショップ、ラーメン店など多様な店舗が軒を連ねている。アーケードの先は並木坂となっており、若者向け衣料品店や美容院、飲食店が多い。アーケードと並木坂を構成する4つの商店街振興組合で組織する上通商栄会は、商店街の質の向上等の取り組みが認められ、平成27年に経済産業省の「はばたく商店街30選」に選ばれている。また、上通・並木坂より一本東側の「上乃裏通り」は、古民家等を改装した飲食店や雑貨店などの集積が進んでおり、隠れ家的存在の人気スポットとして注目を浴びており、平成18年、「がんばる商店街77選」にも選ばれた。また、隣接する水道町方面には、多くの立体駐車場やマンションが立地しており、市街地再開発事業により建設されたテトリアくまもと（地上10階、地下3階）には、鶴屋百貨店等の商業施設のほか、くまもと県民交流館パレア等が入るなど複合施設として機能している。加えて、水道町親和会では水曜日は水道町の日としてセール・特典等のサービスを行うほか、飲食店各店による水道町カレーを水道町ブランドとして育成していくなどの取り組みを進めている。

一方、下通アーケード（全長約511m、幅約15m）は上通の南側に位置し、平成20年度に下通2・3・4番街のアーケード改修が、平成25年度には新天街の路面改修が行われた。電車通り側入口にはパルコをはじめ、カリーノ下通店などの大型店や、雑貨屋、ブティック、各種レストラン、各専門店、カフェ、ファーストフード店などが立ち並んでいる。また、平成29年春には「ダイエー下通店」跡地に地下1階、地上8階建ての商業ビルがオープン予定である。また、アーケードの4つの商店街振興組合で組織する下通繁栄会は、「ヒトにやさしいマチづくり」等の取り組みが認められ、平成28年に「はばたく商店街30選」に選ばれている。

その下通を取り囲むように駕町通り、銀座通り、栄通りなどの通り沿いには1,000店を超える飲食店等が集積し、夜も繁華街としてにぎわいを見せている。

サンロード新市街アーケード（全長約235m、幅約18m）は下通と市電辛島町電停を結ぶ幅広のアーケード街で、映画館の街として戦前から栄えてきた。近年は郊外にシネマコンプレックスが複数立地したことにより映画館は減少しているが、幅の広いアーケードを活用したイベントや物産の販売等が増加している。隣接するシャワー通りは、ブランドショップやアンテナショップなどが集まり、一時期全国的にもファンションで名をはせた。

桜町地区は、市電辛島町電停の西側に位置し、現在、熊本桜町再開発株式会社が再開発事業により、地下1階地上15階建ての施設（延床面積は約16万m²）を建設している。この事業により、老朽化したバスターミナルの建て替えや商業・ホテルなどの都市機能が整備されるとともに、本市においてもにぎわい創出や交流人口の増加のための要となる拠点施設として「熊本城ホール」を整備する予定である。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



(7) 農業と水産業

本市の農業における生産地帯は、市街地を取り囲むかたちで形成され、清らかな地下水や豊かな自然環境を活かして、普通作（米、麦、大豆等）、施設園芸野菜、果樹、花き、酪農、畜産など各地域で特色のある農業が展開されている。特に、なす、すいか、メロン、みかんについては高い産出額を誇っており、ブランド品として全国各地に出荷されている。

水産業については、有明海に面する地先では、遠浅で干満差の大きな自然条件を活かした、ノリの養殖やアサリ・ハマグリなどの二枚貝の漁獲が盛んに行われている。また、内水面漁業では、画図地区において清冽な地下水を利用した金魚や錦鯉の養殖が行われている。

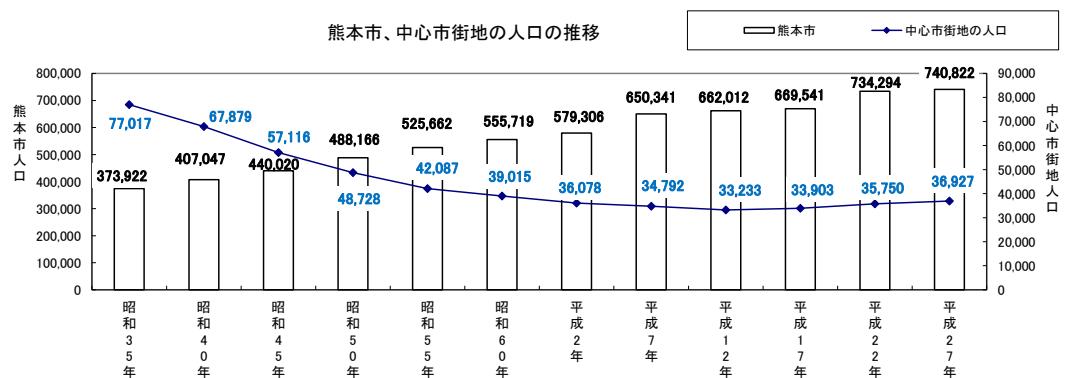
1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[2] 熊本市の現状に関するデータの把握・分析

(1) 人口動態に関する状況

○中心市街地の人口はやや増加傾向

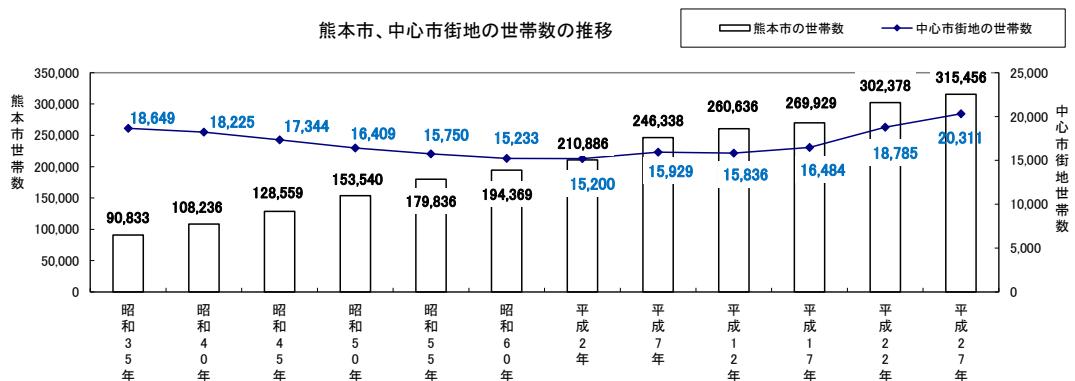
市全体の人口は、周辺3町との合併（H20：富合町、H22：城南町、植木町）により増加している。一方、中心市街地の人口は減少していたが、平成12年を底に上昇に転じている。



（資料）国勢調査、中心市街地の平成27年は住民基本台帳（H27.10時点）

○世帯数は増加傾向

市全体の世帯数は、周辺3町との合併（H20：富合町、H22：城南町、植木町）により増加している。一方、中心市街地の世帯数については減少から横ばいであったが、平成17年からは増加している。なお、平成22年の市全体の増加は、富合、植木、城南町との合併による人口が加わったものである。

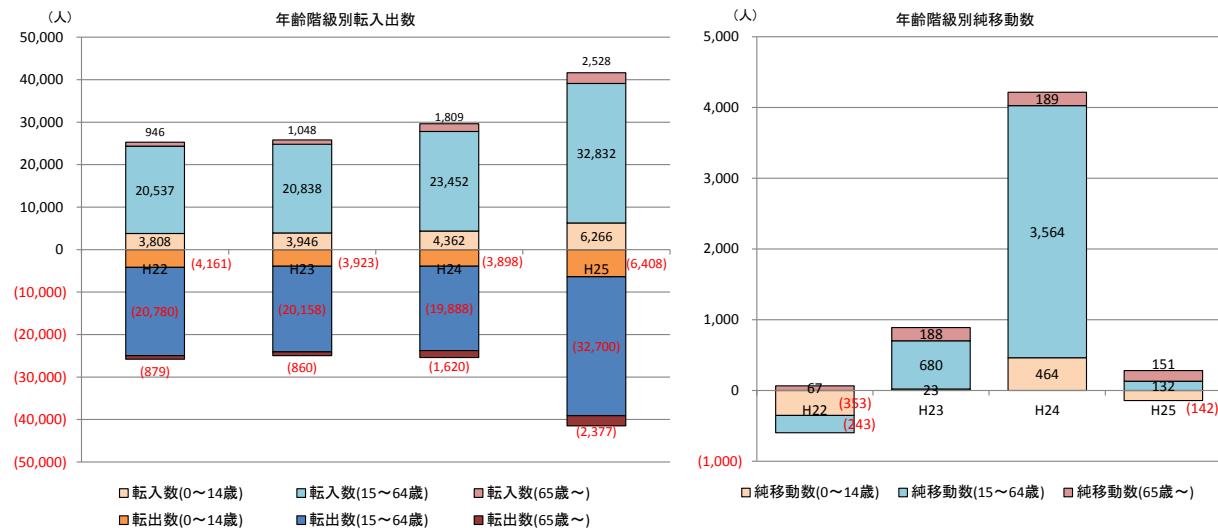


（資料）国勢調査、中心市街地の平成27年は住民基本台帳（H27.10時点）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

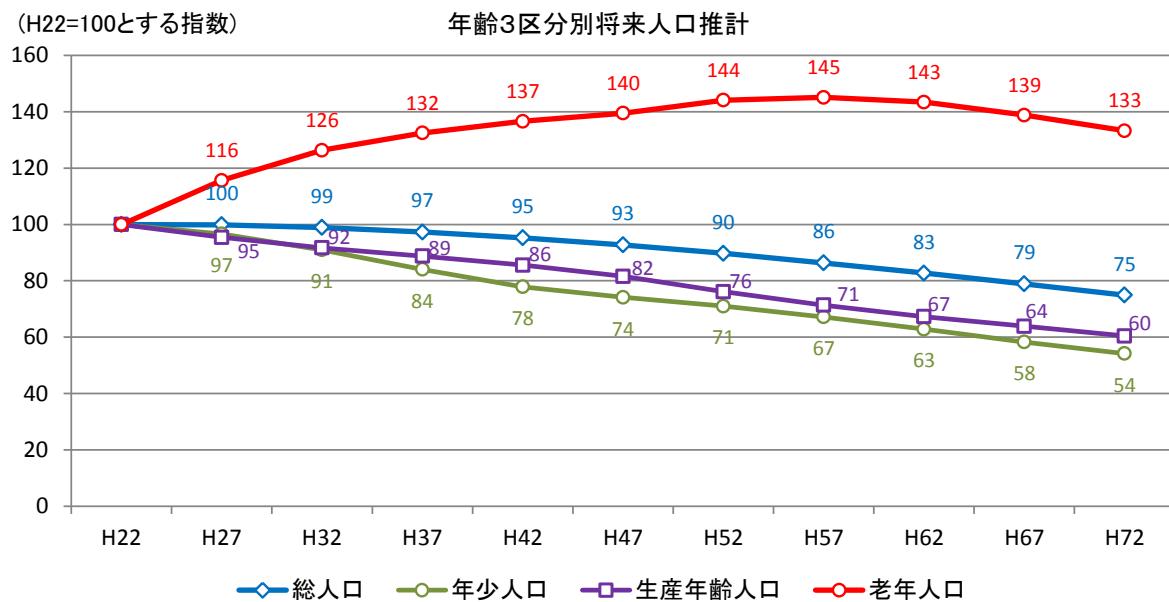
○社会増減は均衡

市全体の年齢階級別転出入数（年齢階級別社会増減数）の推移は、転出超過に歯止めが掛かり、平成24年は大きく転入超過であったが、その後の転出入は均衡している。



○将来人口は、老人人口の増加・生産年齢人口の減少

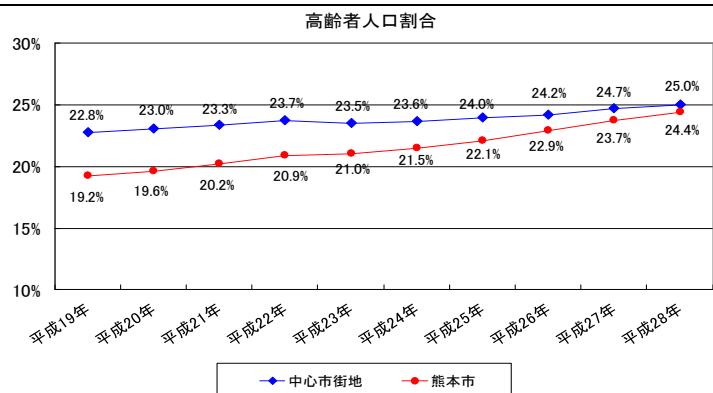
市全体の将来人口推計は、総人口は緩やかに継続的な人口減少が推計されている中で、老人人口は大幅な増加、生産年齢人口は総人口を上回る減少傾向が推計されており、将来的にも生産年齢人口の増加は見込まれない状況である。



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○近年は横ばい状態の高齢化率

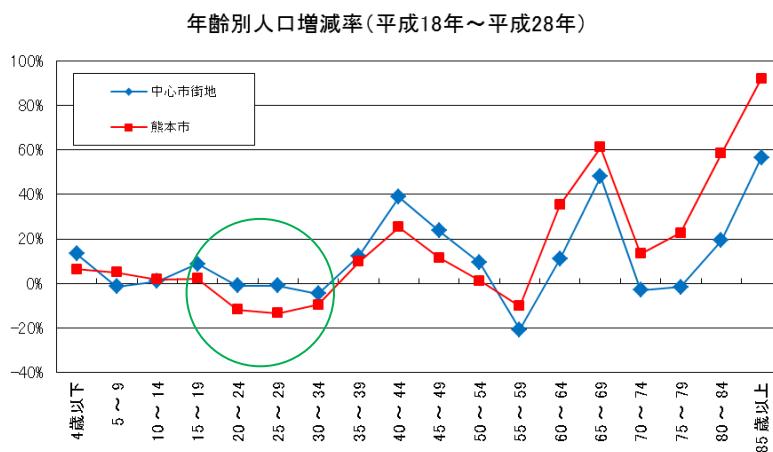
中心市街地では、本市全域に比べて高齢者の割合が高く、平成28年は25.0%となっている。



(資料) 住民基本台帳各年 4月 1日

○若年層の都心離れ

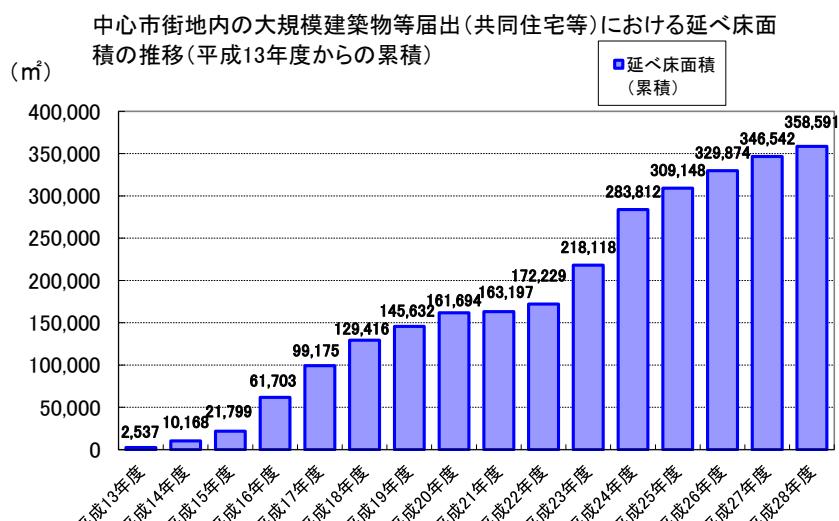
年齢別的人口の増減率では、中心市街地においては、20～34歳の若年層が減少している。



(資料) 住民基本台帳各年 4月 1日

○中心部へのマンション供給が続く

中心市街地のマンション（共同住宅等）の大規模建築物等届出における延べ床面積の累積（延べ床面積が1,000m²以上のものを抽出）は、現在においても増加している。



(資料) 熊本市調べ

※大規模建築物：高さが13m以上の建築物等

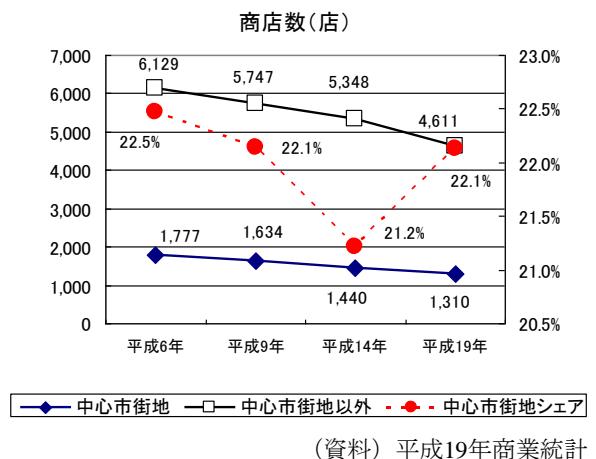
1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(2) 商業機能に関する状況

○ 減少傾向が続く商店数

小売業の商店数について中心市街地とそれ以外に分けて推移を見ると、いずれも減少傾向が続いている。

全市に占める中心市街地の商店数の割合については、平成19年が全市の減少が大きかったため、わずかながら増加している。

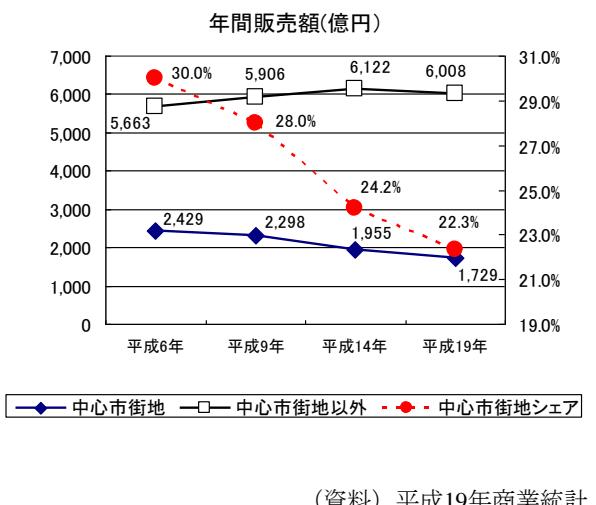


○ 商品販売額は減少傾向

商品販売額について中心市街地とそれ以外に分けて推移を見ると、いずれも減少傾向が続いている。

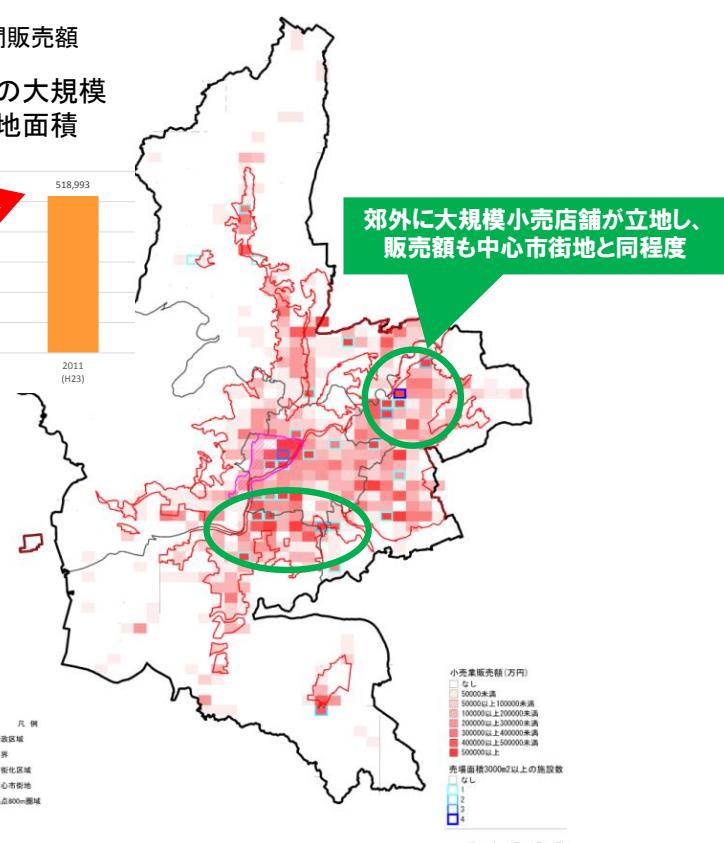
全市に占める中心市街地の販売額も漸減している。

また、中心市街地以外に大規模小売店舗が立地しており、その面積は約10年間で1.6倍となっており、販売額も中心市街地と同程度となっている。



大規模小売店舗の売場面積及び年間販売額

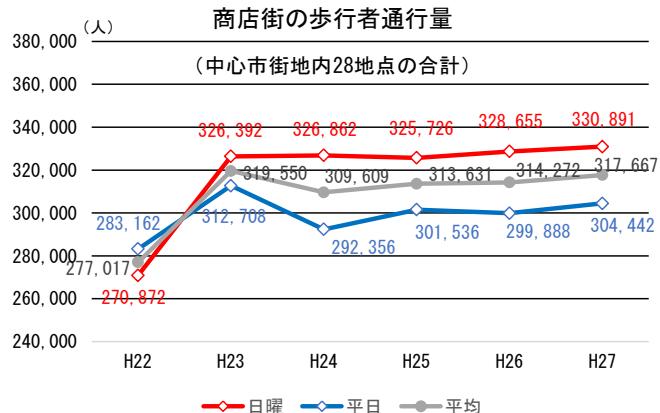
中心市街地以外の大規模小売店舗の立地面積



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○増加しつつある歩行者通行量

歩行者通行量は平成24年には一旦減少するものの、近年は増加傾向が続いている。近年の世界的経済不安の中でもこれまで取り組んできた事業等により、中心市街地における一定のにぎわいは創出されたことが考えられる。

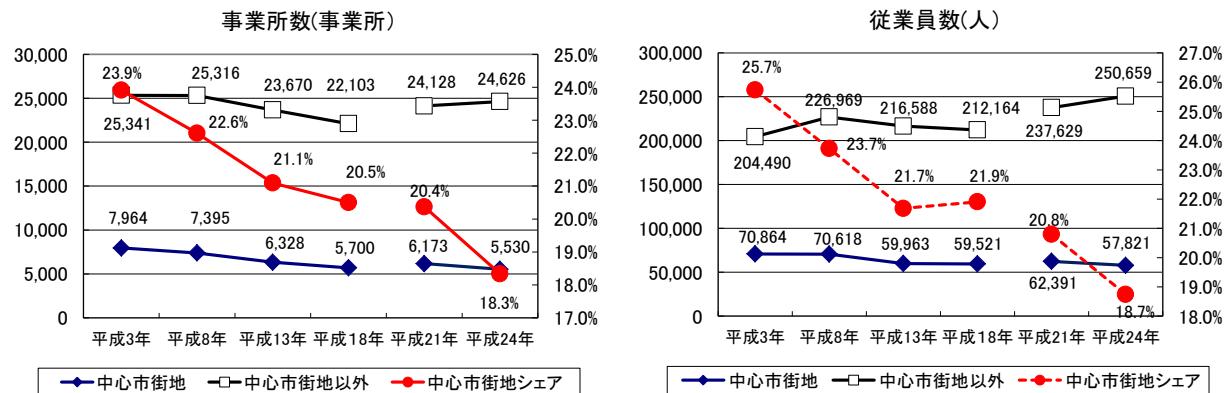


(資料) 熊本市「商店街歩行者・自転車通行量調査」
通行量の2日間（金曜日と日曜日）の平均値

(3)都市機能に関する状況

○事業所数、従業者数が減少

中心市街地の事業所数は、7,964事業所（H3）から5,530事業所（H24）、従業者数は、70,864人（H3）から57,821人（H24）と減少傾向にある。また、事業所数、従業員数とともに中心市街地のシェアは減少している。平成21年は統計調査の変更等により数字上増加しているが、平成24年調査では中心市街地のシェアは依然減少していることから、平成24年以降も事業所数、従業者数は引き続き減少傾向にあると考えられる。



(資料) 平成18年までは事業所・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス

※経済センサスの集計値については、その集計方法が平成18年以前の調査とは異なるため、グラフ上では時系列比較を行わず単年度表示とした。

○中心市街地の空き店舗率の高止まり

中心市街地の主な商店街の空き店舗率は、平均7~8%台で推移しており、空き店舗率は高止まり傾向にある。

中心市街地の主な商店街の空き店舗率

| 商店街名 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 上通一番街商店街振興組合 | 10.3% | 13.8% | 10.3% | 14.8% | 11.1% |
| 上通1・2丁目商店街振興組合 | 15.2% | 5.9% | 5.9% | 11.1% | 11.4% |
| 熊本市上通町三、四丁目商店街振興組合 | 9.8% | 13.5% | 15.7% | 6.1% | 6.0% |
| 熊本市上通五丁目商店街振興組合 | 5.3% | 5.3% | 5.3% | 7.9% | 7.7% |
| 熊本市下通新天街商店街振興組合 | 7.4% | 0.0% | 0.0% | 4.0% | 12.0% |
| 熊本市下通二番街商店街振興組合 | 6.5% | 6.5% | 3.2% | 6.7% | 0.0% |
| 熊本市下通三番街商店街振興組合 | 3.4% | 6.9% | 6.9% | 6.9% | 3.4% |
| 熊本市下通四番街商店街振興組合 | 0.0% | 3.8% | 0.0% | 0.0% | 8.0% |
| 駕町通り商店街振興組合 | 4.9% | 2.4% | 4.8% | 0.0% | 2.4% |
| シャワー通り商店会 | 12.1% | 12.1% | 15.2% | 18.5% | 14.7% |
| 熊本市新市街商店街振興組合 | 12.1% | 8.8% | 11.8% | 6.3% | 3.1% |
| 計 | 8.1% | 7.5% | 7.8% | 7.2% | 7.1% |

(資料) 熊本市「商店街業種及び空き店舗調査」

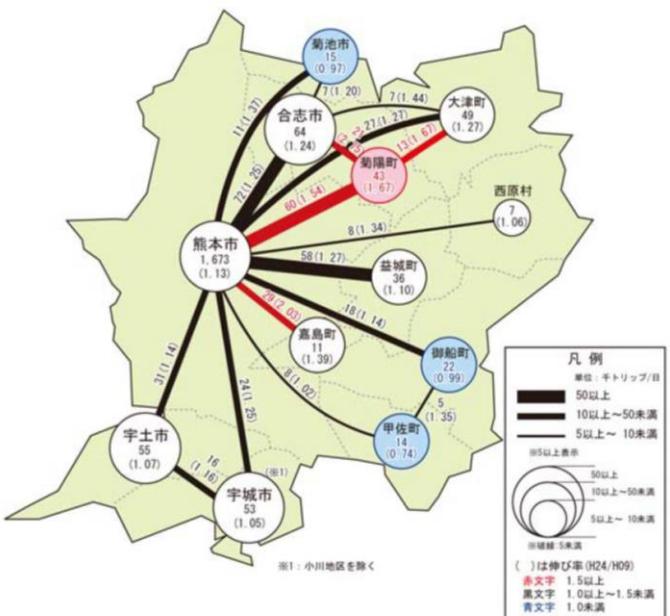
1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(4) 交通機能に関する状況

○周辺市町との結びつきが強い

市町村間の移動では、本市と合志市、菊陽町、益城町、宇土市、嘉島町、宇城市との結びつきが強く、中でも菊陽町と嘉島町との交通が増加傾向にある。

都市圏交通流動（全目的全手段、H9, H24）

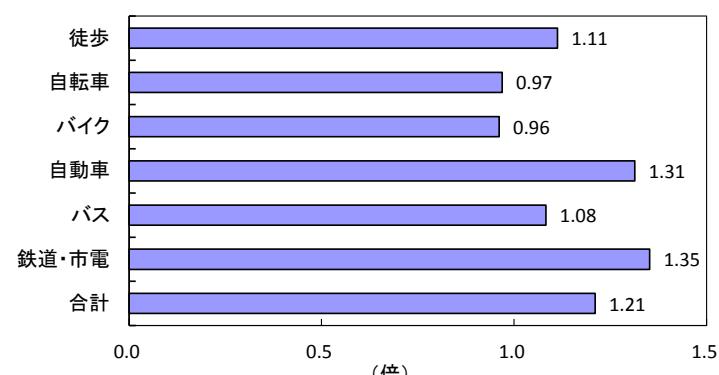


(資料) 第4回熊本都市圏PT調査結果

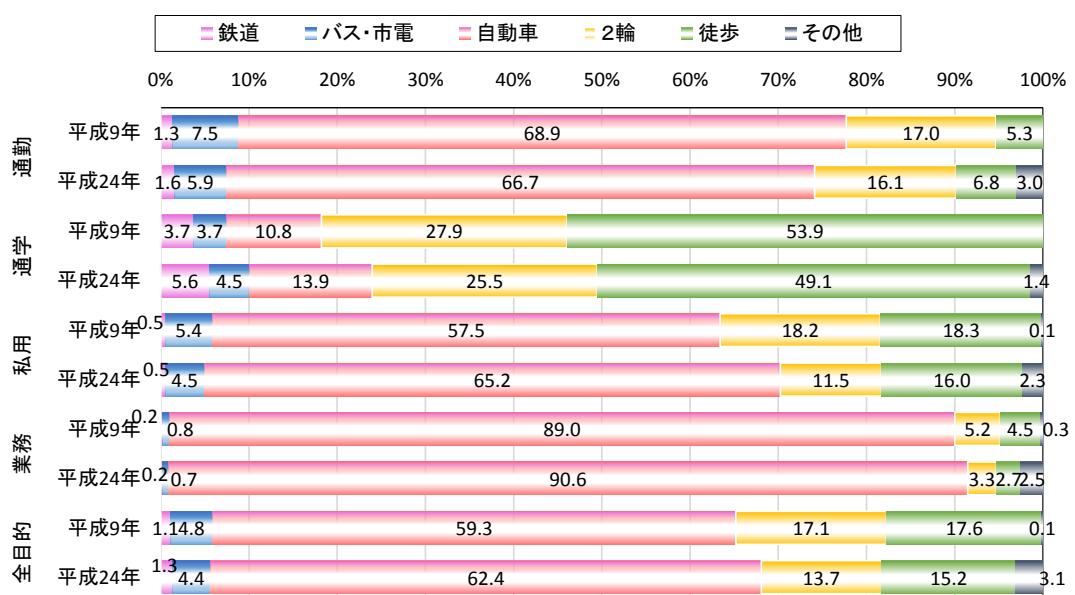
○熊本都市圏の自動車交通の利用割合は高い

熊本都市圏においても、他の地方都市同様、モータリゼーションの進展や郊外への人口拡大等により自動車交通が増加している状況にある。交通手段別の利用者数の変化を見ても、自動車交通の利用割合も高くなっている。

交通手段別の利用者数の変化 (H24/H9)



目的別交通手段の変化 (H24/H9)



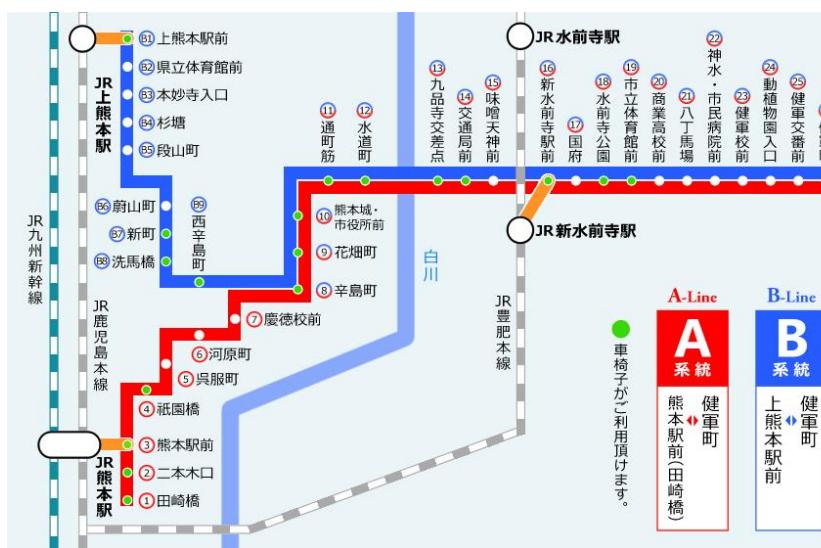
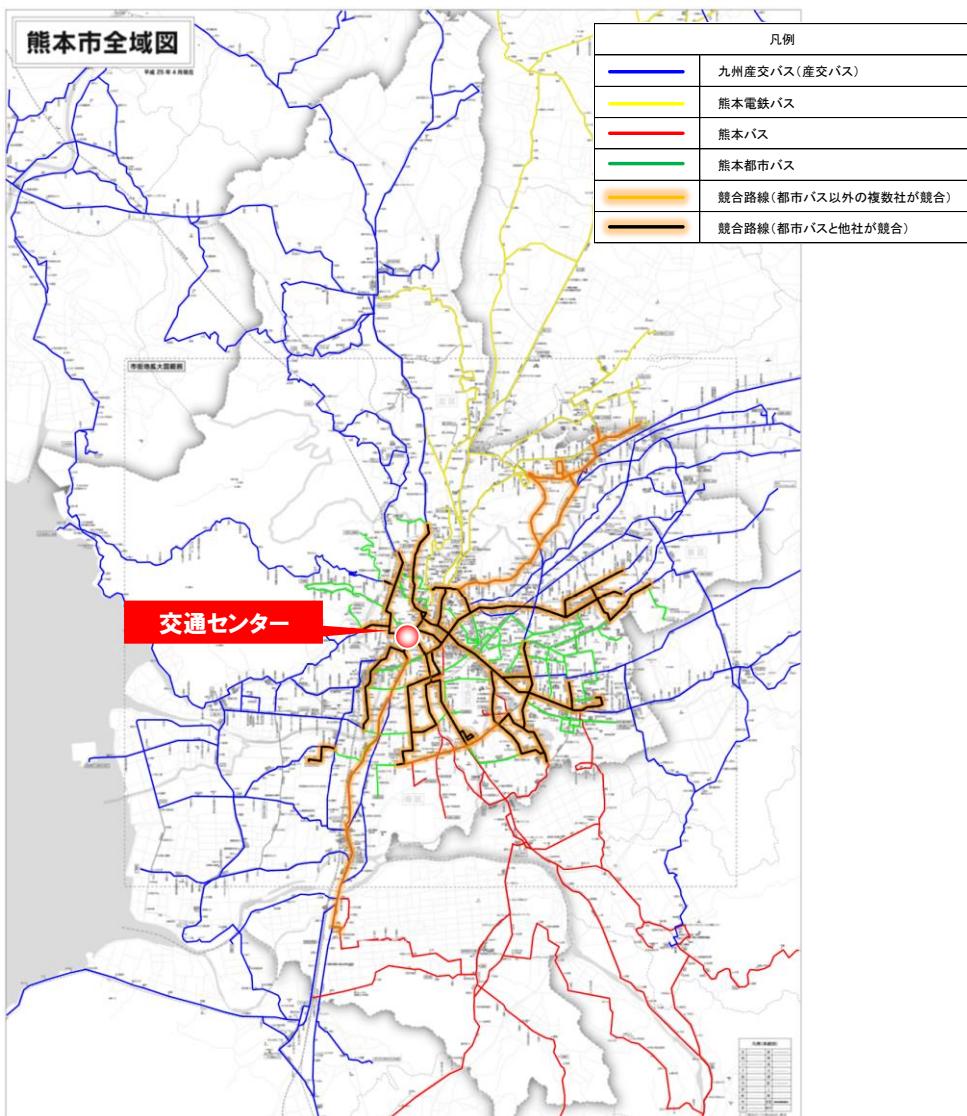
(資料) 第4回熊本都市圏PT調査結果

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○路線バスは交通センターを起点とした放射状の路線網を形成

本市の公共交通は、路線バスに加え、市電、JR、熊本電気鉄道で構成されている。

路線バスに関しては、本市のみならず周辺市町も含め、交通センターを起点として放射方向に、また、網の目状に路線バス網が張り巡らされ、本市のみならず近隣市町を含めた住民等の生活の足として役割を果たしている。



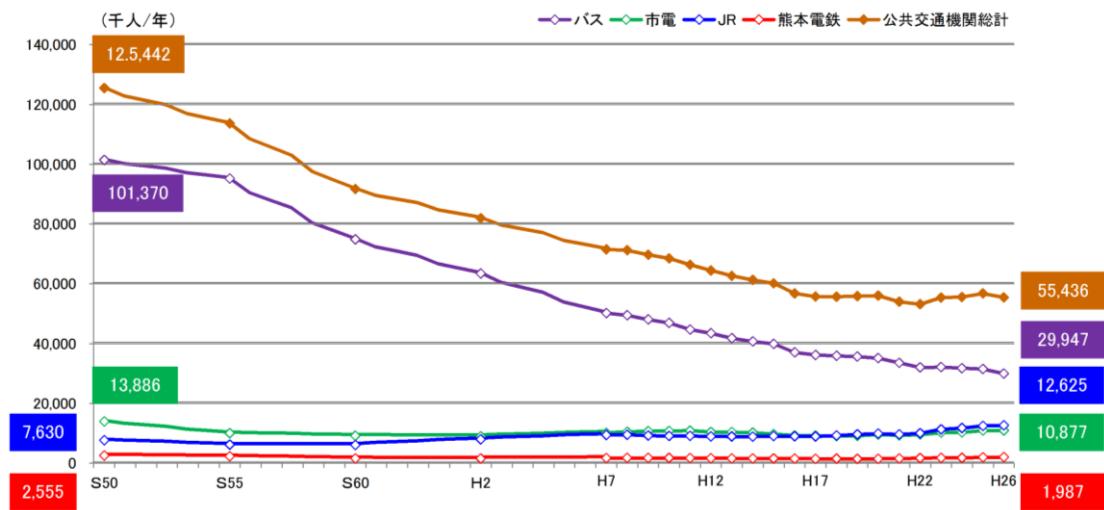
(資料) 熊本地域公共交通網形成計画

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○市内の公共交通利用者数は全体として減少を続けている

市内を走る公共交通全体の利用状況をみると、全体としては減少しており、バス利用者の減少によるところが大きい。

公共交通利用者数の推移



(資料) 統計資料及び各交通事業者提供資料

○JR熊本駅乗車人員は微増傾向にある

JR熊本駅の乗車人員については、近年は減少から横ばい状況だったが、平成23年に九州新幹線鹿児島ルートが全線開通した影響から、それ以降は微増傾向にある。

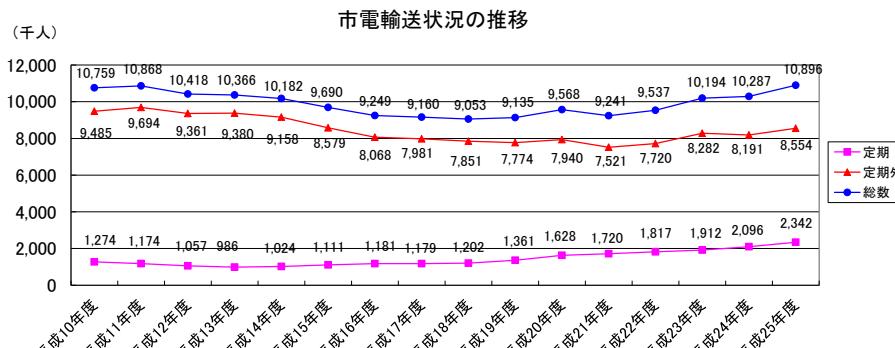
JR熊本駅乗車人員の推移



(資料) 熊本市統計書

○市電利用者は、近年増加傾向にある

市電の輸送状況の推移をみると、平成18年度頃まで利用者が減少していたが、その後増加傾向に転じている。



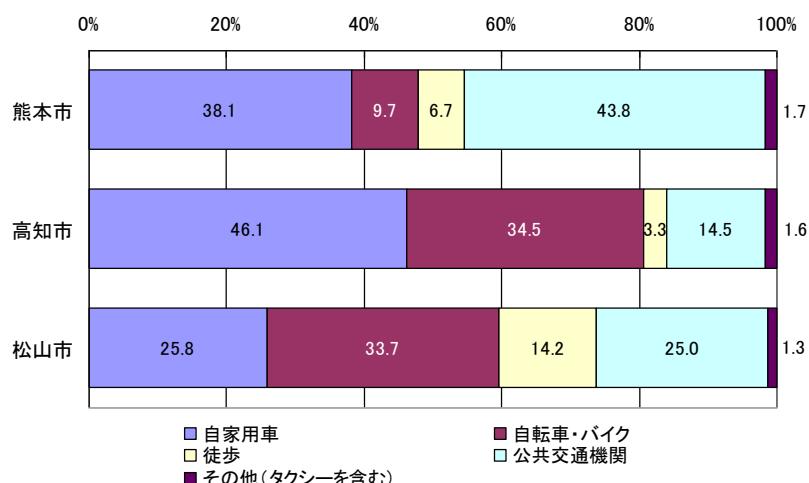
(資料) 熊本市統計書

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○公共交通手段での来街が他都市に比べ多い

中心市街地への交通手段について市電のある他の県庁所在都市（高知市、松山市）と比較してみると、本市は公共交通機関（市電・鉄道、バス）による来街の割合が高い。

中心市街地への来街手段



(資料) 熊本市は「熊本市の中心市街地に関する市民アンケート調査」(平成 23 年 10 月)

高知市は「中心商店街における消費者と商店主にかかる実態調査」(高知商工会議所) (平成 16 年度)

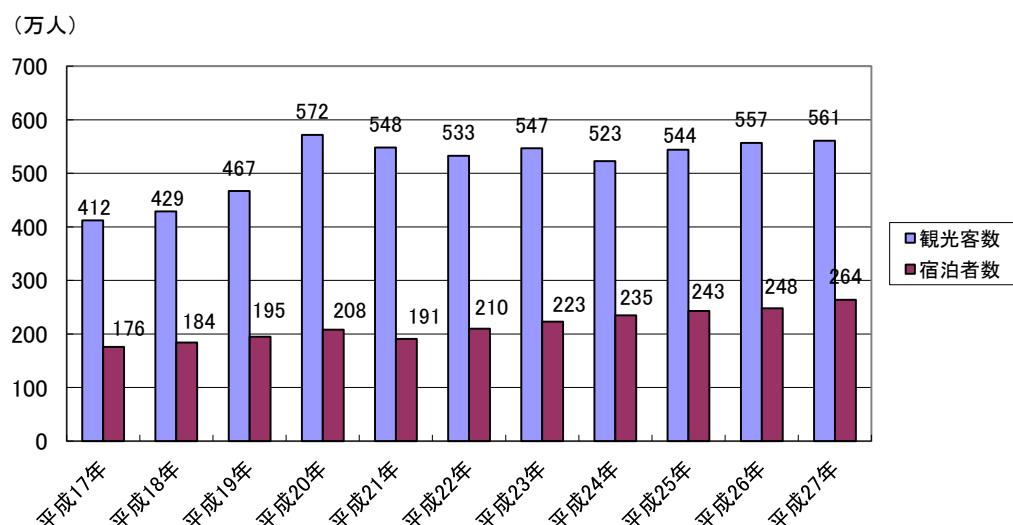
松山市は「中央商店街における通行量及び消費者意識に関する調査報告書」(平成 18 年 3 月)

(5) 観光に関する状況

○観光入込みは増加傾向

本市の年次別観光入込数は、平成 17 年まで 400 万人台前半にまで落ち込みを見せていたが、熊本城本丸御殿復元等の効果により平成 20 年からは 500 万人を超えており、同様に、宿泊客数も平成 19 年までは 200 万人以下で推移していたが、平成 22 年以降は 200 万人以上で増加を続けている。

年次別観光客入込数（観光客数、宿泊客数）



(資料) 平成 27 年熊本市観光統計

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地には熊本城をはじめとして主要な観光・文化施設が所在

施設別の入園者数において、平成 27 年では、熊本城、城彩苑、フードパル熊本、熊本市動植物園、水前寺成趣園が入込のベスト 5 である。誘客施設は中心市街地に立地しているものが多く、中でも熊本城は、熊本の歴史・文化の象徴的な存在となっており、市内有数の観光スポットとして平成 20 年は本丸御殿復元等の効果が大きく 200 万人を超える入園者数があり、一旦減少するものの、近年では再び増加傾向にある。

市内主要観光施設入園者数

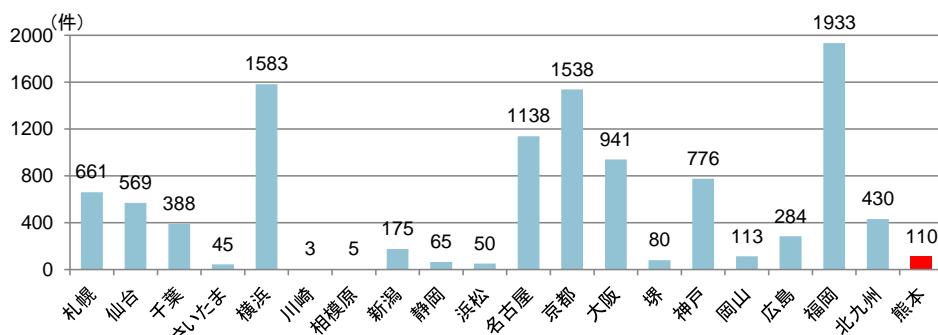
| 施設名 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 所在地 |
|-----------------|------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|
| 熊本城 (うち本丸御殿) | 1,515,225 (910,956) | 1,602,824 (1,009,458) | 1,631,655 (992,054) | 1,715,642 (1,002,286) | 熊本市中央区本丸1-1 |
| 城彩苑 (うち湧々座) | 939,657 (137,331) | 949,935 (133,637) | 985,382 (128,147) | 1,020,585 (138,635) | 熊本市中央区二の丸1-1-1 |
| 熊本市現代美術館 | 202,822 | 258,900 | 229,164 | 302,253 | 熊本市中央区上通町2-3 |
| 熊本県立美術館 分館 | 266,521 | 209,016 | 216,587 | 217,701 | 熊本市中央区千葉城町2-18 |
| 熊本県伝統工芸館 | 137,172 | 123,227 | 147,745 | 140,552 | 熊本市中央区千葉城町3-35 |
| 熊本県立美術館 本館 | 124,344 | 177,739 | 97,025 | 134,564 | 熊本市中央区古京町3-2 |
| 旧細川刑部邸 | 53,622 | 51,924 | 52,560 | 53,454 | 熊本市中央区古京町3-1 |
| 熊本博物館 | 231,672 | 40,601 | 35,547 | 17,951 | 熊本市中央区古京町3-2 |
| 小泉八雲熊本旧居 | 7,663 | 8,207 | 9,005 | 9,037 | 熊本市中央区安政町2-6 |
| 監物台樹木園 | 15,284 | 13,488 | 10,014 | 8,811 | 熊本市中央区二の丸4-1 |
| 中心市街地に立地する施設合計① | 3,493,982 | 3,435,861 | 3,414,684 | 3,620,550 | |
| フードパル熊本 | 817,000 | 780,800 | 767,900 | 760,000 | 熊本市北区貢町581-2 |
| 熊本市動植物園 | 671,998 | 725,851 | 742,302 | 741,068 | 熊本市東区健軍5丁目14-2 |
| 水前寺成趣園 | 289,204 | 275,434 | 358,827 | 379,650 | 熊本市中央区水前寺公園8-1 |
| 植木温泉 | 94,223 | 125,553 | 133,889 | 128,801 | 熊本市北区植木町 |
| 水の科学館 | 119,173 | 110,913 | 109,380 | 121,535 | 熊本市北区八景水谷1丁目11-1 |
| くまもと工芸会館 | 48,017 | 54,605 | 49,788 | 52,208 | 熊本市南区川尻1丁目3-58 |
| 田原坂資料館 | 29,828 | 30,164 | 25,522 | 26,744 | 熊本市北区植木町豊岡862 |
| 岩戸観音・五百羅漢 | 22,910 | 32,713 | 24,605 | 26,742 | 熊本市西区松尾町平山589(雲巣禪寺内) |
| 金峰森の駅みちくさ館 | 17,775 | 15,666 | 17,742 | 19,387 | 熊本市西区河内町岳1192 |
| 夏目漱石内坪井旧居 | 10,224 | 10,224 | 10,439 | 13,336 | 熊本市中央区内坪井町4-22 |
| 峠の茶屋公園(資料館) | 9,472 | 7,870 | 9,097 | 9,908 | 熊本市西区河内町岳5-4 |
| 立田自然公園 | 9,262 | 8,828 | 7,839 | 9,042 | 熊本市中央区墨髪4丁目610 |
| 新聞博物館 | 7,846 | 10,175 | 8,482 | 8,777 | 熊本市中央区世安町172 |
| 北岡自然公園 | 6,156 | 7,422 | 7,712 | 7,788 | 熊本市西区横手2丁目5-1 |
| 熊本洋学校教師ジーンズ邸 | 4,159 | 5,863 | 6,469 | 6,015 | 熊本市中央区水前寺公園22-16 |
| 島田美術館 | 4,798 | 4,603 | 4,890 | 4,592 | 熊本市西区島崎4丁目5-28 |
| 熊本市塚原歴史民族資料館 | 4,608 | 5,989 | 4,944 | 4,406 | 熊本市南区城南町塚原1924 |
| 横井小楠記念館 | 3,912 | 4,006 | 3,544 | 4,221 | 熊本市東区沼山津1丁目25-91 |
| リデル、ライト両女史記念館 | 2,251 | 2,337 | 2,599 | 2,588 | 熊本市中央区黒髪5丁目23-1 |
| 徳富記念館 | 2,158 | 3,998 | 3,867 | 2,476 | 熊本市中央区大江4丁目10-33 |
| 熊本国際民芸館 | 2,887 | 1,676 | 1,500 | 2,371 | 熊本市北区龍田1丁目5-2 |
| 御馬下の角小屋 | 2,123 | 2,745 | 1,992 | 2,145 | 熊本市北区四方寄町1274 |
| 森林学習館 | 1,566 | 1,740 | 1,858 | 1,953 | 熊本市北区貢町 |
| 後藤は山記念館 | 1,004 | 1,032 | 967 | 912 | 熊本市中央区水前寺2丁目6-10 |
| 神風連資料館 | 585 | 683 | 707 | 667 | 熊本市中央区黒髪5丁目7-60 |
| 熊本近代文学館 | 38,638 | 32,846 | 14,775 | 0 | 熊本市中央区出水2丁目5-1 |
| 本妙寺(宝物館) | 148 | 0 | 0 | 0 | 熊本市西区花園4丁目13-20 |
| 中心市街地を除く施設合計② | 2,221,925 | 2,263,736 | 2,321,636 | 2,337,332 | |
| 全施設の合計①+② | 5,715,907 | 5,699,597 | 5,736,320 | 5,957,882 | |

(資料) 平成 24~27 年熊本市観光統計

○コンベンション開催件数が他都市と比較して少ない

本市におけるコンベンション開催件数は、他の政令指定都市と比較して少ない状況である。

政令指定都市の国際会議開催件数 (H18~26 合計)



(資料) 日本政府観光局 (JNTO) 国際会議統計

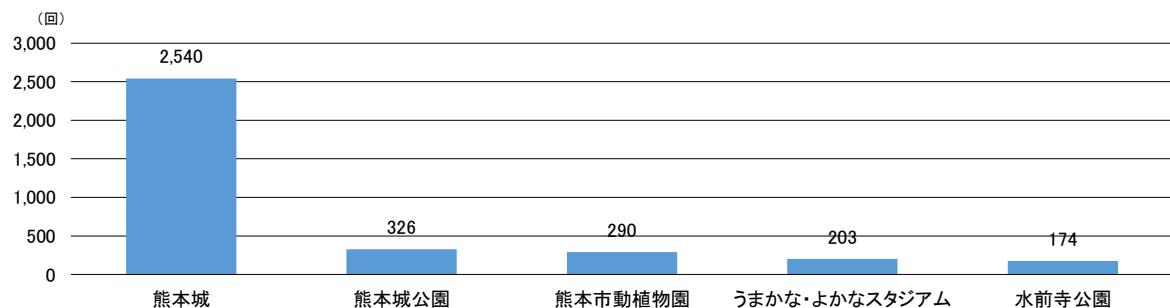
※国際会議：参加者 50 名以上、日本を含む 3 カ国以上の会議

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○知名度が非常に高い熊本城

本市における目的地の検索回数は熊本城が圧倒的に多くなっており、知名度が非常に高いことが窺える。

目的地検索回数 (H27)



(資料) 地域経済分析システム (R E S A S)

※株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」(休日、自動車)により検索された回数

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

「平成 27 年度熊本市第 6 次総合計画市民アンケート調査報告書」及び「平成 25 年度商店街アンケート調査・分析業務報告書」を基に、地域住民のニーズ等を把握・分析した。

(1) 平成 27 年度熊本市第 6 次総合計画市民アンケート調査報告書

- 実施主体 : 熊本市
- 実施期間 : 平成 27 年 12 月 28 日～平成 28 年 1 月 12 日
- 調査対象者 : 熊本市在住の満 20 歳以上の男女 1 万人
(住民基本台帳より無作為抽出。外国人含む。)
- 調査方法 : 郵送による配布・回収
- 回収結果 : 有効回収数 1,517 人 有効回収率 15.2%

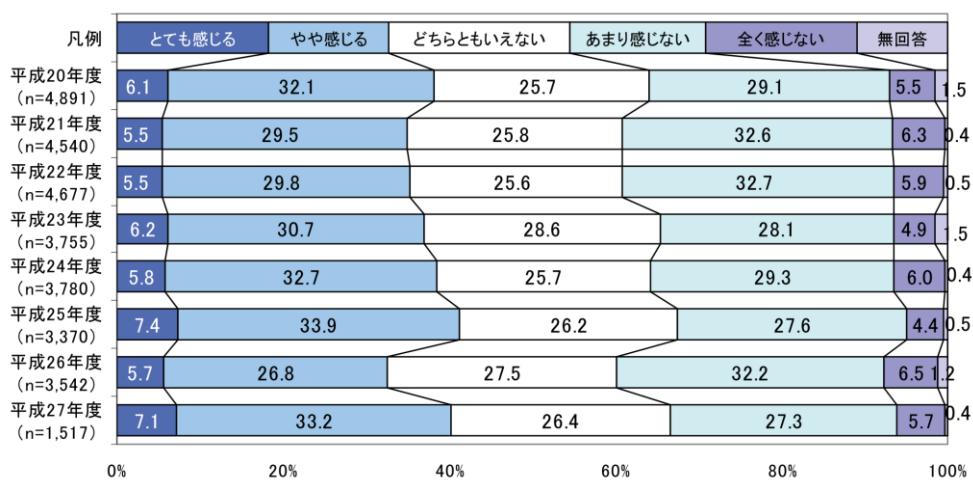
① 中心市街地のにぎわい

○ 中心市街地のにぎわいは回復傾向

中心市街地ににぎわいがあると感じるかについて、「とても感じる」(7.1%)、「やや感じる」(33.2%) を合わせた割合は 40.3% で、「あまり感じない」(27.3%)、「全く感じない」(5.7%) を合わせた割合 (33.0%) を 7.3 ポイント上回っている。

前回調査（平成 26 年度）と比較すると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は 32.5% から 7.8 ポイント増加しており、平成 20 年度以降で「とても感じる」「やや感じる」を合せた割合が最高であった平成 25 年度と同程度となっている。

中心市街地ににぎわいがあるかどうか

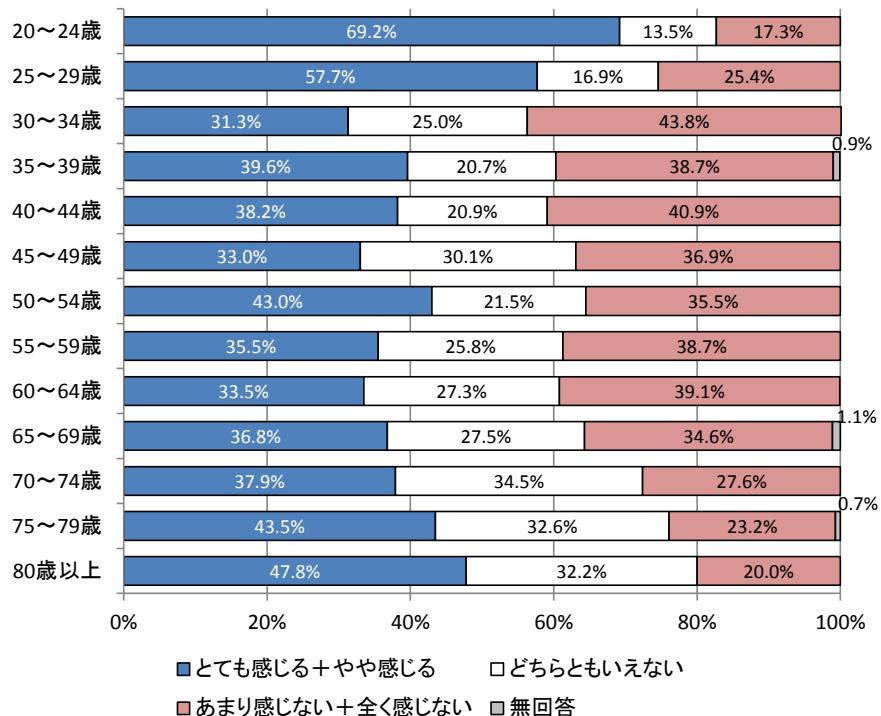


1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○若者世代は中心市街地ににぎわいを感じている

年代別でみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、20～24歳が69.2%で最も高く、次いで25～29歳(57.7%)、80歳以上(47.8%)となっている。

中心市街地ににぎわいがあるかどうか（年代別）

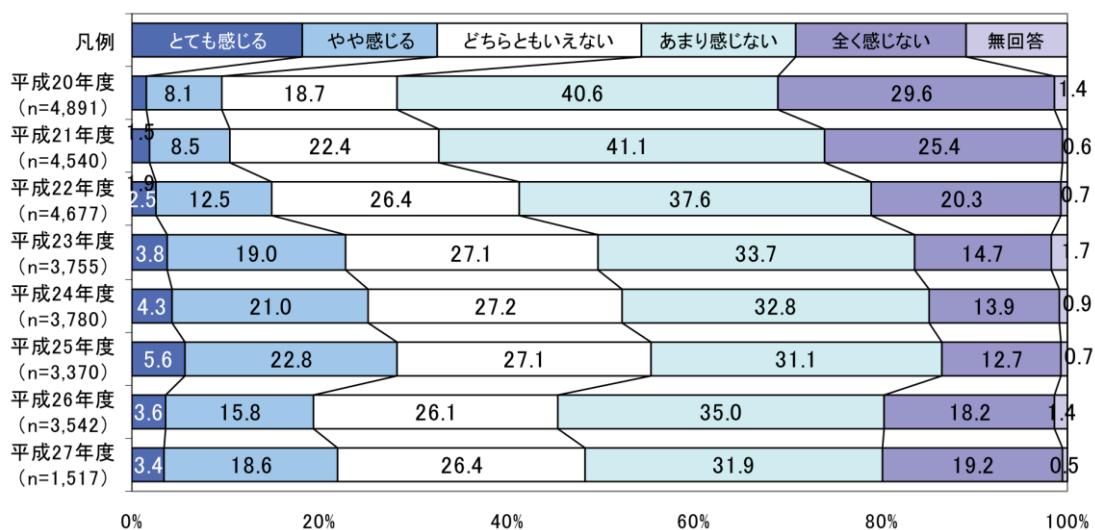


②熊本駅周辺の街並み

○熊本駅周辺の街並みが魅力的であると感じる割合は低調

熊本駅周辺の街並みが魅力的であると感じるかについては、「とても感じる」(3.4%)、「やや感じる」(18.6%)を合わせた割合は22.0%で、「あまり感じない」(31.9%)、「全く感じない」(19.2%)を合わせた割合(51.1%)を29.1ポイント下回っている。

熊本駅周辺の街並みが魅力的であるかどうか



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

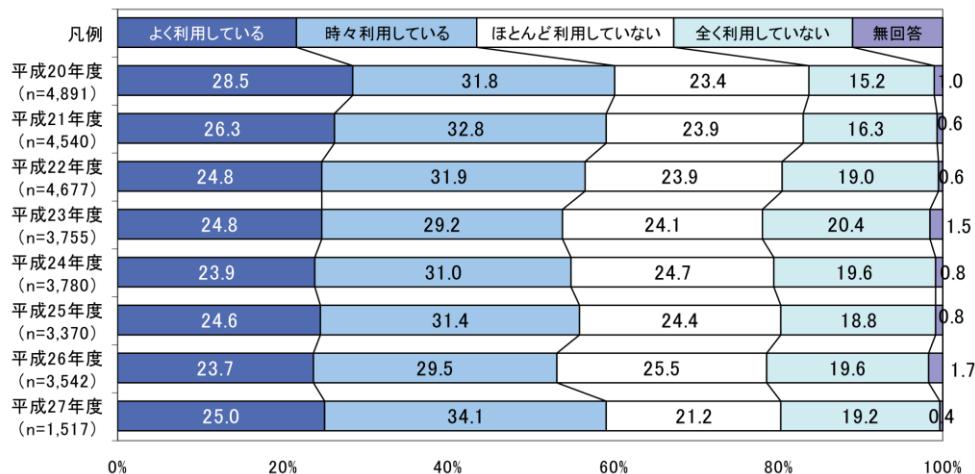
③中心市街地への交通手段

○公共交通機関の利用は増加

中心市街地に行くときに公共交通機関を利用しているかについては、「よく利用している」(25.0%)、「時々利用している」(34.1%)を合わせた割合は59.1%で、「ほとんど利用していない」(21.2%)、「全く利用していない」(19.2%)を合わせた割合(40.4%)を18.7ポイント上回っている。

前回調査(平成26年度)と比較すると、「よく利用している」、「時々利用している」を合わせた割合は53.2%から5.9ポイント増加している。

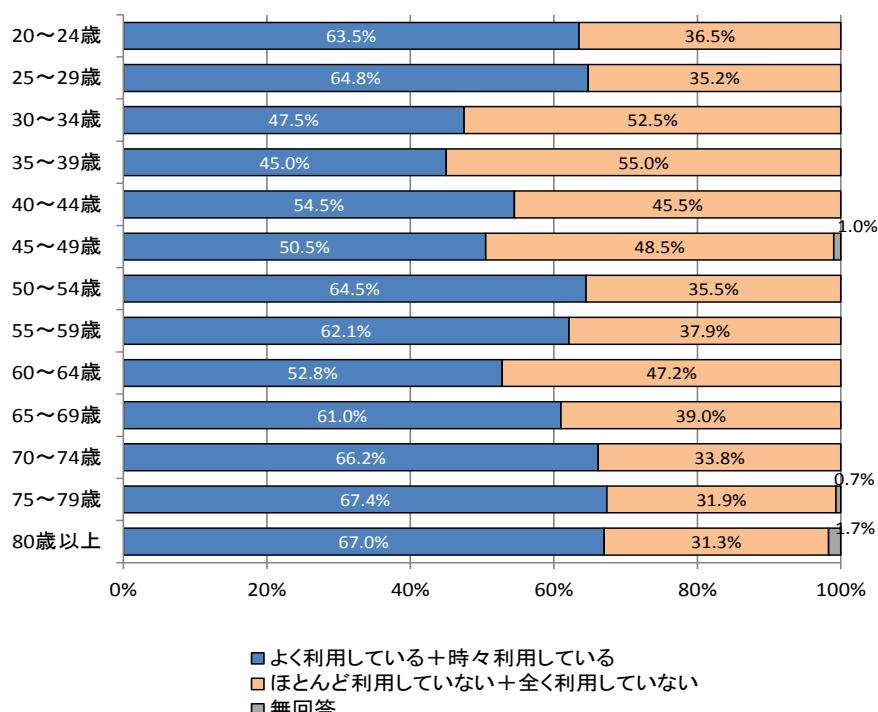
中心市街地への交通手段



○高齢者の公共交通機関利用が多い

年代別でみると、「よく利用している」、「時々利用している」を合わせた割合は、75～79歳が67.4%で最も高く、次いで80歳以上(67.0%)、70～74歳(66.2%)となっている。

中心市街地への交通手段（年代別）



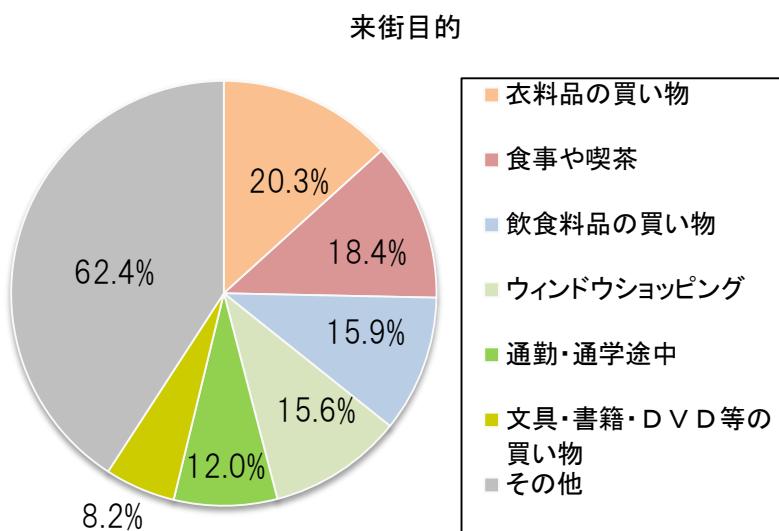
(2) 平成 25 年度商店街アンケート調査・分析業務報告書

- 実施主体 : 公益財団法人 地方経済総合研究所
- 実施期間 : 平成 25 年 12 月 1 日及び 12 月 6 日
午前 9 時台から午後 6 時台まで
- 調査地点 : 上通 (びふれす熊日会館前)、下通 (ファインビル前)、
新市街 (パチンコプラザ前)、健軍商店街 (西里生花店
前)、熊本駅前 (熊本駅前広場東口出口)
- 調査対象者 : 中学生以上の歩行者及び自転車通行者
- 調査方法 : 各調査地点に調査員を配置し、通過する歩行者及び自転
車通行者に対して、調査員が聞き取り調査を実施
- 回収結果 : 上通・下通 : 1 時間あたり 10 名 × 10 時間 = 100 名
(各地点 1 日あたり)
新市街・健軍商店街・熊本駅前 : 1 時間あたり
5 名 × 10 時間 = 50 名 (各地点 1 日あたり)

① 来街目的

○ 来街目的は買い物利用が多い

来街目的は、「衣料品の買い物」(20.3%) 「食事や喫茶」(18.4%) が多く、次いで「飲食料品の買い物」(15.9%) 「ウィンドウショッピング」(15.6%) であり、買い物の利用が多い。



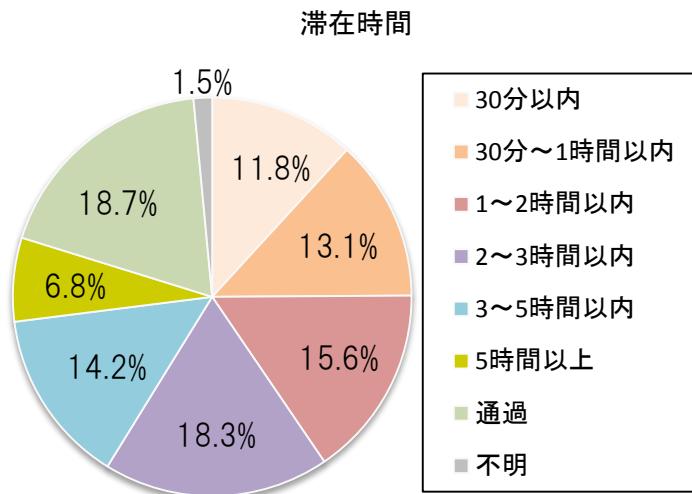
※その他：家具・インテリア、靴・バック、時計・メガネ等の各種買い物、通院・治療、カラオケなど

19 種類の目的の合計

②滞在時間

○滞在時間は比較的長時間であるが、通過する人も多い

滞在時間は、「2~3 時間以内」(18.3%) が多く、次いで「1~2 時間以内」(15.6%) 「3~5 時間以内」(14.2%) で比較的長時間の滞在が多くなっている。一方で、店舗に立寄らず中心市街地を通過する人も 18.7% と多い。



③来街頻度

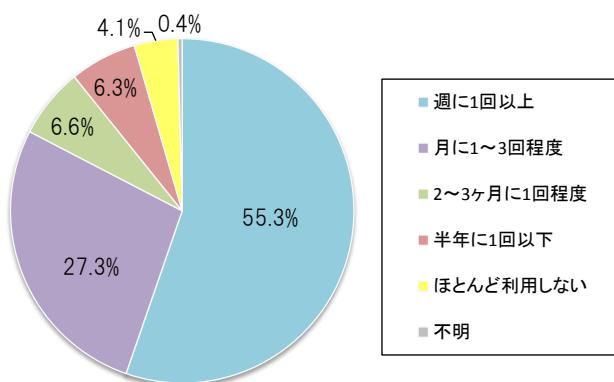
○来街頻度は増加傾向

来街頻度は、「週に1回以上」の頻度が高い割合が過半以上（55.3%）を占めており、「月に1～3回程度」（27.3%）を含めると8割以上（82.6%）が月に数回は来街している。

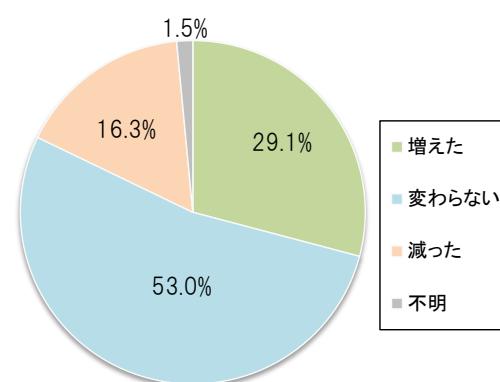
2～3年前と比べた来街頻度の増減は、「来街頻度が増えた」（29.1%）が「来街頻度が減った」（16.3%）を約13ポイント上回っており、来街頻度は増加傾向であると窺える。

来街頻度が増えた理由は、「行きたいお店・施設ができた（増えた）から」（31.4%）が最も多く、利用者ニーズにあった店舗が出店していることが窺える。

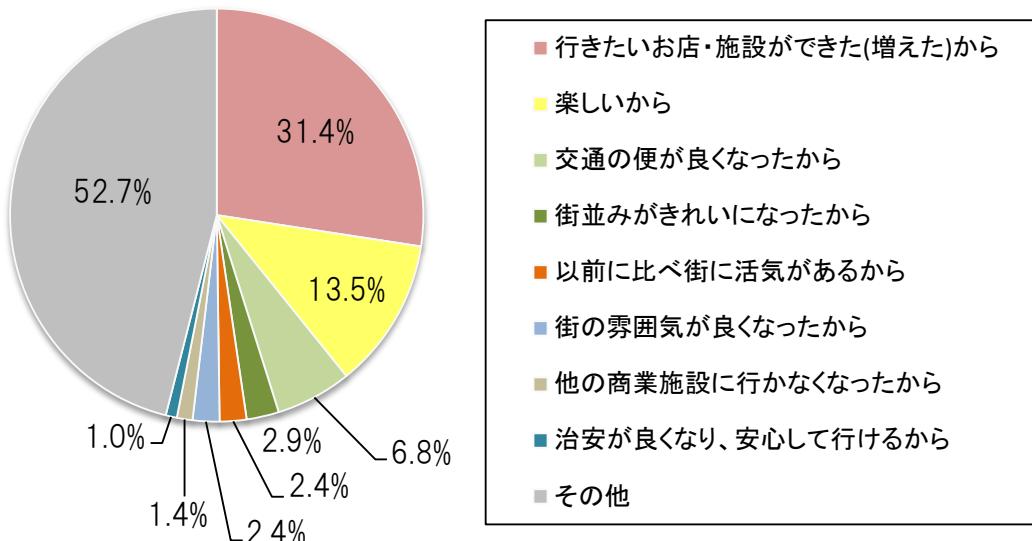
来街頻度



2～3年前と比べた来街頻度の増減



来街頻度が増えた理由



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(3) 地域住民のニーズ等の分析

- 中心市街地のにぎわいについては回復傾向であり、20歳代の若者世代はにぎわいがあると感じており、この傾向を継続、さらには拡大していくことが必要である。
- 熊本駅周辺の街並みについては、魅力的であるという意見は低調であるが、本市の陸の玄関口であることから、地区の特性に応じた街並みの形成が必要である。
- 中心市街地への来街者の交通手段は、公共交通機関の利用が増加しており、高齢者の利用が顕著であることから、安全で利便性の高い公共交通の整備を進めることが必要である。
- 利用者ニーズにあった店舗が増加したため来街頻度は増加傾向であり、さらにニーズにあった施設の立地を促進して来街頻度を高めるとともに、店舗利用だけでなく交流事業などの取り組みも併せて行うことで、滞在時間をさらに延長していくことが必要である。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[4] これまでの中心市街地活性化の取り組みと検証

(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画の取り組み内容

○計画期間：平成24年4月～平成29年3月（5年）

○区域面積：約415ha

○基本方針

・**基本方針1 人々が活発に交流しにぎわうまちづくり**

空き店舗対策などに取り組むとともに、九州中央地域の中核を担う行政、業務、文化など都市機能の更なる集積と更新を図ることとし、特に、通町筋・桜町周辺地区においては、核となる商業機能等を充実させることによりにぎわいの再生を図り、活力に満ちた一大商業ゾーンを形成する。

・**基本方針2 城下町の魅力があふれるまちづくり**

熊本城地区の復元や昔からのまち割りや歴史的建造物が残る新町・古町地区などの一体的な魅力向上を図り、往時の風情が体感できる環境づくりを進める。さらに、熊本城地区内の城彩苑や美術館、伝統工芸館などの歴史・文化施設との連携強化や、通町筋・桜町周辺地区への歩行アクセスの強化などにより、熊本城を中心とした「城下町」としての特色を最大限に活かし、多くの人を引き付ける魅力と活力にあふれた回遊性の高い町並みを形成する。

・**基本方針3 誰もが気軽に訪れることができるまちづくり**

九州新幹線鹿児島ルートの全線開業により観光客等の増加が見込めることが、更なる高齢化への対応などから、電停改良、市電と他の公共交通機関やターミナルとの結節強化、企画乗車券の販売検討など、市電を中心とした公共交通機関の利便性の向上を図るなど、公共交通網の整備に努め、さらには、自転車の走行空間や駐輪場の整備などにより、来街者、高齢者等も利用しやすい交通アクセスの向上を一体的に推進することで、誰もが気軽に訪れる能够な環境整備に取り組み、中心市街地の更なる魅力と活力を創出する。

○中心市街地の活性化の目標

基本方針1 人々が活発に交流しにぎわうまちづくり

（数値目標）商店街歩行者・自転車通行量

基準値：277,017人／日（H22） → 目標値：310,000人／日（H28）

基本方針2 城下町の魅力があふれるまちづくり

（数値目標）熊本城入園者数

基準値：1,440,355人／年（H22） → 目標値：2,000,000人／年（H28）

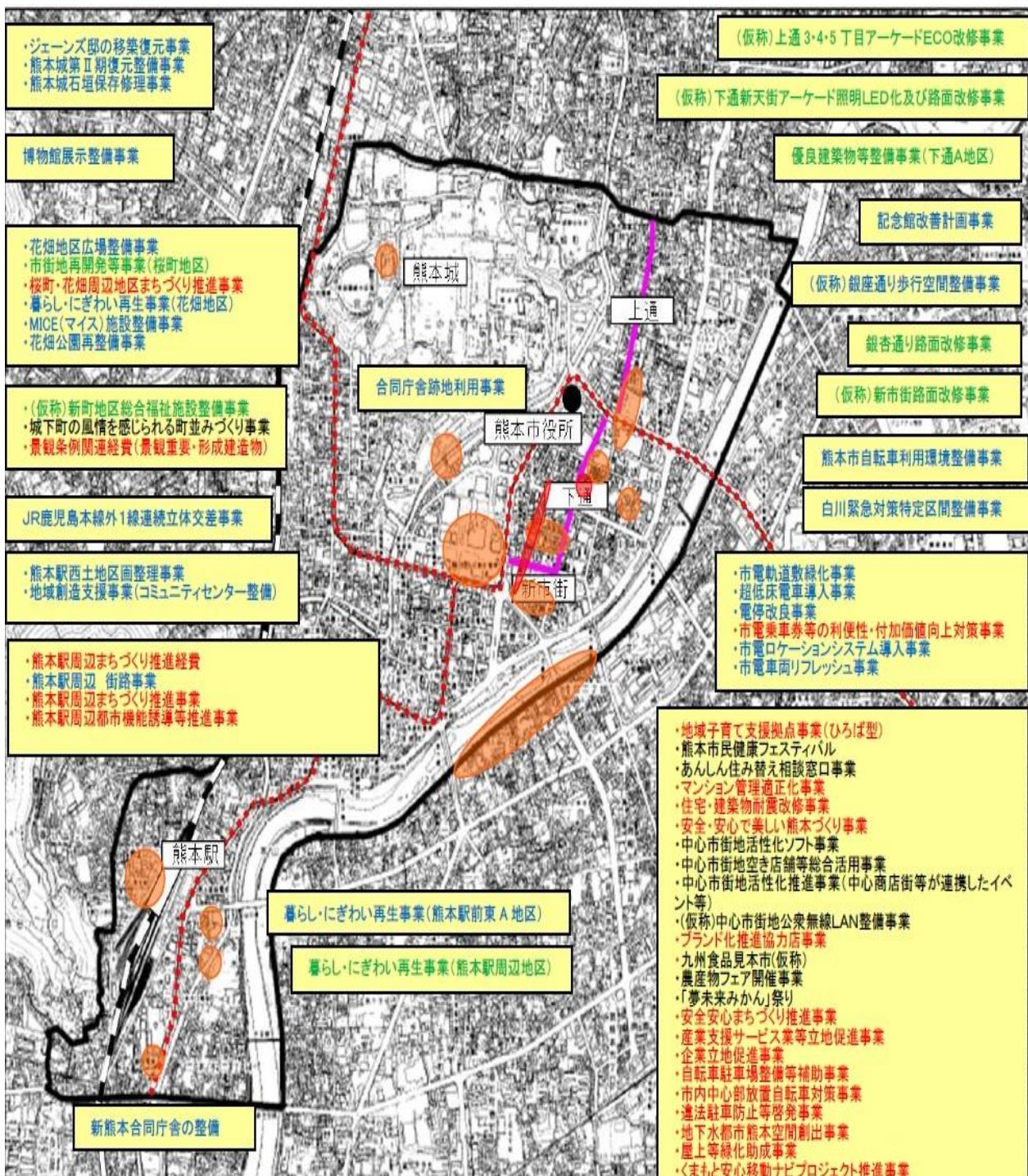
基本方針3 誰もが気軽に訪れる能够なまちづくり

（数値目標）市電の利用者数

基準値：9,537,000人／年（H22） → 目標値：10,525,000人／年（H28）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○掲載事業



| 凡例 | 行政 | 民間 (行政 + 民間含む) |
|-----|----|-------------------|
| ハード | 青 | 緑 |
| ソフト | 赤 | 黒 |

行政45事業
民間12事業
行政及び民間:8事業

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○掲載事業の進捗状況（65事業中：完了15事業、継続46事業、未着手4事業）

| 番号 | 事業名 | 実施主体 | 実施年度 | 進捗 |
|-----|--------------------------------|-------------------------------------|------------|-----|
| 1-1 | 熊本駅周辺まちづくり推進経費 | 熊本市 | H18～H28頃 | 継続 |
| 1-2 | 熊本駅周辺まちづくり推進事業 | 熊本県、熊本市 | H16～H28頃 | |
| 2-1 | 熊本駅西土地区画整理事業 | 熊本市 | H13～H28 | 継続 |
| 2-2 | 熊本駅西土地区画整理事業（道路整備） | 熊本市 | H13～H28 | |
| 2-3 | 地域創造支援事業（コミュニティセンタ-整備） | 熊本市 | H18～H24 | |
| 3-1 | 花畠地区広場整備事業 | 熊本市 | H25～H30 | 継続 |
| 3-2 | 暮らし・にぎわい再生事業（花畠地区） | 民間事業者・熊本市 | H20～H24 | |
| 4 | 市街地再開発等事業（桜町地区） | 民間事業者 | H20～ | 継続 |
| 5 | 桜町・花畠周辺地区まちづくり推進事業 | 熊本市 | H23～H30 | 継続 |
| 6 | J R 鹿児島本線外1線連続立体交差事業 | 熊本県 | H13～H28 | 継続 |
| 7 | 熊本駅周辺 街路事業 | 熊本市 | H13～H30 | 継続 |
| 8 | (仮称)銀座通り歩行空間整備事業 | 熊本市 | H22～H24 | 完了 |
| 9 | 白川緊急対策特定区間整備事業 | 国 | H15より概ね10年 | 継続 |
| 10 | 新熊本合同庁舎の整備 | 国 | H19～H26 | 完了 |
| 11 | 熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業 | 熊本県 | H18～H30 | 継続 |
| 12 | 暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区） | 民間事業者 | H20～H29 | 継続 |
| 13 | 暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東A地区） | 熊本市 | H20～H24 | 完了 |
| 14 | 地域子育て支援拠点事業（ひろば型） | 熊本市 | H25～ | 継続 |
| 15 | MICE（マイス）施設整備事業 | 熊本市 | H24～H30 | 継続 |
| 16 | 博物館展示整備事業 | 熊本市 | H22～H28 | 継続 |
| 17 | ジェーンズ邸の移築復元事業 | 熊本市 | H23～ | 継続 |
| 18 | 記念館改善計画事業 | 熊本市 | H23～ | 継続 |
| 19 | (仮称)新町地区総合福祉施設整備事業 | N P O 法人一新まちづくりの会 | H19～ | 未着手 |
| 20 | 熊本市民健康フェスティバル | 熊本市民健康フェスティバル実行委員会ほか | H1～ | 継続 |
| 21 | あんしん住み替え相談窓口事業 | 居住支援協議会 | H23～ | 継続 |
| 22 | マンション管理適正化事業 | 熊本市 | H21～ | 継続 |
| 23 | 住宅・建築物耐震改修事業 | 熊本市 | H20～H27 | 継続 |
| 24 | 安全・安心で美しい熊本づくり事業 | 熊本市 | H19～ | 完了 |
| 25 | 中心市街地活性化ソフト事業 | 熊本市および中心商店街等連合協議会、城下町大にぎわい市実行委員会等 | H19～H28 | 継続 |
| 26 | (仮称)上通3・4・5丁目アーケードE C O改修事業 | 上通5丁目商店街振興組合、上通3・4丁目商店街振興組合 | H24予定 | 完了 |
| 27 | (仮称)下通新天街アーケード照明L E D化及び路面改修事業 | 下通新天街商店街振興組合 | H24予定 | 完了 |
| 28 | (仮称)新市街路面改修事業 | 熊本市新市街商店街振興組合 | H24予定 | 未着手 |
| 29 | 中心市街地空き店舗等総合活用事業 | 熊本市または民間事業者 | H24予定 | 継続 |
| 30 | 中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等） | 熊本商工会議所、中心商店街等連合協議会、城下町大にぎわい市実行委員会他 | H16～ | 継続 |
| 31 | (仮称)中心市街地公衆無線L A N整備事業 | 熊本まちなかWi-Fi化協議会他 | H24～ | 継続 |
| 32 | ブランド化推進協力店事業 | 熊本市 | H25予定 | 未着手 |
| 33 | 九州食品見本市（仮称） | 熊本市、熊本県、金融機関、工商団体等 | H24～ | 継続 |
| 34 | 農産物フェア開催事業 | 農産物フェア実行委員会（市・JA・花き農協等） | H24予定～ | 継続 |
| 35 | 「夢未来みかん」祭り | JA熊本市柑橘部会 | H23～ | 継続 |
| 36 | 安全安心まちづくり推進事業 | 熊本市 | H18～ | 継続 |
| 37 | 産業支援サービス業等立地促進事業 | 熊本県 | H18～ | 継続 |
| 38 | 企業立地促進事業 | 熊本市 | H11～ | 継続 |
| 39 | 自転車駐車場整備等補助事業 | 熊本市 | H23～H28 | 継続 |
| 40 | 市内中心部放置自転車対策事業 | 熊本市 | H23～ | 継続 |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

| 番号 | 事業名 | 実施主体 | 実施年度 | 進捗 |
|----|---------------------------|------------------------------|---------|-----|
| 41 | 違法駐車防止等啓発事業 | 熊本市 | H23～ | 継続 |
| 42 | 街なか花絵巻賑わい事業 | (株)まちづくり熊本 (くまもと花絵巻実行委員会) | H24～ | 完了 |
| 43 | 地下水都市熊本空間創出事業 | 熊本市 | H22～H26 | 完了 |
| 44 | 屋上等緑化助成事業 | 熊本市 | H14～ | 継続 |
| 45 | 市電軌道敷緑化事業 | 熊本市 | H21～ | 未着手 |
| 46 | 城下町の風情を感じられる町並みづくり事業 | 民間、熊本市 | H23～ | 継続 |
| 47 | 景観条例関連経費（景観重要・形成建造物） | 熊本市 | H11～ | 継続 |
| 48 | 熊本城第Ⅱ期復元整備事業 | 熊本市 | H20～H29 | 継続 |
| 49 | 熊本城石垣保存修理事業 | 熊本市 | H12～ | 継続 |
| 50 | 超低床電車導入事業 | 熊本市交通局 | H25予定 | 完了 |
| 51 | 電停改良事業 | 熊本市 | H23～ | 継続 |
| 52 | 熊本市自転車利用環境整備事業 | 熊本市 | H24～H32 | 継続 |
| 53 | くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業 | 熊本県 | H18～ | 完了 |
| 54 | 市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業 | 熊本市交通局 | H19～ | 継続 |
| 55 | 市電ロケーションシステム導入事業 | 熊本市交通局 | H25～H26 | 継続 |
| 56 | 市電車両リフレッシュ事業 | 熊本市交通局 | H24～H27 | 完了 |
| 57 | 合同庁舎跡地利用事業 | 熊本市 | H27～H29 | 継続 |
| 58 | アジアンホリデー | 熊本市 | H22～ | 継続 |
| 59 | 蔚山広域市との交流推進事業 | 熊本市 | H17～ | 完了 |
| 60 | 「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり | 熊本市 | H23～H28 | 完了 |
| 61 | 熊本城マラソン事業 | 熊本城マラソン実行委員会 | H23～ | 継続 |
| 62 | 近代（明治）くまもと講座・現地見学・出版事業 | 民間団体 | H24～H25 | 完了 |
| 63 | 花畠公園再整備事業 | 熊本市 | H26～H28 | 継続 |
| 64 | 優良建築物等整備事業（下通A地区） | 民間事業者 | H26～H28 | 継続 |
| 65 | 銀杏通り路面改修事業 | 銀杏通り繁栄会 | H26予定 | 完了 |

○未着手事業の要因等

- ・(仮称) 新町地区総合福祉施設整備事業

土地購入のための協議、出資者探しや文化財調査を行っているものの、事業化に至っておらず、今後の予定も未定である。

- ・(仮称) 新市街路面改修事業

事業計画検討中であり、今後の予定は未定であるが、熊本地震により路面の損傷が悪化しているため、いずれは改修工事を行いたいとの意向である。

- ・ブランド化推進協力店事業

事業化に至っておらず、今後の予定も未定である。

- ・市電軌道敷緑化事業

桜町地区再開発事業の完成により、現在道路上にある高速バスの乗り場が移設された後、市電花畠町電停～辛島町電停区間の整備を行う予定である。

(2) 中心市街地活性化の取り組みの検証結果

①総括

中心市街地の活性化を図るべく 3 つの基本方針とそれぞれに数値目標を設定し事業を実施してきた結果、基本方針 2 については数値目標を達成できない見込みが高いものの、基本方針 1、3 については数値目標を達成する見込みであり、計画全体としては一定の効果が得られた。

基本方針 1 については、にぎわい創出に資するイベント等のソフト事業を継続的に実施したとともに、熊本駅周辺地区の整備や企業立地の推進事業による中心市街地のにぎわいの創出が寄与した。また、基本方針 3 については、平成 26 年 3 月から市電に交通系 IC カードが導入され利便性の向上が図られた効果が大きかった。

他方で、基本方針 2 の「熊本城入園者数」については、目標を達成できない見込みである。平成 23 年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い増加傾向にあり、海外に向けたプロモーション活動の展開による外国人観光客の増加、中心市街地や熊本城に隣接する「桜の馬場城彩苑」でのイベント開催により集客の増加が図られたが、目標数値までは届かない見込みである。

目標数値に届かない原因としては、平成 22 年（基準年）と平成 27 年（最新年）の入園者数を比較した際に、外国人観光客は当初約 4 万人の増加を見込んでいたのに対して、約 27 万人増加したが、国内観光客は当初約 54 万人の増加を見込んでいたのに対して、約 6 万人の増加にとどまっているということが考えられる。この要因としては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業があったものの、現在ではその効果が薄れ、九州以外からの観光客が少ないということが挙げられる。

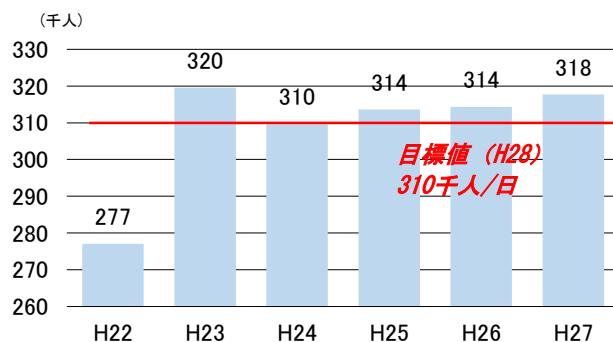
そのため、これまでの効果を一過性に終わらせることなく持続可能なものにしていくため、今後も引き続き「城下町の魅力あふれるまち」づくりを推進していく必要がある。

②数値目標の検証結果

基本方針1 「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」

(数値目標) 商店街歩行者・自転車通行量 : **目標を達成する見込み。**

1) 目標数値の推移とその検証



※調査対象：計測地点 28 か所における歩行者及び自転車

(中学生程度以上) 通行量の 2 日間（金曜日と日曜日）の平均値

※調査主体：熊本市、熊本商工会議所

平成 27 年度の商店街歩行者・自転車通行量は、計画の基準値 (H22) と比べて 40,650 人 (14.7%) 増加し、317,667 人となっており、目標を達成する見込みである。これは、にぎわい創出に資するイベント等のソフト事業を継続的に実施したとともに、熊本駅周辺地区の整備や企業立地の推進事業による中心市街地のにぎわいの創出が寄与したと推察される。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①花畠地区広場整備事業(事業主体：熊本市)

| | |
|------------|---|
| 事業完了時期 | 平成 30 年度【未】 |
| 事業概要 | 中心市街地のにぎわいの核となる広場整備を行う。 |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>桜町・花畠周辺地区のにぎわい創出と中心市街地の回遊性の拠点となるよう暫定的な運用を行い、再開発事業完了後は、隣接するシンボルプロムナードと一体となって市民等が憩い・集いたくなるような空間を形成する。また、市民等が気軽に使用でき、また日常においても寛げる空間となるよう芝生や人工芝等による整備を行い、桜町・花畠周辺地区のにぎわいを創出する。</p> <p>平成 27 年度から（仮称）花畠広場として暫定的に供用開始したところであり、物販、飲食や展示会等の多様な利用が行われ、休日における稼働率は、平均 74% と多くの方が利用している。さらに、周辺 3 地点の歩行者通行量は前年と比べ、平均 1.4 倍の伸びを示しており、当地区のにぎわいを創出している。</p> |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

| | | | | |
|------------------------|--|------------------------|------------------------|------------------------|
| | <p>【スケジュール（見込）】</p> <p>平成 26 年度 旧産業文化会館解体</p> <p>平成 27・28 年度 整備計画作成</p> <p>平成 29 年度 基本設計</p> <p>平成 30 年度 実施設計・整備着手</p> <p>【周辺 3 地点の通行量】</p> <table border="1"><tr><td>平成 22 年度（基準値）：30,507 人</td></tr><tr><td>平成 26 年度（前年度）：32,858 人</td></tr><tr><td>平成 27 年度（最新値）：46,810 人</td></tr></table> | 平成 22 年度（基準値）：30,507 人 | 平成 26 年度（前年度）：32,858 人 | 平成 27 年度（最新値）：46,810 人 |
| 平成 22 年度（基準値）：30,507 人 | | | | |
| 平成 26 年度（前年度）：32,858 人 | | | | |
| 平成 27 年度（最新値）：46,810 人 | | | | |

②市街地再開発等事業（桜町地区）（事業主体：民間事業者）

| | |
|------------|--|
| 事業完了時期 | 平成 30 年度【未】 |
| 事業概要 | 民間事業者の再開発事業により、バスターミナル、商業施設、（仮称）熊本城ホール等の整備を行う。 |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>人・モノ・情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新により、桜町・花畠周辺地区のにぎわいの創出を図る。</p> <p>【スケジュール（見込）】</p> <p>平成 26 年度 基本設計・実施設計・権利変換計画作成・測量等</p> <p>平成 27 年度 解体工事・建設工事・工事監理</p> <p>平成 28 年度 解体工事・建設工事・工事監理</p> <p>平成 29 年度 建設工事・工事監理</p> <p>平成 30 年度 建設工事・工事監理</p> <p>平成 31 年度 施設完成</p> <p>※平成 27 年度から施設の解体工事が始まり、平成 28 年度は解体工事完了後、建設工事に着手しており、予定通り進捗している。</p> |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③【追加】優良建築物等整備事業（下通A地区）（事業主体：民間事業者）

| | |
|------------|---|
| 事業完了時期 | 平成 28 年度【未】 |
| 事業概要 | 優良建築物等整備事業を活用し、老朽化した 2 棟の建物の共同建替を行う。 |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>耐震上、早急な建て替えが望まれる老朽化した建物の建て替えを行い、地区の安全性、防災性の向上を図る。また、熊本城方面から下通へ通り抜けが可能な歩行者空間の確保や外向き店舗を配置することで、通りからにぎわい創出を図る。</p> <p>【スケジュール（見込）】</p> <p>平成 26 年度 基本設計・実施設計、解体工事 平成 27 年度 解体工事、建設工事 平成 28 年度 建設工事、施設完成 施工完了 ※平成 27 年度に施設の解体工事が完了し、建設工事に着手しており、平成 28 年度に予定通り施設完成予定である。</p> |

④中心市街地空き店舗等総合活用事業（事業主体：熊本市又は民間事業者）

| | | | |
|---------------------------------|---|---------------------------------|--------------------------------|
| 事業完了時期 | 【実施中】 | | |
| 事業概要 | 中心市街地（上通、下通、新市街他）における空き店舗数が増加傾向にあることから、空き店舗等の利活用を図るための支援措置を講じる。 | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>商店街の空き店舗に入居する際の費用及びその後の家賃の一部を補助することにより、空き店舗の解消に向けて取り組む。</p> <p>空き店舗率は改善傾向にあり、平成 27 年度は、営業店舗数も 13 店舗増加している（目標数値の設定時も同数の増加を見込む）。営業店舗数の増加により集客が図られ、歩行者通行量が増加している。</p> <p>【中心商店街空き店舗率】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成 22 年度（基準値）：11.4%（42 店／370 店）</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度（最新値）：7.1%（26 店／367 店）</td> </tr> </table> | 平成 22 年度（基準値）：11.4%（42 店／370 店） | 平成 27 年度（最新値）：7.1%（26 店／367 店） |
| 平成 22 年度（基準値）：11.4%（42 店／370 店） | | | |
| 平成 27 年度（最新値）：7.1%（26 店／367 店） | | | |

⑤（仮称）下通新天街アーケード照明 LED 化及び路面改修事業（事業主体：下通新天街商店街振興組合）

| | | | |
|-------------------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 事業完了時期 | 平成 25 年度【済】 | | |
| 事業概要 | 整備後 20 数年が経過した下通新天街エリアの路面改修を行うとともに、アーケード照明の LED 化を図る。 | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>「安全な歩行環境」の整備事業として、路面改修等を行うとともに、「夜も安心できる明るいアーケード環境の整備」による防犯体制強化事業として、アーケードライトの LED 化、防犯カメラの設置等を実施し、商店街の魅力が向上した。</p> <p>【下通及び下通周辺地区の通行量】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成 22 年度（基準値）：158,612 人</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度（最新値）：169,634 人</td> </tr> </table> | 平成 22 年度（基準値）：158,612 人 | 平成 27 年度（最新値）：169,634 人 |
| 平成 22 年度（基準値）：158,612 人 | | | |
| 平成 27 年度（最新値）：169,634 人 | | | |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑥(仮称)中心市街地公衆無線LAN整備事業(事業主体：熊本まちなかWi-Fi化協議会他)

| | | | | |
|------------------------|---|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 事業完了時期 | 【実施中】 | | | |
| 事業概要 | 上通・下通・新市街とその周辺商店街エリアに、中心商店街が主体となって、公衆無線LANの整備を行う。 | | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>上通・下通・新市街の各商店街が費用を負担し、試験的に公衆無線LANの運用を行い、これを活用して様々な情報を発信し、中心市街地の活性化を図っている。設置後、利用者数は順調に伸びてきており、商店街の魅力向上に大きく寄与している。</p> <p>【アクセスポイントの設置数】</p> <p>上通 6箇所、下通 8箇所、新市街 3箇所</p> <p>【利用者数推移】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 26 年 3 月 : 4,001 人</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 3 月 : 9,109 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 3 月 : 17,889 人</td> </tr> </table> | 平成 26 年 3 月 : 4,001 人 | 平成 27 年 3 月 : 9,109 人 | 平成 28 年 3 月 : 17,889 人 |
| 平成 26 年 3 月 : 4,001 人 | | | | |
| 平成 27 年 3 月 : 9,109 人 | | | | |
| 平成 28 年 3 月 : 17,889 人 | | | | |

⑦熊本駅前東A地区関連事業（事業主体：熊本市）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--------------------------|---------------------------|
| 事業完了時期 | (熊本駅前東A地区市街地再開発事業) 平成 20 年度 【済】 (暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)) 平成 24 年度 【済】 | | | | | |
| 事業概要 | 公共公益施設、商業業務施設、共同住宅等の整備を一体的に行う。 | | | | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>情報交流拠点「くまもと森都心プラザ」やタワーマンション等の整備により、情報発信・にぎわいの創出・駅に近接した中心市街地での都心居住が図られた。また、多くの方が情報交流施設を利用し、特に図書館の利用をしていることから、熊本駅周辺地区の歩行者通行量の増加に寄与している。</p> <p>【情報交流施設利用者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 25 年度 : 1,052,109 人 (うち図書館利用者 758,068 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度 : 1,109,252 人 (うち図書館利用者 800,840 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度 : 975,118 人 (うち図書館利用者 647,635 人)</td> </tr> </table> <p>【熊本駅周辺地区 2 地点の通行量】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 22 年度 (基準値) : 3,485 人</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度 (最新値) : 12,498 人</td> </tr> </table> | 平成 25 年度 : 1,052,109 人 (うち図書館利用者 758,068 人) | 平成 26 年度 : 1,109,252 人 (うち図書館利用者 800,840 人) | 平成 27 年度 : 975,118 人 (うち図書館利用者 647,635 人) | 平成 22 年度 (基準値) : 3,485 人 | 平成 27 年度 (最新値) : 12,498 人 |
| 平成 25 年度 : 1,052,109 人 (うち図書館利用者 758,068 人) | | | | | | |
| 平成 26 年度 : 1,109,252 人 (うち図書館利用者 800,840 人) | | | | | | |
| 平成 27 年度 : 975,118 人 (うち図書館利用者 647,635 人) | | | | | | |
| 平成 22 年度 (基準値) : 3,485 人 | | | | | | |
| 平成 27 年度 (最新値) : 12,498 人 | | | | | | |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑧新熊本合同庁舎の整備（事業主体：国）

| | |
|------------|--|
| 事業完了時期 | (A棟) 平成19年度～平成22年度（供用開始 H23.2）【済】 (B棟) 平成24年度～平成26年度（供用開始 H26.10）【済】 |
| 事業概要 | 熊本駅周辺地区の南の回遊拠点として、坪井川や市電の電停と併せた憩いとやすらぎの空間の創出を図る。 |
| 事業効果及び進捗状況 | 熊本駅にふさわしいアメニティ空間が形成されるとともに、拠点施設としてにぎわいの創出が図られた。 【A棟、B棟を合わせた職員数及び来庁者数（平成28年3月現在）】 職員数：約2,200人 来庁者数：約8,000人／月 |

⑨企業立地促進事業（事業主体：熊本市）

| | |
|------------|---|
| 事業完了時期 | 【実施中】 |
| 事業概要 | 企業立地を促進するため、ホームページやパンフレット等を活用した広報活動や市内に事業所を新設・増設・移設する企業に対する支援措置を講ずる。 |
| 事業効果及び進捗状況 | 中心市街地における企業立地件数は増加傾向で、平成22年度以降の新規雇用予定者数は約3,000人となり、中心市街地のにぎわい創出に寄与している。職種としてはコールセンター・事務センター等が多い。なお、市内全体の企業立地件数においても、平成22年度には8件であったが、平成27年度には16件まで増加しており、製造業や運輸業、コールセンター等の職種を中心に、様々な企業が進出している。 【中心市街地における企業立地件数】 平成22年度：1件 平成25年度：7件 平成23年度：1件 平成26年度：6件 平成24年度：5件 平成27年度：8件 |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑩自転車駐車場整備等補助事業（事業主体：熊本市）

| 事業完了時期 | 平成 28 年度【未】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---------------|---------------|----|----|----------|---------------|---------------|---------------|----------|---------------|---------------|---------------|----------|---------------|---------------|---------------|------------------------|--------------------|
| 事業概要 | 中心市街地の駐輪場不足を解消するため、民営駐輪場を新たに整備した民間事業者や短時間（2 時間以内）の駐輪場利用者について料金を徴収しない民間事業者に対し、要綱に基づき整備費の一部を補助する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>平成 24 年度に民営駐輪場 11 箇所の整備は完了し、平成 28 年度までの 5 年間にわたって補助を行う。</p> <p>駐輪場の整備により、自転車利用者の利便性が向上し、放置自転車数も大幅に減少している。利用者をより中心市街地へ呼び込むことにつながっており、安全・安心で快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善を実現している。</p> <p>【中心市街地の駐輪場設置数】</p> <p>市営 5 箇所、民営 11 箇所</p> <p>【中心市街地の駐輪場利用台数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市営</th> <th>民営</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1, 133, 723 台</td> <td>1, 358, 574 台</td> <td>2, 492, 297 台</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1, 150, 072 台</td> <td>1, 349, 895 台</td> <td>2, 499, 967 台</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1, 070, 474 台</td> <td>1, 253, 687 台</td> <td>2, 324, 161 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中心市街地の放置自転車数の調査結果（年 1 回実施）】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 22 年度（基準値）：1, 857 台</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度（最新値）：54 台</td> </tr> </table> | 年度 | 市営 | 民営 | 合計 | 平成 25 年度 | 1, 133, 723 台 | 1, 358, 574 台 | 2, 492, 297 台 | 平成 26 年度 | 1, 150, 072 台 | 1, 349, 895 台 | 2, 499, 967 台 | 平成 27 年度 | 1, 070, 474 台 | 1, 253, 687 台 | 2, 324, 161 台 | 平成 22 年度（基準値）：1, 857 台 | 平成 27 年度（最新値）：54 台 |
| 年度 | 市営 | 民営 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 25 年度 | 1, 133, 723 台 | 1, 358, 574 台 | 2, 492, 297 台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 26 年度 | 1, 150, 072 台 | 1, 349, 895 台 | 2, 499, 967 台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 27 年度 | 1, 070, 474 台 | 1, 253, 687 台 | 2, 324, 161 台 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度（基準値）：1, 857 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 27 年度（最新値）：54 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

基本方針2 「城下町の魅力があふれるまちづくり」

(数値目標) 熊本城入園者数 : **目標を達成できない見込み。**

1) 目標数値の推移とその検証



※調査対象：熊本城の年間入園者数

※調査月：4月～翌年3月

※調査主体：熊本市

平成27年の熊本城入園者数は、計画の基準値（H22）と比べて334,984人（23.3%）増加し、1,775,339人となっているが、目標の2,000,000人までは届いておらず、目標達成可能とは見込まれない。

これは、海外に向けたプロモーション活動の展開による外国人観光客の増加、中心市街地や熊本城に隣接する「桜の馬場城彩苑」でのイベント開催により集客が図られたが、目標数値までは届かない見込みである。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①熊本城第Ⅱ期復元整備事業（事業主体：熊本市）

| | |
|------------|---|
| 事業完了時期 | 平成29年度【未】 |
| 事業概要 | 平成20年度から平成29年度までの10年間を目処に、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」、「平左衛門丸の塀」の区域の整備を進める。 |
| 事業効果及び進捗状況 | 平成26年度に馬具櫓及び続塀の整備が終わり、平成27年度は、前年度までの整備事業の報告書をまとめ、今後も継続して事業を進めていく。熊本の歴史・文化を象徴する熊本城を復元整備し、中心市街地と調和した都市空間の再生を図る。 |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②中心市街地活性化推進事業(事業主体：熊本商工会議所、中心商店街等連合協議会、城下町大にぎわい市実行委員会、ストリート・アート・プレックス実行委員会他)

| 事業完了時期 | 【実施中】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 事業概要 | <p>年間を通して行われるストリート・アート・プレックスや四季折々にまちなかのにぎわいを創出する、「城下町くまもとゆかた祭」、「城下町くまもと銀杏祭」、「はしご酒」、「大にぎわい市」、「光のページェント」等を開催する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>まちの文化、芸術の継続的な発信や事業者、商店街等が連携して、中心市街地の魅力向上につながるイベントを季節ごとに実施し、まちなかのにぎわいを創出する。</p> <p>【ストリート・アート・プレックス】 開催数：通算 208 回（毎年 10 回程度）</p> <p><集客数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,295 人</td><td>34,939 人</td><td>30,732 人</td><td>36,604 人</td><td>37,807 人</td><td>33,844 人</td></tr> </tbody> </table> <p>【城下町くまもと銀杏祭】 開催数：通算 11 回（毎年 10 月）</p> <p><集客数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,816 人</td><td>37,108 人</td><td>39,940 人</td><td>53,082 人</td><td>56,064 人</td><td>64,194 人</td></tr> </tbody> </table> <p>【城下町大にぎわい市】 開催数：通算 12 回（毎年 10 月）</p> <p><集客数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>126,330 人</td><td>156,984 人</td><td>168,400 人</td><td>201,906 人</td><td>72,466 人</td><td>133,000 人</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度は台風の接近により初日のみ開催。</p> | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 25,295 人 | 34,939 人 | 30,732 人 | 36,604 人 | 37,807 人 | 33,844 人 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 22,816 人 | 37,108 人 | 39,940 人 | 53,082 人 | 56,064 人 | 64,194 人 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 126,330 人 | 156,984 人 | 168,400 人 | 201,906 人 | 72,466 人 | 133,000 人 |
| 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25,295 人 | 34,939 人 | 30,732 人 | 36,604 人 | 37,807 人 | 33,844 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22,816 人 | 37,108 人 | 39,940 人 | 53,082 人 | 56,064 人 | 64,194 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 126,330 人 | 156,984 人 | 168,400 人 | 201,906 人 | 72,466 人 | 133,000 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

基本方針3 「誰もが気軽に訪れることができるまちづくり」(数値目標) 市電の利用者数 : **目標を達成する見込み。**

1) 目標数値の推移とその検証



※調査対象：現金運賃収入による利用者数（運賃収入/一人当たりの平均運賃）や定期券、ICカード等の利用者数の合計により算出

※調査月：4月～翌年3月

※調査主体：熊本市交通局

平成27年の市電の利用者数は、計画の基準値（H22）と比べて15.7%増加の11,030,949人となっており、目標の10,525,000人を大きく超え、目標を達成する見込みである。

これは、平成26年3月から市電に交通系ICカードが導入され利便性の向上が図られた効果が大きく寄与したものと考えられる。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①超低床電車導入事業（事業主体：熊本市交通局）

| | |
|------------|--|
| 事業完了時期 | 平成26年度【済】 |
| 事業概要 | 超低床電車を7編成14両所有していたが、誰もが利用しやすい市電とするため、新型超低床電車（COCORO）を1編成2両導入する。 |
| 事業効果及び進捗状況 | 新型超低床電車は、出入口付近の床面高さが30cmで、車いす用の電動リフトを装備している。バリアフリー化により、誰もが乗降しやすいものとなり、市電の利用者数の増加に寄与している。 |

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②市電車両リフレッシュ事業（事業主体：熊本市交通局）

| | |
|------------|--|
| 事業完了時期 | 平成 27 年度【済】 |
| 事業概要 | 旧型車 22 両の市電のステップ改良（嵩上げ）や窓ガラスの取り替え等を実施する。 |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>平成 26 年度までに旧型車 22 両のうち 17 両の改修が終わり、平成 27 年度に残りの 5 両を改修した。利便性の向上を図ることにより誰もが乗降しやすいものとなり、市電の利用者数の増加に寄与している。</p> <p>【市電車両の満足度（市電・バスに関するアンケート調査報告書）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「満足」 + 「やや満足」の割合 平成 22 年度（基準値）：64.3% 平成 27 年度（最新値）：72.9%</p></div> |

③電停改良事業（事業主体：熊本市）

| 事業完了時期 | 平成 28 年度【未】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---------|--------|---------|----------|------|----------|---------------|---------|---------|-------|---------|---------|---------------|---------|---------|-------|---------|---------|
| 事業概要 | 市電の利便性向上のため、電停のバリアフリー化を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業効果及び進捗状況 | <p>平成 22 年度に新水前寺駅結節強化事業、平成 23 年度に九品寺交差点、平成 24 年度に市立体育館前、平成 26 年度に交通局前及び熊本城・市役所前の各電停の改良が完了し、今後も引き続き事業を実施していく。</p> <p>電停のバリアフリー化により、市電の利用促進及び利便性向上が図られ、市電の利用者数の増加に寄与している。</p> <p>【電停改良を行った 5 駅の乗降人数】</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>新水前寺駅前</th><th>九品寺交差点</th><th>市立体育館前</th><th>交通局前</th><th>熊本城・市役所前</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 22 年度（基準値）</td><td>2,960 人</td><td>1,406 人</td><td>629 人</td><td>1,402 人</td><td>1,905 人</td></tr><tr><td>平成 27 年度（最新値）</td><td>4,857 人</td><td>2,227 人</td><td>957 人</td><td>1,657 人</td><td>3,009 人</td></tr></tbody></table> | 年度 | 新水前寺駅前 | 九品寺交差点 | 市立体育館前 | 交通局前 | 熊本城・市役所前 | 平成 22 年度（基準値） | 2,960 人 | 1,406 人 | 629 人 | 1,402 人 | 1,905 人 | 平成 27 年度（最新値） | 4,857 人 | 2,227 人 | 957 人 | 1,657 人 | 3,009 人 |
| 年度 | 新水前寺駅前 | 九品寺交差点 | 市立体育館前 | 交通局前 | 熊本城・市役所前 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度（基準値） | 2,960 人 | 1,406 人 | 629 人 | 1,402 人 | 1,905 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 27 年度（最新値） | 4,857 人 | 2,227 人 | 957 人 | 1,657 人 | 3,009 人 | | | | | | | | | | | | | | |

[5] 中心市街地の課題

(1) 熊本地震

①震災と被害の状況

○1回目（前震）：平成28年4月14日（木）午後9時26分

- ・地震規模

震度7 益城町

震度6弱 熊本市東区、熊本市西区、熊本市南区 外

震度5強 熊本市中央区、熊本市北区 外

- ・マグニチュード 6.5

- ・震源の深さ 11km

○2回目（本震）：平成28年4月16日（土）午前1時25分

- ・地震規模

震度7 益城町、西原村

震度6強 熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区 外

震度6弱 熊本市南区、熊本市北区 外

- ・マグニチュード 7.3

- ・震源の深さ 12km

■人的被害（平成28年10月31日現在）

死者57名（関連死51名） 重傷者665名

■家屋被害

【り災証明申請・発行件数】

○住家（平成28年10月31日現在）

交付件数：108,820件（全壊：5,547件、大規模半壊：8,552件、半壊：32,204件、一部損壊：62,508件、損壊なし：9件）

○事業者（平成28年10月31日現在）

申請受付件数：26,010件 発行件数：25,766件

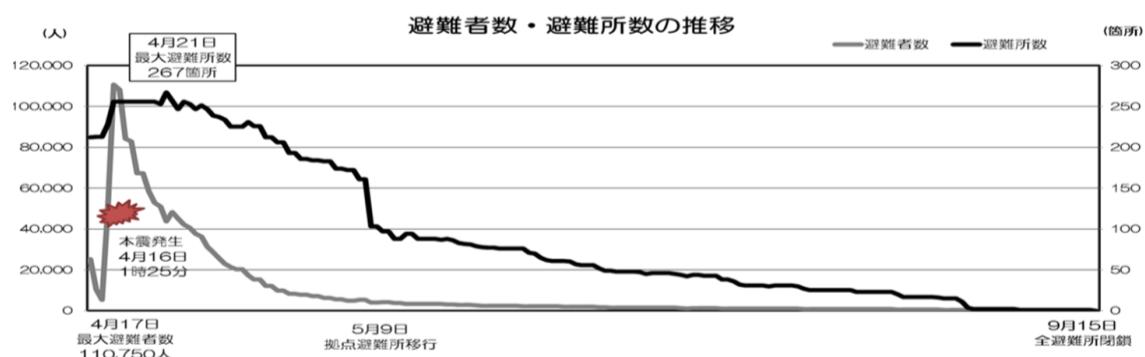
■ライフライン

水道 ・水源地等停止96箇所、約326,000世帯断水（4月16日時点）

電気 ・68,600戸停電（4月16日6時時点）

ガス ・105,000戸供給停止（4月16日5時時点）

■避難所及び避難者の状況



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

■経済被害

○熊本地震では、各分野における被害総額が 16,362.9 億円

○特に、建築物（住宅関係）が 74%を占める。

| 区分 | 主な内容 | 被害額 |
|--------------|-------------------|-------------|
| 1 医療・福祉施設 | 医療施設、介護・福祉施設等 | 455.5 億円 |
| 2 水道施設 | 水道施設、工業用水道等 | 26.6 億円 |
| 3 公共土木施設 | 河川、道路橋りょう、公園、下水道 | 244.2 億円 |
| 4 農林水産関係 | 農林水産関係施設、農作物、農地等 | 187.5 億円 |
| 5 文教施設 | 学校、社会教育施設等 | 302.2 億円 |
| 6 その他の公共建築物等 | 庁舎、市営住宅、産業施設、市電等 | 78.2 億円 |
| 7 廃棄物処理 | 廃棄物処理施設、廃棄物処理費用 | 443.1 億円 |
| 8 商工関係 | 製造業、商業、宿泊業（建物被害） | 1,720.0 億円 |
| 9 文化財 | 国・県・市指定文化財、未指定文化財 | 784.1 億円 |
| 10 建築物（住宅関係） | 住家、家財、宅地 | 12,121.5 億円 |
| 計 | | 16,362.9 億円 |

- ・上記試算は、項目ごとに市域内の市所管施設等(※1)及び民間の被害額を試算したもの。
- ・平成28年8月31日時点の推計であり、今後金額には変動がある。（「4 農林水産関係」は9月8日時点の県への報告額）
- ・「5 文教施設」については、市域内の大学、県立高校を除く。
- ・「8 商工関係」の被害額は、サンプル調査に基づき推計したもの。
- ・「10 建築物（住宅関係）」の被害額は、被災家屋数等から推計したもの。
- ・市域内の公共交通機関（市電除く）、電気、ガス、高速道路等被害額は現時点で未調査。

(※1)一部国・県の所管施設が含まれる。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

※製造業、卸・小売・サービス業、宿泊業の事業者への被害額調査

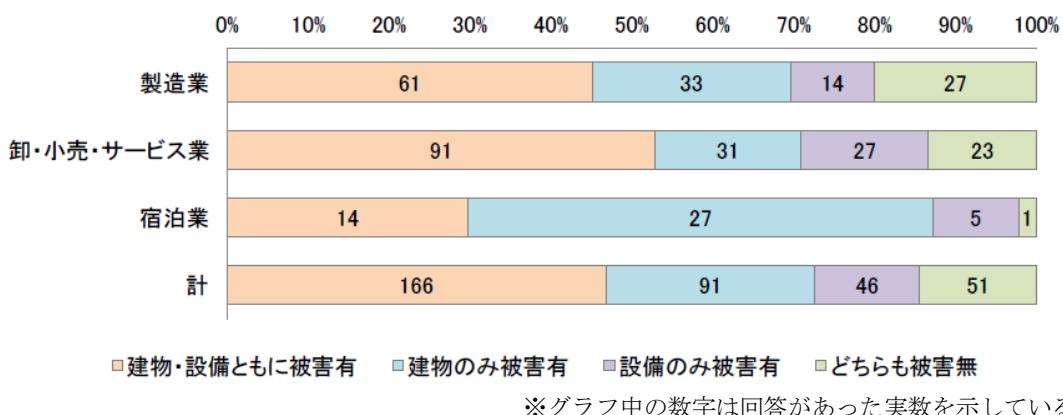
調査主体：熊本市

調査期間：平成 28 年 5 月 13 日（金）～5 月 25 日（水）

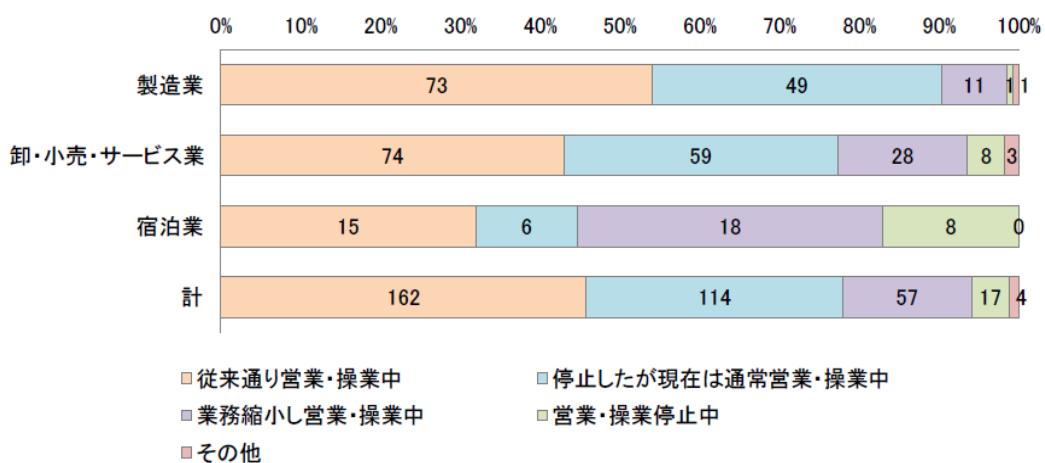
調査対象：製造業関係 135 社、卸・小売・サービス業関係 172 社、宿泊業関係 47 社、合計 354 社

調査方法：電話又は直接面談による聞き取り調査

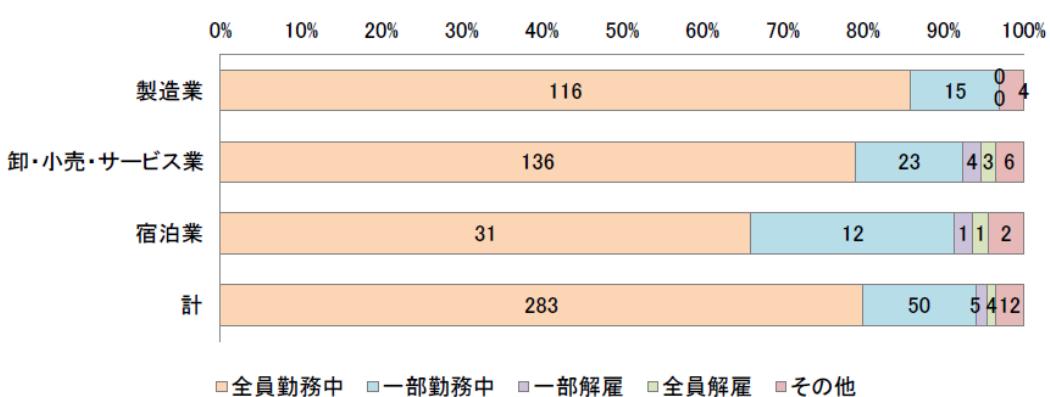
○被害があった事業所は全体で約 86%、卸・小売・サービス業は約 87%



○営業・操業中の事業所は全体で約 94%、宿泊業は約 83%



○従業員を解雇（一部解雇を含む）した事業所は全体で約 3%



※全員勤務中 一部勤務中 一部解雇 全員解雇 その他

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

※熊本商工会議所会員企業訪問調査結果

調査主体：熊本商工会議所

調査期間：平成 28 年 4 月 20 日（水）～

調査対象：熊本商工会議所の会員企業

調査方法：経済指導員・支援員等による訪問調査

サンプル数：1,581 事業所

○営業状況：全体の約 90%が営業再開しているが、休業中・再開のめどが立たない事業者が 79 社

○建物被害：全体の約 40%にダメージ（建替 6.1%、改修 35.2%）

○商品被害：全体の約 40%にダメージ

○機械・備品被害：全体の約 30%にダメージ（飲食業が 50%）

○被害額：総額 21 億 8,720 万円

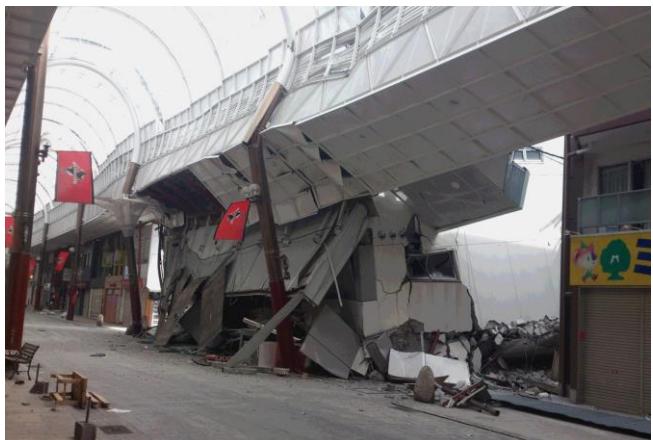
○熊本城天守閣



○熊本城宇土櫓



○東区健軍商店街アーケード



○中央区内坪井町事務所

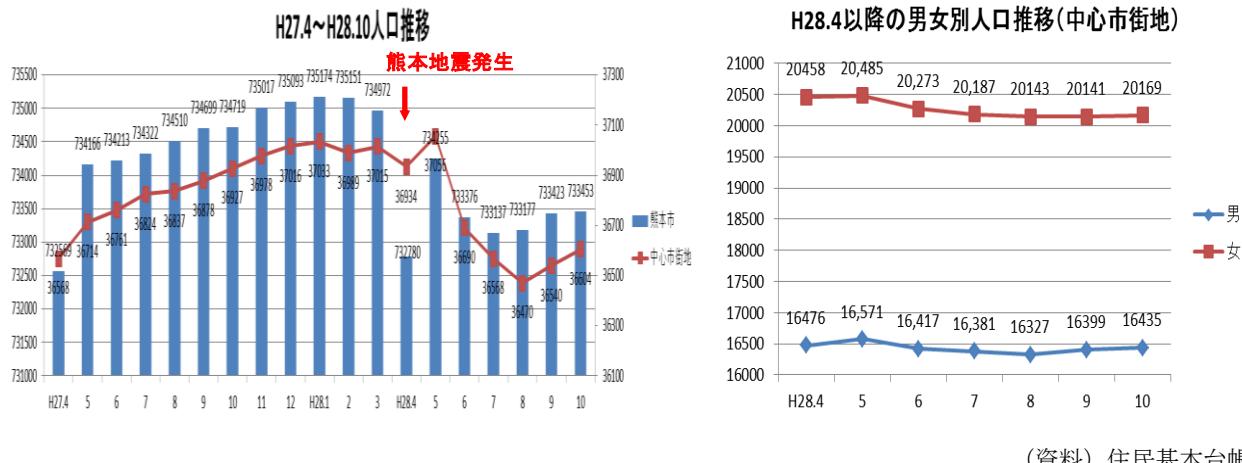


1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②中心市街地への影響

○中心市街地の居住人口の減少

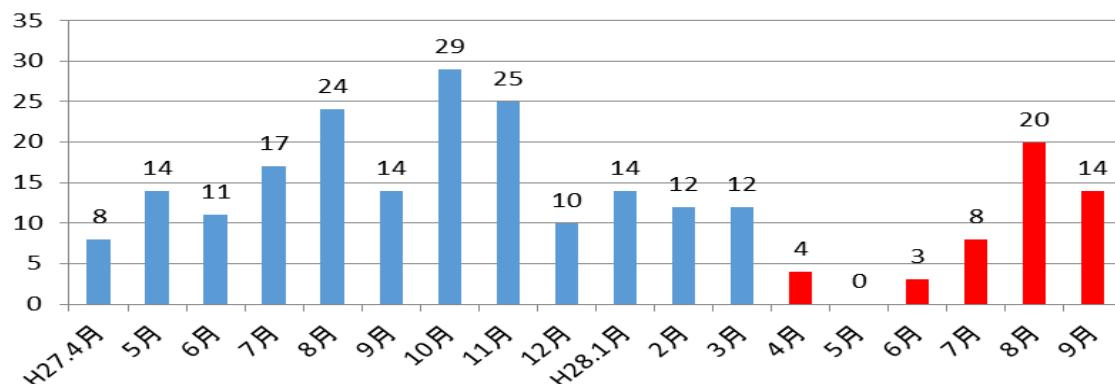
中心市街地においては居住人口が増加傾向にあったものの、熊本地震以降減少している。



(資料) 住民基本台帳

○コンベンション開催件数の大幅な減少

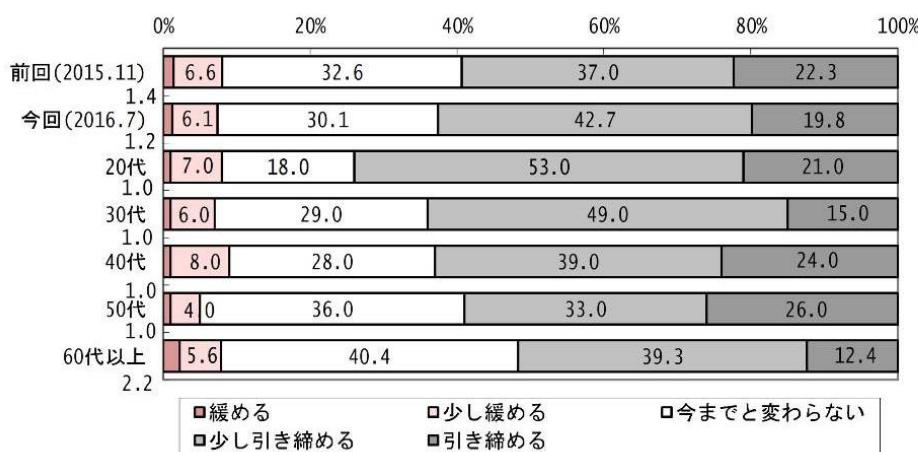
コンベンション開催件数は、熊本地震以降大幅に減少している。



(資料) 熊本市国際観光コンベンション協会調べ ※九州大会以上の規模で参加者 30 名以上の学術会議、セミナー等が対象

○消費マインドの低下

今後の支出意欲に対して、熊本地震で被災し、予期せぬ支出が発生したことなどから、支出の引き締め傾向にあり、特に若い年代で強くなっている。



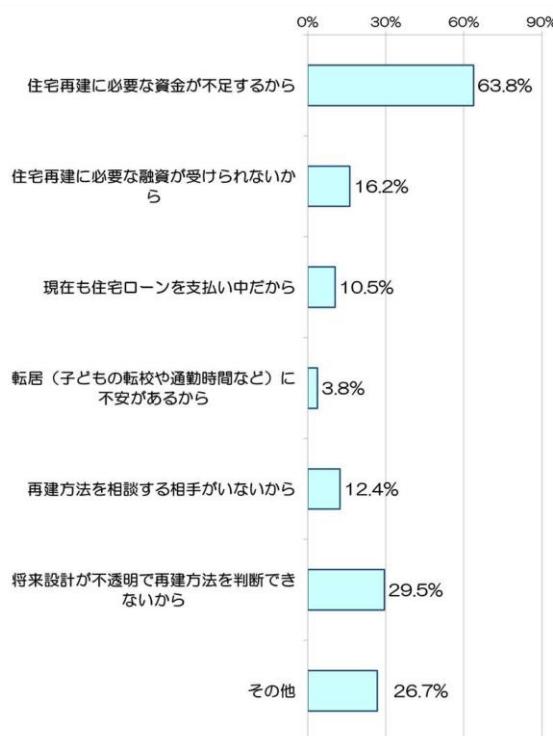
(資料) 公益財団法人 地方経済総合研究所レポート（平成 28 年 9 月）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

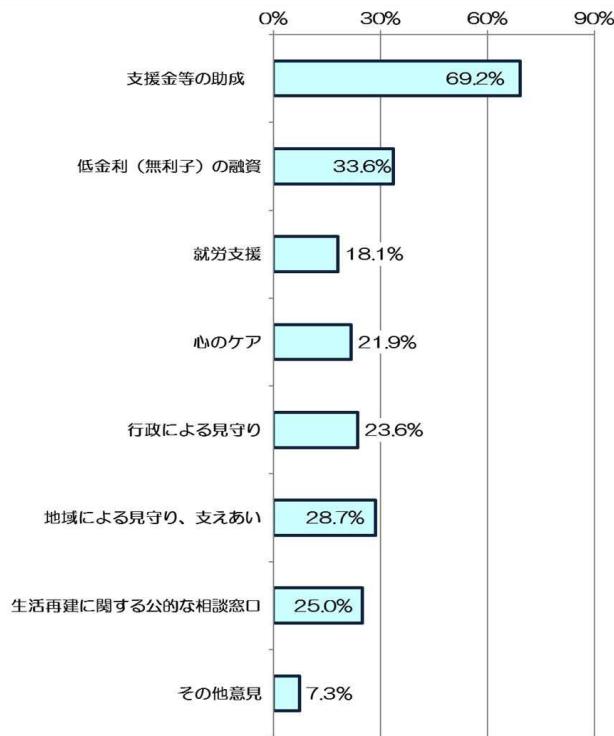
○再建への負担感が強い

住宅再建については必要な資金が不足するからめどが立たないという理由が多く、住宅再建以外においては支援金等への助成が必要とされるなど、金銭面からの負担感が強くなっている。

○住宅再建のめどが立たない理由



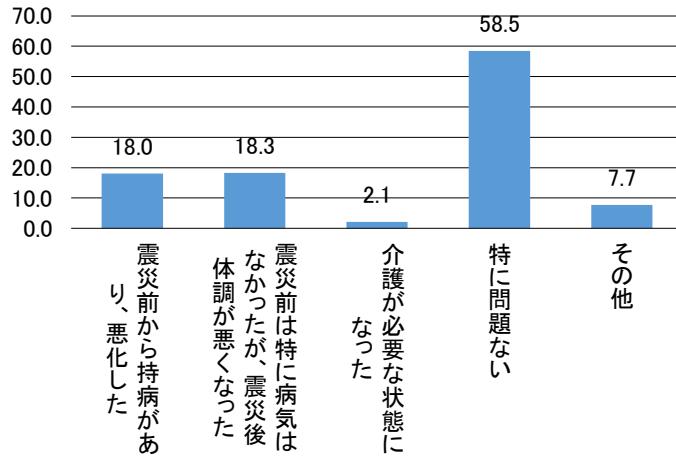
○住宅再建以外で必要な支援や対応



(資料) 平成 28 年熊本地震にかかるアンケート調査報告書 (平成 28 年 12 月熊本市政策局)

○健康状態

特に問題ないと回答が多いものの、精神的なストレス・不安などの意見やその他の意見として子どもが不安がっているなどの意見も多数あった。



(資料) 平成 28 年熊本地震にかかるアンケート調査報告書 (平成 28 年 12 月熊本市政策局)

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③熊本市震災復興計画

本市では、平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に向けて、平成28年10月14日に「熊本市震災復興計画」を策定した。

この計画では、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩みを進めていくための基本的な考え方を示しており、基本方針として、～市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造～を掲げている。

復興重点プロジェクトとして、「くまもとのシンボル『熊本城』復旧プロジェクト」を掲げ、石垣や重要文化財建造物など甚大な被害を受けた熊本城を、国内外へ向けた新たな観光資源として活用し、熊本のしごと・ひと・まちを元気にしていくこととしている。

また、「新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト」として、本市を含む都市圏全体の経済の再生・成長をけん引することを目的に、高度な都市機能が集積する中心市街地において、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畠周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出している。

○復興重点プロジェクト

プロジェクト①：一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

プロジェクト②：市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

プロジェクト③：くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト



プロジェクト④：新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト



プロジェクト⑤：震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(2) 中心市街地の課題

課題① 《熊本地震》

○熊本地震の発生により、市民の生活再建はもとより、甚大な被災を受けた観光資源の復興、低迷した消費マインドや経済活動等への対策が必要であるとともに、中心市街地においてはこれから熊本の復興をけん引していく役割が求められている。

課題② 《定住・交流人口》

○中心市街地の人口は、近年増加傾向となっているが、若年層の人口増加が見られず、さらに、地震後に居住人口が減少している。

これは、若年層の就職先や子育て施設が少ないことが要因と考えられ、これらに対応していくとともに、商業・文化・業務機能等と共存した機能性の高いまちなか居住の促進を図ることが重要である。

また、本市においては、コンベンション開催件数が他都市と比較して少なく、熊本地震以降も大幅に減少している状況である。

課題③ 《商業》

○本市においては、歩行者通行量が増加しているにもかかわらず、商店数、年間商品販売額の減少や市全体に占める割合の低下が見られる状況である。

今後の人口減少及び高齢社会においては居住人口の減少に伴う経済活動の低下が懸念される。

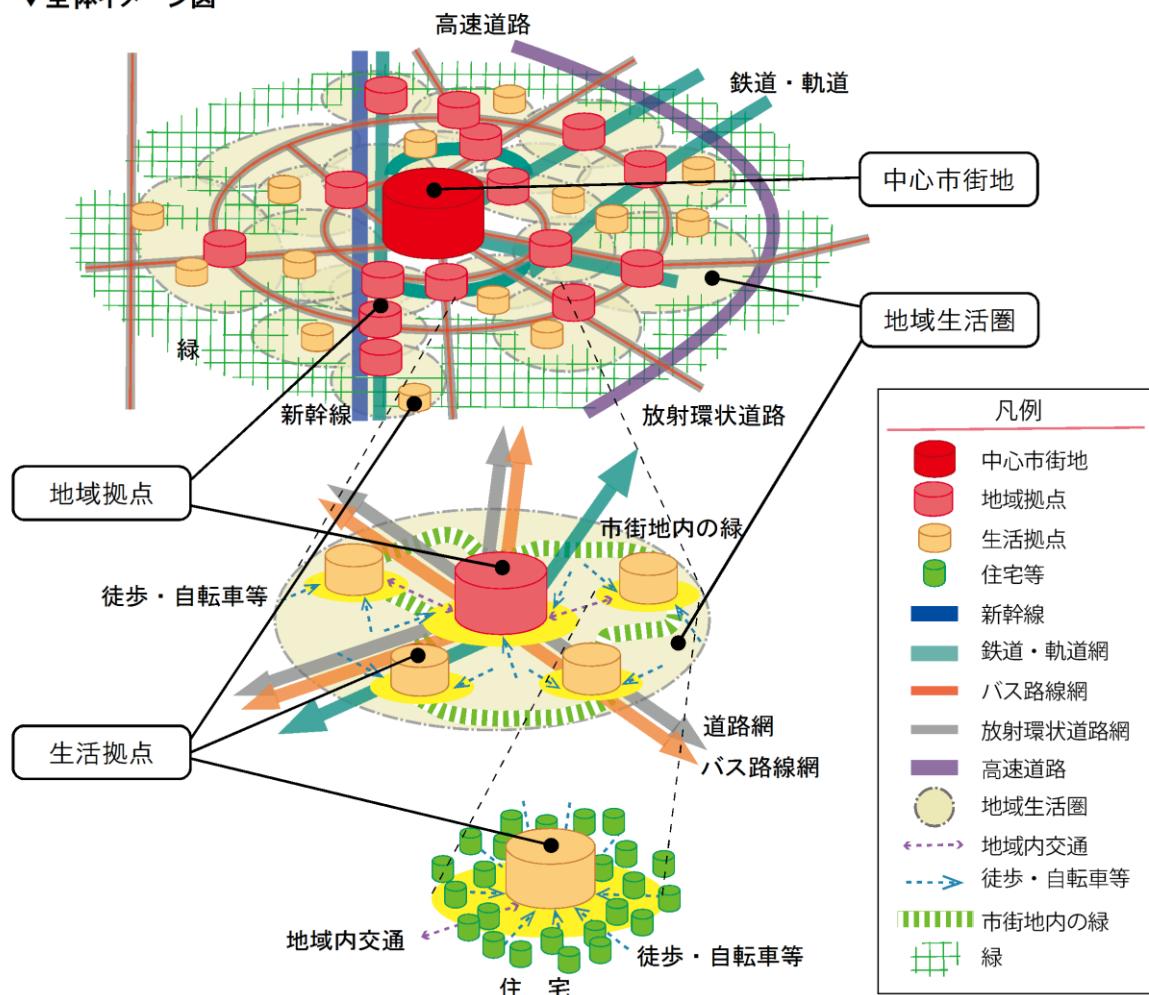
[6] 中心市街地活性化の方針

(1) 本市が目指す都市づくり

本市においては人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げ、多核連携都市の実現に向けた立地適正化計画の策定など、各種取組を進めているところである。

多核連携都市では、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化等、様々な機能が集積する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図り、中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ都市構造を目指している。

▼全体イメージ図



さらには、多核連携都市の実現に向けて、下記に示す 2 つの具体化に向けた方針を示している。

○公共交通の利便性が高い地域への居住機能誘導

○中心市街地や地域拠点への都市機能集積

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

《各拠点における機能について》

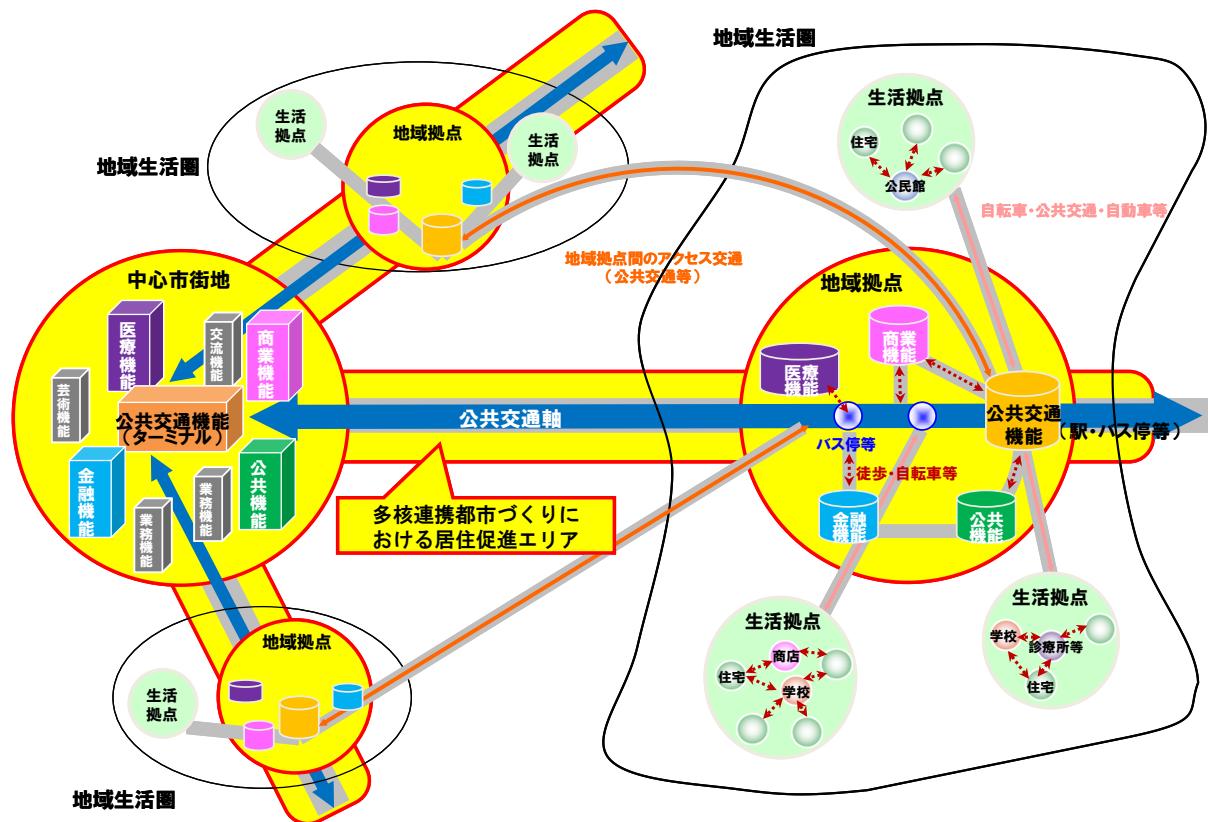
○居住機能

| | 中心市街地 | 地域拠点 | 生活拠点 |
|------|---|--|---|
| 居住機能 | これまでに集積した都市機能を活かし、商業・業務機能等と共に存した、機能性の高いまちなか居住を促進するエリア | 建物の共同化等による居住環境の改善など、各種都市機能と調和した居住機能の集積を促進するエリア | 既存集落や地域コミュニティの維持・活性化により、市民が主体となった居住を促進する場 |

○都市機能

| | 中心市街地 | 地域拠点 | 生活拠点 |
|------|--|---|---|
| 都市機能 | 商業、業務、芸術文化、交流など熊本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展をけん引する高度な都市機能が集積するエリア | 商業や行政サービス、医療、福祉、教育など地域での暮らしに必要な都市機能が集積するエリア | 個人商店やNPO法人の活動拠点、公民館、小中学校など、市民等が主体となり地域に密着したサービス活動を行う場 |

《多核連携都市づくりのイメージ》



(資料) 第2次熊本市都市マスタープラン(地域別構想)

(2)本市のまちづくりにおける中心市街地の位置づけ

①熊本市第7次総合計画

本市では、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限に活かして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などに取り組んでおり、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む基本指針として、平成28年3月に「熊本市第7次総合計画」を策定した。

この計画では、これから8年後の目指すまちの姿として、「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」」を掲げている。

その中で、中心市街地における主な取り組みとしては、「魅力と活力のある中心市街地の創造」を目指し、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図るとしている。

②熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

本市では、人口ビジョンで示した将来展望の実現に向け、実効性が高く効果的な施策を戦略的に展開していくため、平成28年3月に「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定した。

この計画では、「しごと」に力点を置いた地方創生～として、人口の自然減対策として総合的な少子化対策、社会減対策として雇用機会の確保や起業化できる環境整備などを図るとともに、交流人口の増加を図ることで、地域経済を活性化させ、地域活力の維持・再生を目指している。

その中で、中心市街地のにぎわい創出や商店街の特性を活かした取り組み、中心市街地の活性化や回遊性の向上に寄与する民間再開発事業等の促進や広場などの整備を推進することで、中心市街地の活性化と回遊性の向上を図るとしている。

③第2次熊本市都市マスターplan

本市では、平成21年3月に、都市計画に関する基本的な方針を示す「第2次熊本市都市マスターplan（全体構想）」を策定し、平成26年3月に全体構想に示された整備方針等を受け、地域の特性に応じた都市計画に関する基本的な方針を区ごとに示す地域別構想を策定した。その中で、目指すべき都市構造の将来像として、『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』を掲げ、商業・業務・文化など様々な機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点として位置づけている。その周辺では行政・商業など地域の生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点を核として複数の地域生活圏の形成を図るとしており、地域拠点と中心市街地は利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市構造を目指すとしている。

【中心市街地の役割】

- ・九州中央の交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展をけん引
- ・市民に多様な都市サービスと都市の魅力、にぎわいを提供 など

④熊本市立地適正化計画

本市では、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げている。本市の現在の暮らしやすさを、人口減少・超高齢社会においても維持するとともに、熊本都市圏の発展をけん引するため長期的に都市活力や魅力を維持することを目的に、平成28年4月に、立地適正化計画を策定した。立地適正化計画では、中心市街地をはじめとする都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、その周辺や公共交通沿線に居住を促進するといった、公共交通と一体となったまちづくりにより、生活サービスの持続性を向上し、日常生活の利便性を確保する。さらには、中心市街地等における都市機能の維持・確保などにより、熊本ならではの都市の魅力が向上することで、交流人口の増加を期待している。

【中心市街地の役割】

- ・都市機能誘導区域：商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることができる区域。
※中心市街地においては、商業、医療、金融機能を有する施設に加え、質の高い芸術・文化を活かした広域交流を推進するため、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する以下の施設を誘導施設とする。
 - ・市が設置する大規模ホール：（仮称）熊本城ホール
 - ・市が設置する博物館法第2条第1項に基づく施設：熊本市立博物館
 - ・居住誘導区域：人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域。

⑤熊本地域公共交通網形成計画

平成28年3月、将来のまちづくりを見据えたなか、将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通網を形成することを目的として「熊本地域公共交通網形成計画」を策定した。目指す都市の将来像では、「公共交通を基軸とした多核連携都市くまもと」を掲げており、中心市街地と地域拠点間等が公共交通で結ばれ、便利に快適に移動できる環境を目指し、基幹公共交通軸の機能強化を図るとともに、公共交通サービス水準の向上に努めるとしている。

さらには、広域交通拠点の形成を目的に、メインターミナルである交通センターとサブターミナルである熊本駅の整備を図り、互いに連携し機能を補完している。

山鹿市



(3) 熊本都市圏、熊本県域における中心市街地の位置づけ

①熊本連携中枢都市圏ビジョン

本市は、平成28年3月に、隣接・周辺自治体の5市10町2村で「熊本連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化させ経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう取り組みを進めている。

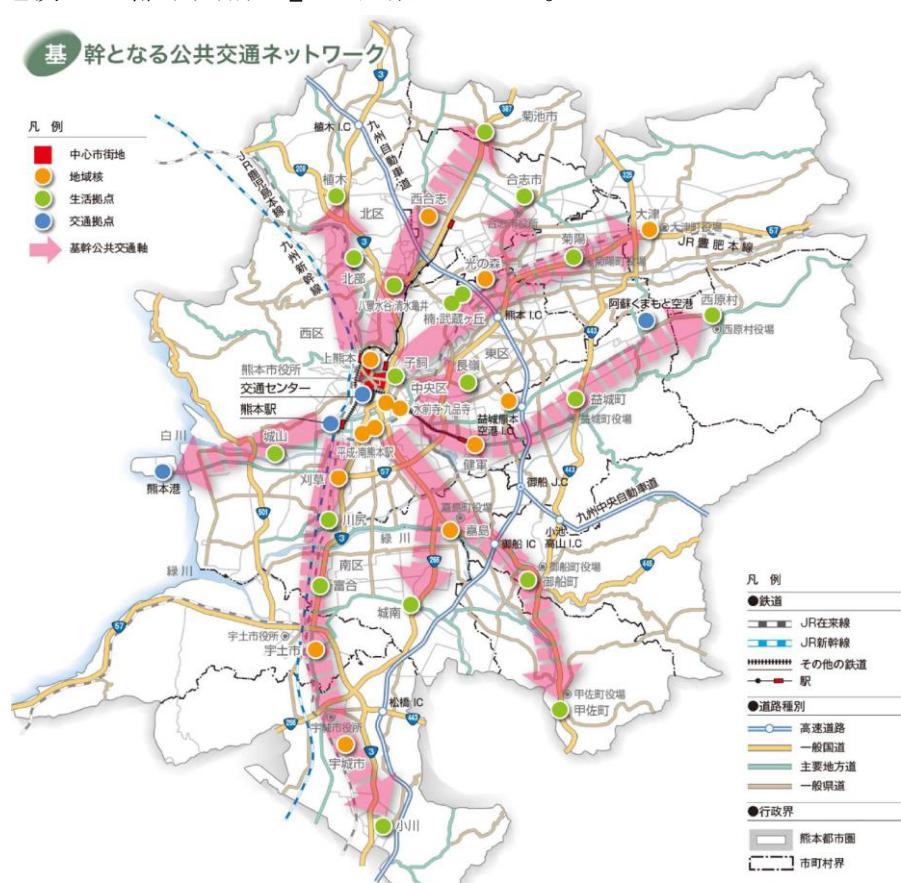
目指す圏域の姿として、～圏域市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していく～を掲げており、取り組みの方向性として、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を掲げている。

その中で、「高次の都市機能の集積・強化」を目指すため、中心拠点施設の整備を掲げており、九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畠地区の再開発をはじめとした110万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていくとしている。本市の役割としては、中心市街地の再開発事業を支援するとともに交流施設、広場、交通拠点等の整備を行うものである。

②熊本都市圏都市交通マスターplan

熊本都市圏都市交通マスターplanは概ね20年後（平成47年）を目標年次とし、目指すべき都市構造とそれを支える交通体系のあり方を提案するものであり、連携中枢都市圏に求められる広域的な拠点機能や都市機能を交通網に合わせ配置し、本市と周辺市町村、または近隣市町村相互が補完・連携しながら、暮らしやすさと持続的な発展を確保する『多核連携型の都市圏構造』を目指している。

中心市街地は、本市のみならず都市圏全体における交通網の拠点として位置づけられており、非常に重要な役割を担っている。



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(4) その他の関連計画における中心市街地の位置づけ

○熊本市住生活基本計画

平成 27 年 3 月に住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策展開を図ることで、暮らしやすい熊本の住まい・まちづくりを実践することを目的に「熊本市住生活基本計画」を策定した。～共に支え合い 長く住み継ぎ 人が集う くまもとの住まい・まちづくり～を基本に、熊本型コンパクトシティに向けたまちづくりを目標に、中心市街地への都市機能集積及び居住機能誘導を図るとともに、住みやすい“まち”の実現に向けた中心市街地と各地域の商店街等との連携による回遊性向上を高めるとしている。

○熊本市景観計画

平成 22 年 1 月に熊本の美しい景観形成をより一層進めるため、景観法第 8 条に基づく法定計画である「熊本市景観計画」を施行しており、中心市街地の区域を含む熊本城周辺地域、熊本駅周辺地域、市電沿線地域、白川沿岸地域を重点地域に指定して、熊本らしさを印象づけ、本市の景観形成を先導する地域として進めていくとしている。

○第 2 次熊本市自転車利用環境整備基本計画

平成 23 年 6 月、近距離移動における自転車利用を促進し良好な都市環境の形成を目指すことを目的として「熊本市自転車利用環境整備基本計画（平成 13 年度策定）」を改訂した。中心市街地から、自転車で移動可能な概ね 5 km 圏域内に、人口の約半分である 34 万人が居住しており、これら近距離の買い物人口の自転車による来街を促進し、中心市街地のにぎわいの創出を図ることとしている。

○熊本市低炭素都市づくり戦略計画

平成 27 年 3 月、社会・経済情勢、国等における地球温暖化対策の動向及び温室効果ガスの排出状況等に対応し、更なる低炭素化を通じた活力ある持続可能な地域づくりを目指すため、「熊本市低炭素都市づくり戦略計画（平成 21 年度策定）」を改訂した。

戦略 2 「人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換」では、中心市街地と地域・生活拠点が相互に連携した都市構造の形成に向け、公共交通機能の充実、利便性の向上を図ることとしている。

(5) 中心市街地活性化基本計画策定の目的

本市が、熊本地震から復興し、これまでの中心市街地の課題を克服し、将来にわたって活力を維持していくために、高次な都市機能が集積した“くまもとの顔”である中心市街地の更なるにぎわいの創出を目的として、計画の策定を行うものである。

①前計画からの方向性

中心市街地の活性化を図るべく3つの基本方針とそれぞれに数値目標を設定し事業を実施してきた結果、基本方針2「城下町の魅力があふれるまちづくり」については数値目標を達成できない見込みが高いものの、基本方針1「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」、3「誰もが気軽に訪れることができるまちづくり」については数値目標を達成する見込みであり、計画全体としては一定の効果が得られた。

基本方針2「城下町の魅力があふれるまちづくり」の数値目標「熊本城入園者数」については、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い増加傾向であるが、海外に向けたプロモーション活動の展開による外国人観光客の増加、中心市街地や熊本城隣接地でのイベント開催により集客の増加が図られたが、目標数値までは届かない見込みである。これまでの効果を一過性に終わらせることなく持続可能なものにしていくため、今後も引き続き「城下町の魅力あふれるまち」づくりを推進していく。

②熊本地震からの方向性

甚大な被災を受けた観光資源の復興、低迷した消費マインドの低下や経済活動等へ対応し、中心市街地の活性化がこれからの熊本の復興をけん引していく役割を果たしていくためには、熊本城の復旧を国内外へ向けた新たな観光資源として活用していくとともに、中心市街地にある多様な観光・文化施設を地域資源として捉え、中心市街地へのにぎわいづくりに活かし、熊本のしごと・ひと・まちを元気にしていく。

③定住・交流人口に対する課題からの方向性

中心市街地のにぎわいは回復傾向であり、この傾向を継続、さらには拡大していくとともに、本市の陸の玄関口である熊本駅周辺においては、熊本駅周辺の街並みを魅力的に感じられるような整備に取り組み、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成へつなげていく。

中心市街地への来街者の交通手段は、公共交通機関の利用が増加しており、特に高齢者の利用が顕著であることから、少子高齢化社会の到来に向け、中心市街地と地域拠点間等が公共交通で結ばれ、便利に快適に移動できる環境を目指し、基幹公共交通軸の機能強化を図るとともに、公共交通サービス水準の向上に努める。

中心市街地の人口は、近年増加傾向であるものの、若年層の人口は減少しており、地震後に居住人口も減少していることから、若年層の就職先や子育て施設について対策を講じるとともに、商業・文化・業務機能等と共存した機能性の高いまちなか居住の促進し、熊本型コンパクトシティに向けたまちづくりを目標に、中心市街地への都市機能集積を図る。

コンベンション開催件数が他都市と比較して少なく、熊本地震以降も大幅に減少し

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

ているため、M I C E の誘致によりコンベンションの開催件数を増加させるとともに、国内外に対しての観光 P R 等により、交流人口を増加させ、経済波及効果を高めていく。

④商業の課題からの方向性

中心市街地の歩行者通行量は増加しているにもかかわらず、商店数、年間商品販売額の減少や市全体に占める割合の低下が見られる状況であり、今後の人口減少及び高齢社会においては居住人口の減少に伴う経済活動の低下が懸念されるため、商業の活性化対策を講じていく。

市民の来街頻度は増加傾向であり、ニーズにあった施設の立地を促進してこの傾向を維持していくとともに、店舗利用だけでなく交流事業などの取り組みも併せて行うこと、滞在時間が延長するような施策を展開していく。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(6) 中心市街地活性化の方針

【コンセプト】

熊本地震からの復興や中心市街地が抱える課題等を踏まえ、本計画の基本コンセプトは次のように設定する。

**地震からの創造的復興により
誰もが安心して暮らし働き、国内外から多くの人が訪れる、
魅力あるくまもとの顔づくり**

基本方針1 にぎわいあふれる城下町

高度な都市機能が集積する中心市街地を維持していくには、今後の人ロ減少社会においても、更なるまちのにぎわいの創出が必要であるため、熊本城ホールを含む桜町地区再開発事業や、シンボルプロムナード及び（仮称）花畠広場の整備等において、地域・都市間の交通拠点及び観光・文化・情報の交流拠点を形成するとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら、熊本のしごと・ひと・まちを元気にしていく。

基本方針2 安心してずっと暮らしたいまち

地震後に居住人口が減少し始め、今後も人口減少社会になっていくという課題に対応し、これまでに集積した都市機能を活かし、商業・文化・業務機能等と共に存した、機能性の高いまちなか居住を促進するために、再開発や区画整理などにより都市機能の向上を図り、中心市街地内の居住人口を増加させる。

また、若年層の就職先や子育て施設が少ないといった課題に対応するため、企業立地の推進や産業の振興による雇用の場の拡大や子育て支援施設の整備による子育て環境の向上により、中心市街地内の居住人口を増加させる。

基本方針3 誰もが訪れてみたくなるまち

コンベンション開催件数が他都市に比べて少ないということや、歩行者通行量の増加に小売業販売額が比例していないという課題に対応するため、MICEの誘致によりコンベンションの開催件数を増加させるとともに、商店街のにぎわいを創出することにより経済活力を高めていく。また、国内外に対しての観光PR、さらには、熊本城の復旧過程を観光資源として活用し、国内外の観光客の増加を図ることにより、交流人口を増加させ、経済波及効果（平均消費額：宿泊客は日帰り客に比べて1人1日あたり約3倍）を高めていく。

2章 中心市街地の位置及び区域

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、加藤清正が慶長6年（1601年）から12年（1607年）にかけ、7年の歳月を費やして築城したものである。清正は熊本の自然に、はじめて大規模な土木事業を行っており、この時から熊本市が城下町としての体裁を整えてきた。

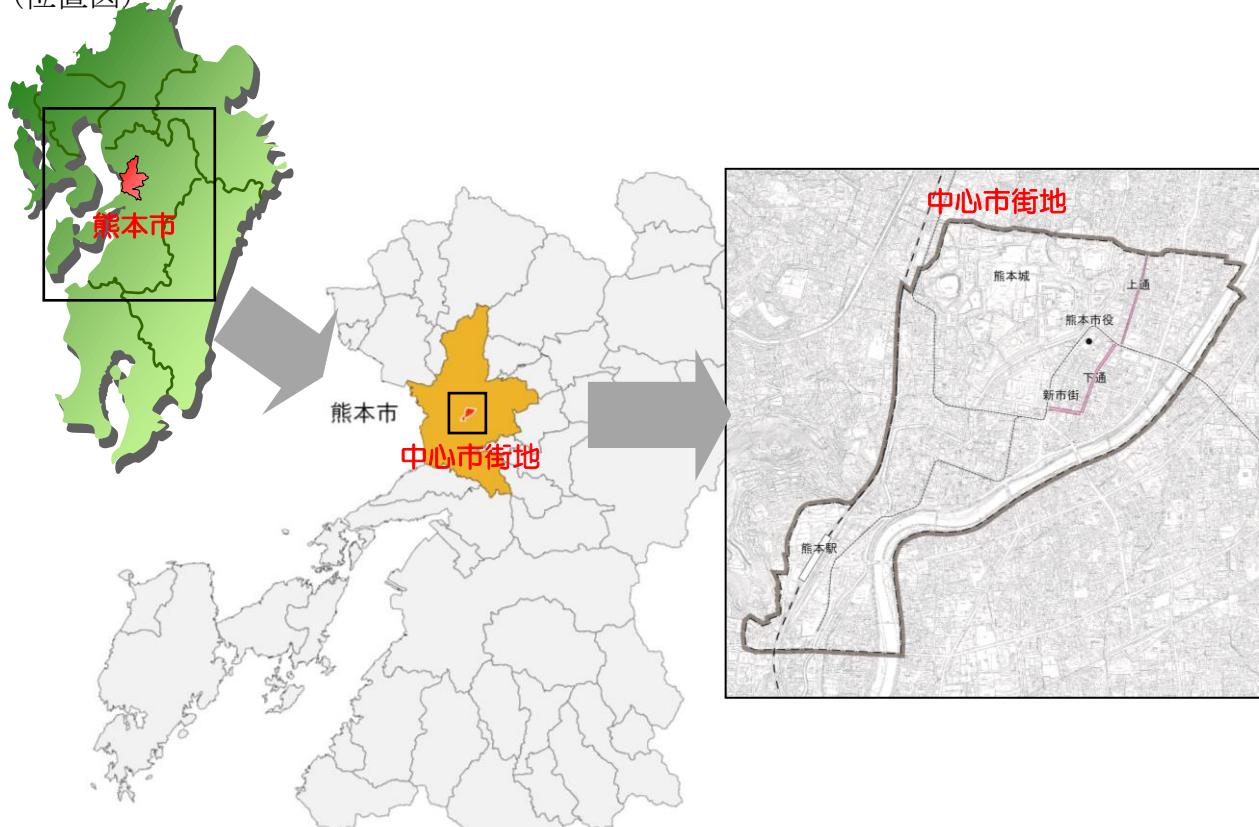
江戸時代は細川氏により肥後熊本が治められたが、明治期では熊本城に鎮台がおかれて、熊本は城下町としてにぎわいを見せることとなる。明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれ、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられた。また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移され、跡地には会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ねるようになり、新市街地が形成されていった。

大正時代には市電が開通し、戦後の復興を経て、九州中央に位置する地方中核都市として着実な発展を続けている。

現在、多数の商業施設や事業所に加え、美術館、博物館、ホール等の公共公益施設が数多く整備されており、広域から人が集まる環境が整っている。

このように、熊本城周辺並びに熊本駅に広がる市街地は、400年にわたり市街地としてにぎわいを形成してきた歴史があり、また、都市機能が集積して熊本県並びに九州地方の拠点としての役割を担っている地域であることから、中心市街地と位置づける。

(位置図)



2章 中心市街地の位置及び区域

[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

中心市街地の区域は、前述の位置設定の考え方に基づき、商業・業務等都市機能が集積している「通町筋・桜町周辺地区」、本市の陸の玄関口として整備を進めている熊本駅及びその周辺を含む「熊本駅周辺地区」、それらの地区を結ぶ役割を果たし、城下町としての町割りや資源のある「新町・古町地区」及び熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある「熊本城地区」を一体的に活性化していくことから、これらの地区からなる区域を中心市街地と設定する。

なお、熊本地震により熊本城は被災したが、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら中心市街地の活性化を目指していくため、熊本城地区をエリア内として含めるもの。

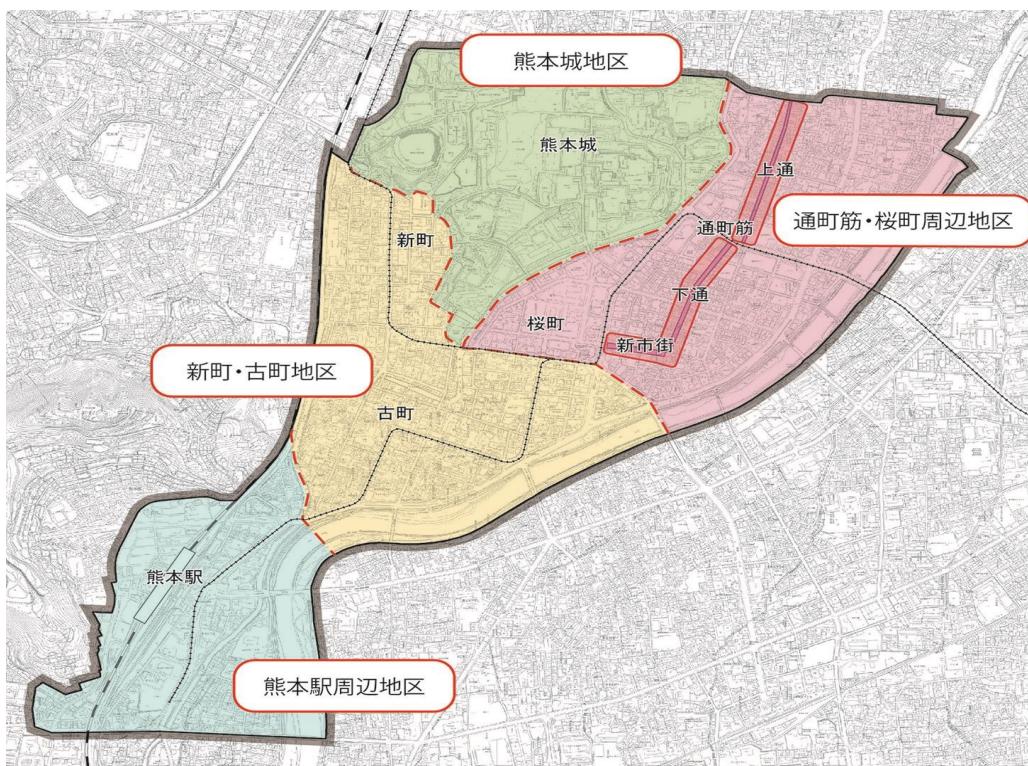
(2) 区域の境界となる部分

- ・東側境界 市道南千反畠町北千反畠町第4号線、市道井川淵町第2号線、一級河川白川、一般県道瀬田熊本線
- ・西側境界 市道段山本町第2号線、市道小沢町上熊本2丁目第1号線、市道新町3丁目島崎1丁目第2号線、JR鹿児島本線、熊本駅西土地区画整理事業区域界
- ・南側境界 主要地方道熊本高森線、市道二本木2丁目新大江1丁目第1号線
- ・北側境界 市道上熊本2丁目1丁目第1号線、主要地方道熊本玉名線、市道北千反畠町第5号線

(3) 区域の面積

約 415 h a

(区域図)



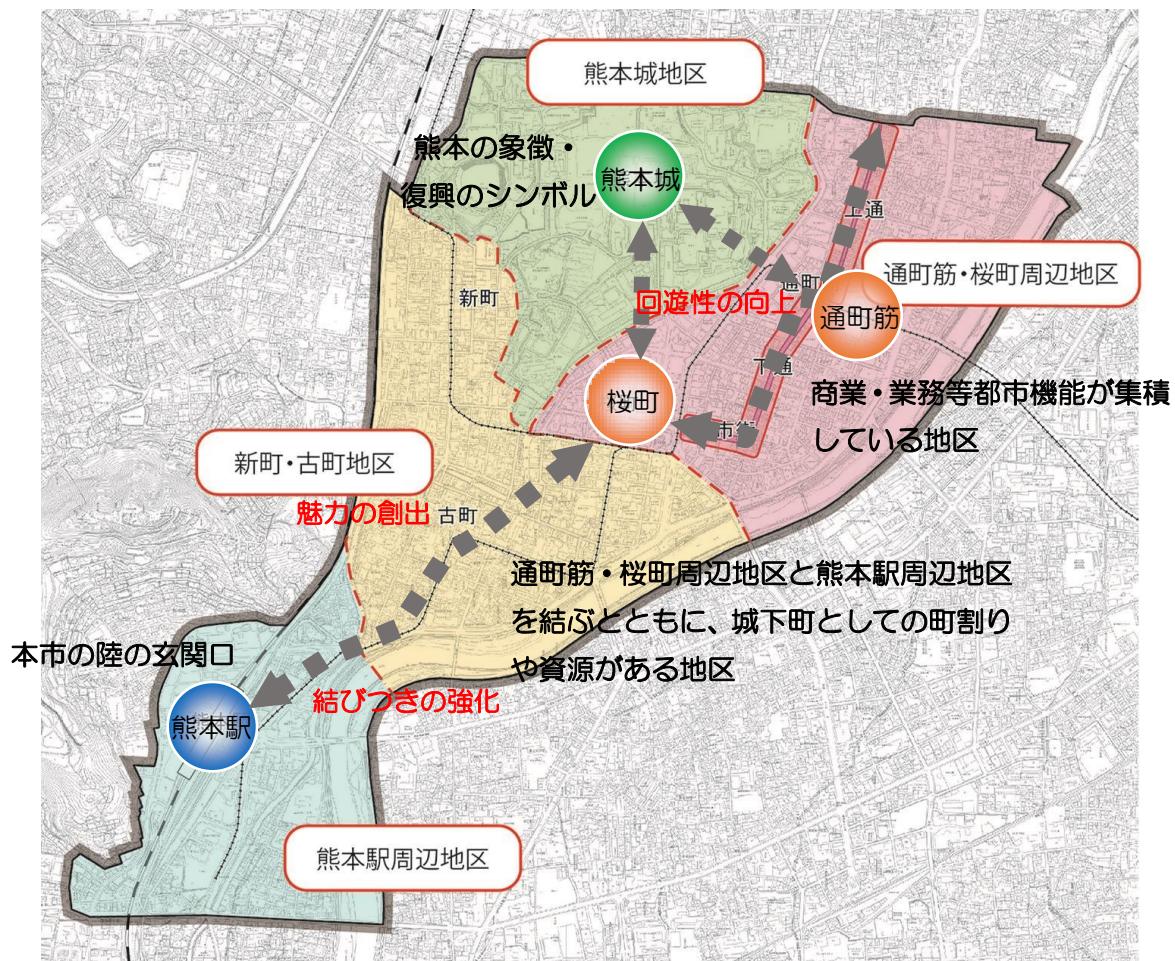
2章 中心市街地の位置及び区域

(4) 中心市街地を構成する地区の考え方について

中心市街地の活性化に関する法律の基本理念は、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積及び創造的な事業活動の促進であり、また、国が定めた「中心市街地の活性化を図るための基本の方針」には、中心市街地の活性化の意義として「歴史的・文化的背景と相まって、地域の核として機能できること」、「過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること」などが挙げられ、地域における社会的、経済的活動の拠点であることに加えて、文化的な拠点でもあるとされている。

また、追求すべき目標として、歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が集積した生活空間を実現し、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立することが挙げられている。

のことから、本計画に掲げる『にぎわいあふれる城下町』『安心してずっと暮らしたいまち』『誰もが訪れてみたくなるまち』という3つの基本方針、さらにはそれを実現するための国の支援内容でもある「商業の活性化」「市街地の整備改善」「街なか居住の推進」「都市福利施設の整備」「公共交通機関の利便増進」などを踏まえ、本市の中心市街地の区域は、平成24年3月に策定した「熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)」で設定した区域と同様の「熊本城地区」、「通町筋・桜町周辺地区」、「新町・古町地区」、「熊本駅周辺地区」で構成し、これらの地区の有する特色・機能を活かし、区域全体を一体的かつ効果的に活性化していくものとする。



2章 中心市街地の位置及び区域

①熊本城地区

本地区には、平成 19 年に築城 400 年を迎えた熊本城を中心に県立美術館や熊本博物館などの文化施設や複数の都市公園等があり、多くの観光客が訪れるとともに、市民の憩いの場としても利用されている。

また、平成 20 年には、復元整備された熊本城本丸御殿大広間が一般公開され、国内の城郭において入園者数日本一を記録、さらに平成 23 年には熊本城のエントランス部分にあたる桜の馬場地区に観光交流施設として「桜の馬場 城彩苑」がオープンし、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業効果と相まって、にぎわいを見せている。

このように、本地区は、中心市街地における歴史的な背景を明確に示しつつ文化的な拠点となる地区であることから、対象区域とするものである。

なお、熊本地震により熊本城は被災したが、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら中心市街地の活性化を目指していくため、熊本城地区もエリア内として含めるものとする。



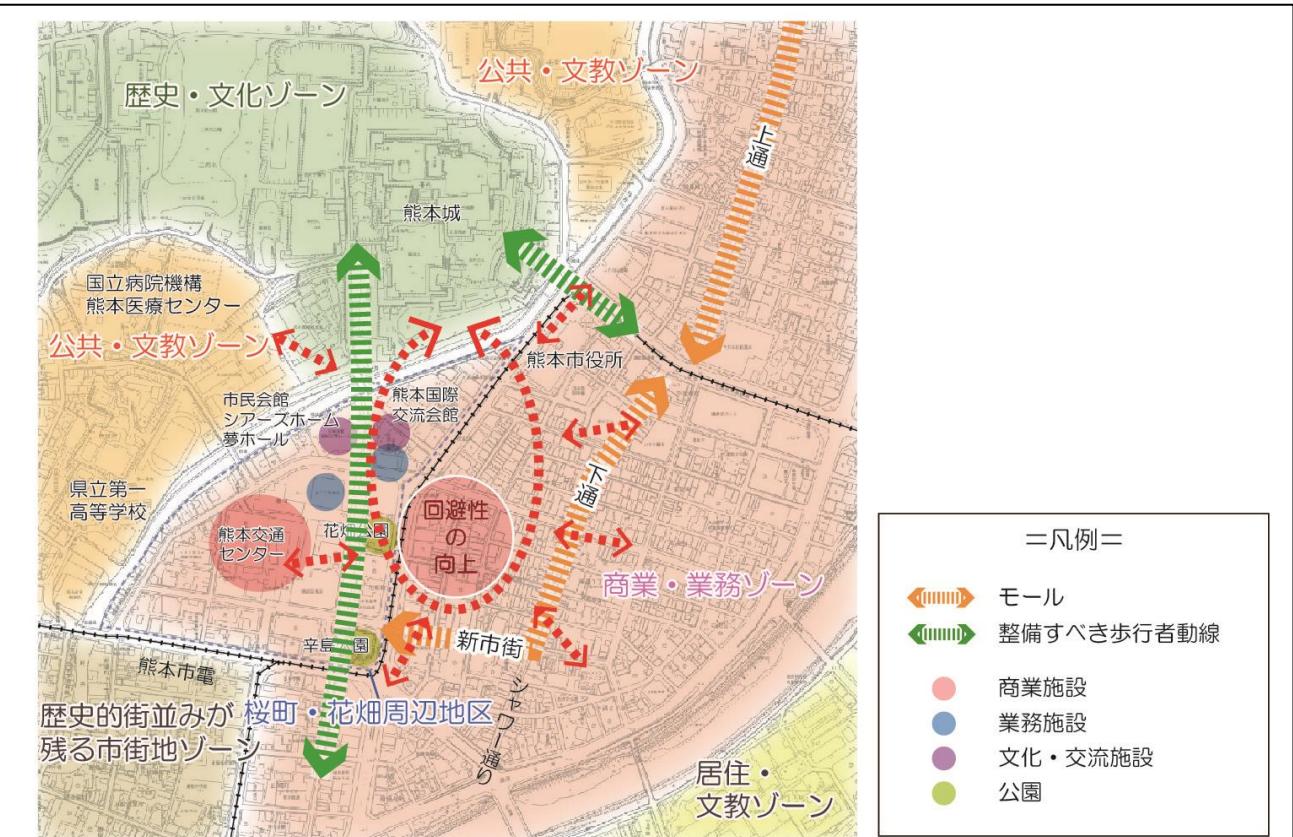
②通町筋・桜町周辺地区

本地区は、商業・業務集積が特に高い地域であるとともに、交通センターをはじめ交通機能の集積がみられるほか、公共公益施設も多く立地するなど、中心市街地の中でも核となる地区である。通町筋の鶴屋百貨店周辺と桜町の再開発地区で 2 核、上通アーケード、下通アーケード、サンロード新市街アーケードの 3 モールで 2 核 3 モールを形成している。

そこで、広範囲の商圈を有する商業機能の維持・拡充を図り、さらに、現在整備している桜町地区再開発事業をはじめシンボルプロムナード等整備事業、花畠公園、辛島公園再整備事業、熊本城ホール整備事業などに伴い桜町周辺での新たな魅力創出につながる施設整備を促進し、現在、回遊性の高い快適な街歩きができる空間整備に努めることで、「商業の活性化」に大きく寄与する。

このように、本地区は、過去の投資の蓄積を活用し、各種の投資を集中することによって、投資の効率性を確保しながら、にぎわいや経済的活動の拠点となる地区であることから、対象区域とするものである。

2章 中心市街地の位置及び区域



(資料) 桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本構想

③新町・古町地区

本地区は、呉服町、紺屋町、細工町などの地名や加藤清正の造った「一町一寺」の町割り、西南戦争以降に復興した「町屋」や史跡など歴史と伝統が残る地区であり、平成 17 年 8 月に 24 事業からなる「熊本駅都心間協働のまちづくり計画書」を地域と市が協働して策定、平成 21 年度に同計画を総括し、市と協働して取り組む 7 事業を決定し推進してきたところである。



熊本地震において「町屋」等、多くの歴史的建造物が被害を受け、復旧・復興に向け住民と協働で取り組み、風情のある町並みや景観に配慮した城下町の魅力あふれるまちづくりを進めることとしている。

このように、本地区は、熊本城と相まって城下町としての歴史的・文化的背景を明確に示しつつ、残存する町屋等を景観資源の核として景観形成や文化活動の拠点となる地区であることから、対象区域とするものである。

なお、熊本地震により新町・古町地区の景観形成建造物等も被害を受けていることから、これら建造物等の復興を図りながら中心市街地の活性化を目指していく。

2章 中心市街地の位置及び区域

④熊本駅周辺地区

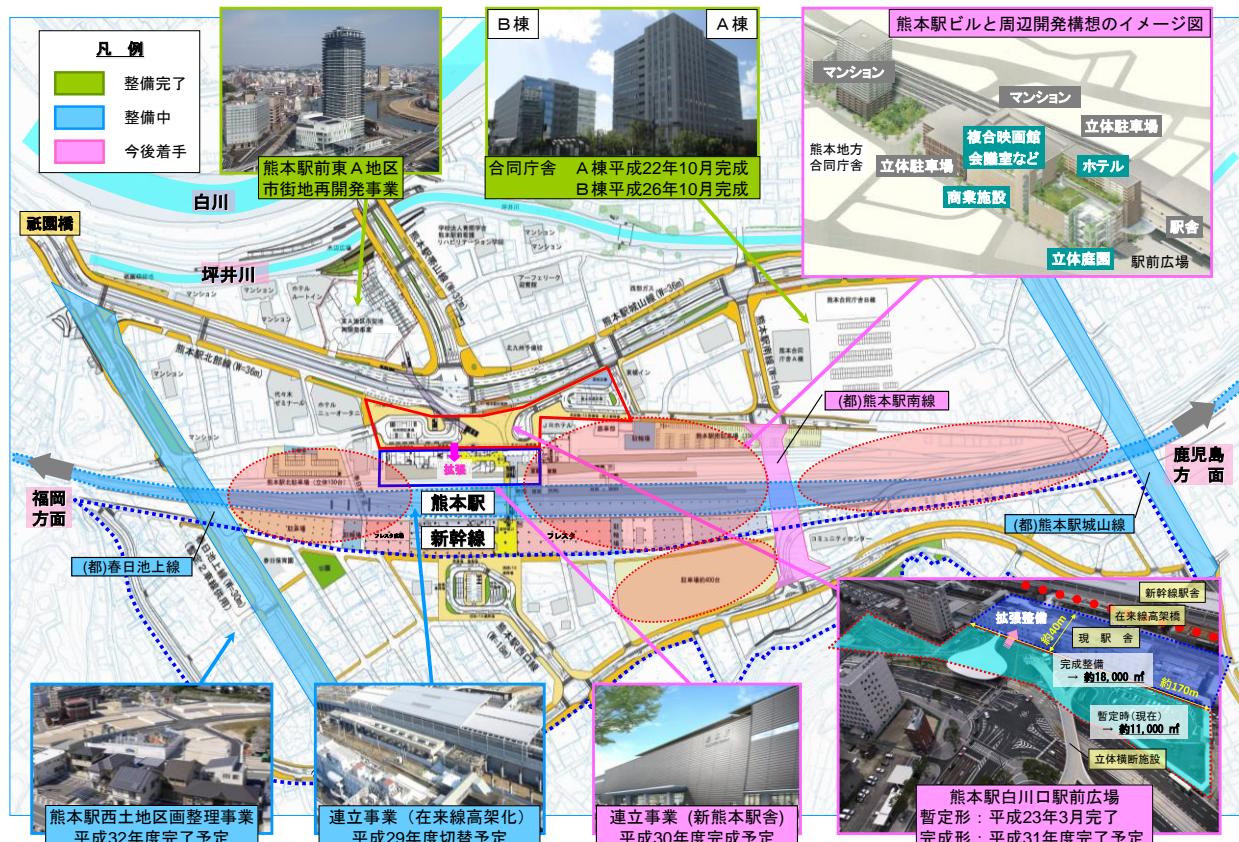
本地区は、これまで東西駅前広場やアクセス道路等の整備、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの「市街地の整備改善」を推進し、交流拠点としての機能向上に努め、更にはその利便性を活かした「街なか居住の推進」に取り組んできた。

平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、交流拠点として、熊本駅前東A地区市街地再開発事業における「くまもと森都心プラザ」のオープン、新熊本合同庁舎も完成したところである。

今後は、連続立体交差事業に合わせ、東口駅前広場の整備等によりJR熊本駅の交通結節機能を高め、公共交通機関の更なる利便性向上を図るとともに、地区計画等によるまちなみの形成を行い、交流拠点としての機能向上に取り組むこととしている。

熊本駅の隣接地にJR九州が熊本駅ビルの建設を計画しており、平成33年春に開業予定である。この駅ビルは大型商業施設をはじめ、シネマコンプレックス、ホテル、立体庭園、約2,000台の駐車場を備えた大規模集客施設として整備され、中心市街地の集客力の向上による大きなにぎわいの創出につながると考えている。

このように、本地区は、中心市街地の活性化において陸の玄関口として重要な地区であることから、対象区域とするものである。



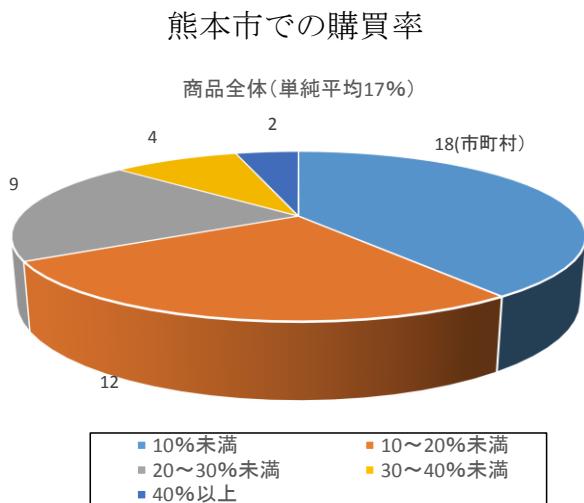
2章 中心市街地の位置及び区域

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

| 要 件 | 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------------|-------|-----|------|-----|--------|--------|-------|------|--------|---------|-------|-------|---------|---------|-------|------|-----------------------|-----------------------|-------|--|-------|-----|------|------|----------|-----------|-------|------|---------|----------|-------|--|-------|-----|------|------|--------|---------|-------|
| 第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること | <p>○相当数の小売商業者が集積</p> <p>本市の商業（小売業）（平成19年）は、商店数で5,921店、従業者数で43,555人、年間販売額で7,737億円、売場面積で849,911m²と、熊本県でも高いシェアを占めており、そのうち、中心市街地は、商店数で1,310店、従業者数で8,281人、年間販売額で1,729億円、売場面積で201,574m²と、それぞれ全市の22.1%、19.0%、22.3%、23.7%のシェアを占めている。</p> <p style="text-align: center;">商業の集積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>熊本市</th> <th>対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商店数</td> <td>1,310店</td> <td>5,921店</td> <td>22.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>8,281人</td> <td>43,555人</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額</td> <td>1,729億円</td> <td>7,737億円</td> <td>22.3%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>201,574m²</td> <td>849,911m²</td> <td>23.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料) 平成19年商業統計</p> <p>○相当数の業務機能が集積</p> <p>本市の事業所数（平成24年）は30,156事業所で、そのうち、中心市街地には5,530事業所（全市の18.3%）があり、57,821人の雇用の場を提供している。なお、中心市街地には民間事業所のほかにも、市役所や国の出先機関も多く集積している。</p> <p style="text-align: center;">事業所の集積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>熊本市</th> <th>対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>5,530事業所</td> <td>30,156事業所</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>57,821人</td> <td>308,480人</td> <td>18.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料) 平成24年経済センサス</p> <p>○相当数の都市機能が集積</p> <p>中心市街地内には、美術館、博物館、ホール等の文化施設をはじめ公共公益施設が数多く整備されており、人が集まる環境が整っている。ちなみに、中心市街地における宿泊施設の収容人員の割合は68.4%と高く、ビジネス客や観光客に利用されている。</p> <p style="text-align: center;">宿泊施設の集積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>熊本市</th> <th>対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容人員</td> <td>8,758人</td> <td>12,806人</td> <td>68.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料) 平成27年熊本市調べ</p> <p>○超広域型商圈を形成</p> <p>本市は、県内の小売業販売額の約44%（平成19年商業統計調査）が集中する県庁所在都市であって、商業集積も充実しており、その商圈は県内の広範囲に及んでいる。本市での購買率（生</p> | | 中心市街地 | 熊本市 | 対市割合 | 商店数 | 1,310店 | 5,921店 | 22.1% | 従業者数 | 8,281人 | 43,555人 | 19.0% | 年間販売額 | 1,729億円 | 7,737億円 | 22.3% | 売場面積 | 201,574m ² | 849,911m ² | 23.7% | | 中心市街地 | 熊本市 | 対市割合 | 事業所数 | 5,530事業所 | 30,156事業所 | 18.3% | 従業者数 | 57,821人 | 308,480人 | 18.7% | | 中心市街地 | 熊本市 | 対市割合 | 収容人員 | 8,758人 | 12,806人 | 68.4% |
| | 中心市街地 | 熊本市 | 対市割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商店数 | 1,310店 | 5,921店 | 22.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者数 | 8,281人 | 43,555人 | 19.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間販売額 | 1,729億円 | 7,737億円 | 22.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売場面積 | 201,574m ² | 849,911m ² | 23.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中心市街地 | 熊本市 | 対市割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所数 | 5,530事業所 | 30,156事業所 | 18.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者数 | 57,821人 | 308,480人 | 18.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中心市街地 | 熊本市 | 対市割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収容人員 | 8,758人 | 12,806人 | 68.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2章 中心市街地の位置及び区域

鮮食品から贈答品までの 13 項目) が 20% を超えるのは、熊本市も含め熊本県内 45 市町村(平成 24 年度熊本県消費動向調査当時) のうち 15 市町村であり、超広域型商圏を形成している。

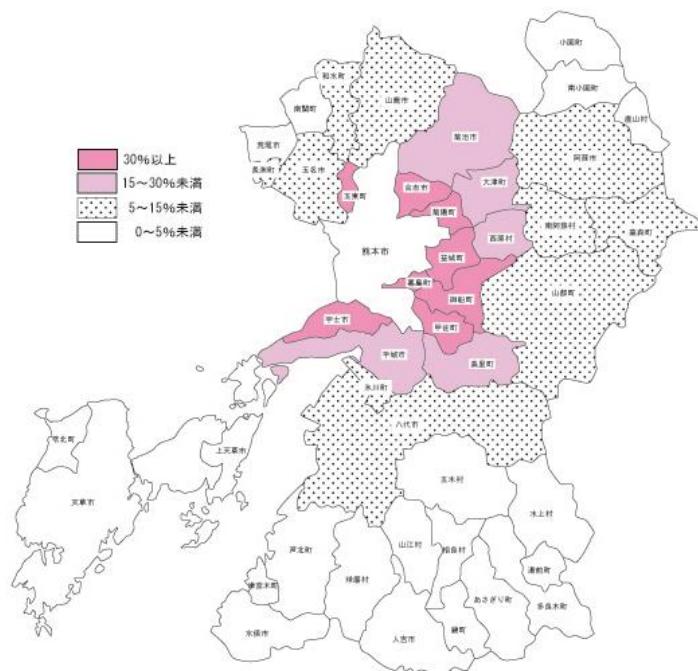


(資料) 熊本県「平成 24 年度熊本県消費動向調査報告書」

○広い通勤通学圏を形成

本市の近隣市町村において、各市町村の全通勤通学者の 15% 以上が本市に通勤通学しているという市町村は 13 あり、本市は業務や教育の中心としての役割を果たしている。

本市への通勤通学率の推移

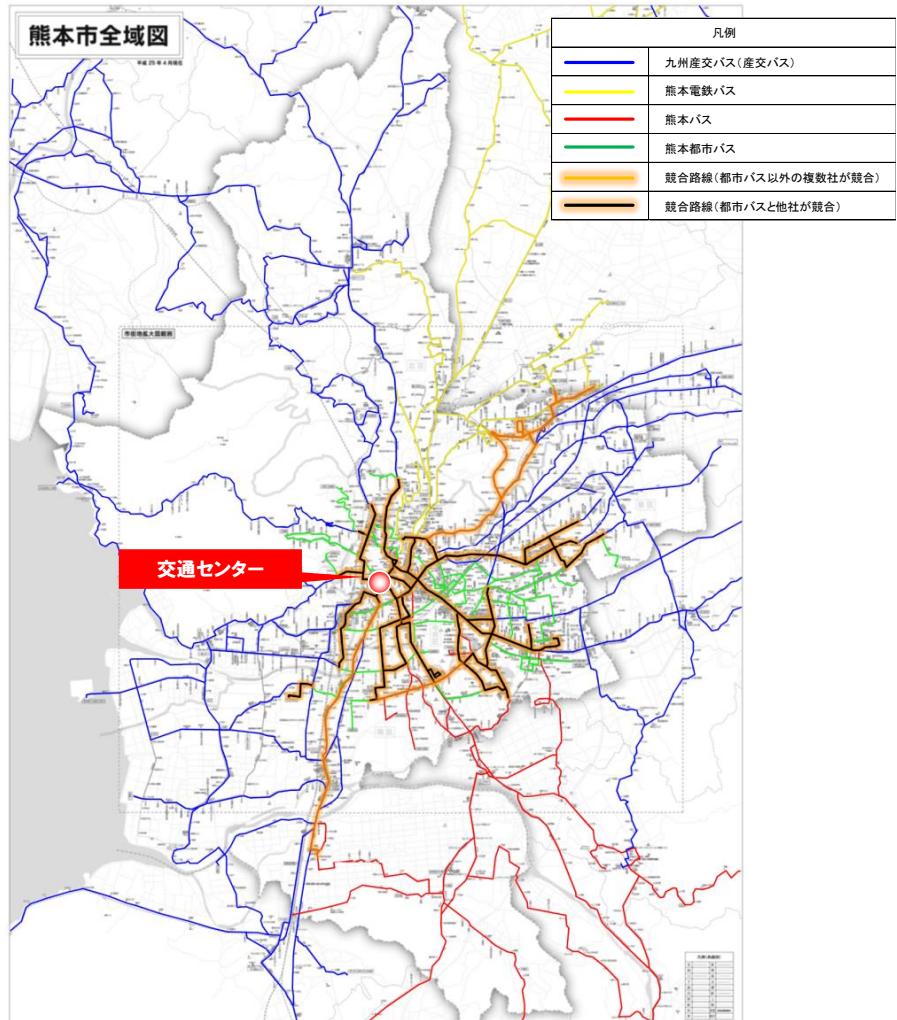


(資料) 平成 22 年国勢調査

2章 中心市街地の位置及び区域

○広域的な交通拠点の形成

本市及び近隣市町の路線バスは、交通センターを起点として放射方向に、また、網の目状に路線バス網が張り巡らされ、本市のみならず近隣市町を含めた住民等の生活の足として役割を果たしている。



(資料) 熊本地域公共交通網形成計画

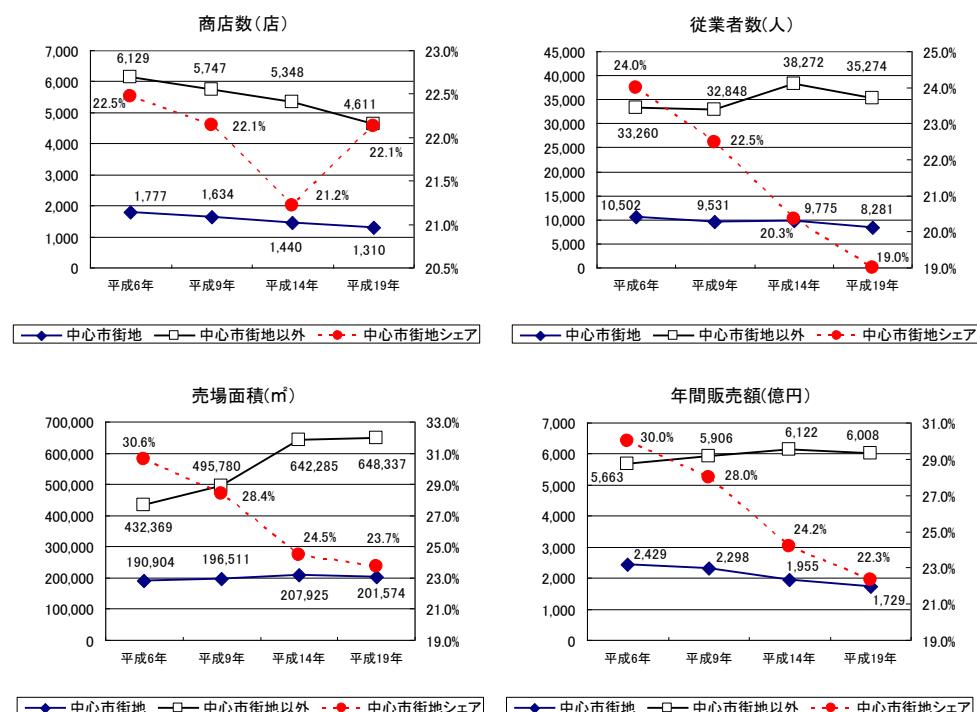
2章 中心市街地の位置及び区域

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○商店数、従業者数、年間販売額の減少

商業面で、中心市街地以外では、従業員数、年間販売額、売場面積は増加している一方で、中心市街地の商店数（小売業）は、平成6年に1,777店あったものが、その後減少傾向にあり、平成19年には1,310店まで減少している。従業者数や年間販売額についても減少している。



(資料) 平成19年商業統計

○中心市街地の空き店舗率の高止まり

中心市街地の主な商店街の空き店舗率は、平均7~8%台で推移しており、空き店舗率は高止まり傾向にある。

中心市街地の主な商店街の空き店舗率

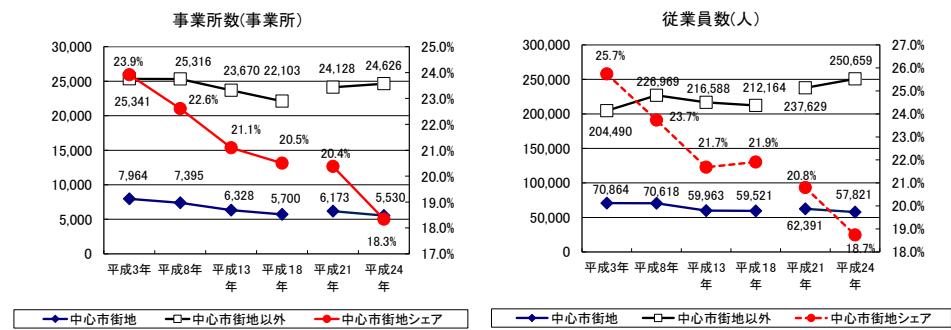
| 商店街名 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 上通一番街商店街振興組合 | 10.3% | 13.8% | 10.3% | 14.8% | 11.1% |
| 上通1・2丁目商店街振興組合 | 15.2% | 5.9% | 5.9% | 11.1% | 11.4% |
| 熊本市上通町三、四丁目商店街振興組合 | 9.8% | 13.5% | 15.7% | 6.1% | 6.0% |
| 熊本市上通五丁目商店街振興組合 | 5.3% | 5.3% | 5.3% | 7.9% | 7.7% |
| 熊本市下通新天街商店街振興組合 | 7.4% | 0.0% | 0.0% | 4.0% | 12.0% |
| 熊本市下通二番街商店街振興組合 | 6.5% | 6.5% | 3.2% | 6.7% | 0.0% |
| 熊本市下通三番街商店街振興組合 | 3.4% | 6.9% | 6.9% | 6.9% | 3.4% |
| 熊本市下通四番街商店街振興組合 | 0.0% | 3.8% | 0.0% | 0.0% | 8.0% |
| 駕町通り商店街振興組合 | 4.9% | 2.4% | 4.8% | 0.0% | 2.4% |
| シャワー通り商店会 | 12.1% | 12.1% | 15.2% | 18.5% | 14.7% |
| 熊本市新市街商店街振興組合 | 12.1% | 8.8% | 11.8% | 6.3% | 3.1% |
| 計 | 8.1% | 7.5% | 7.8% | 7.2% | 7.1% |

(資料) 熊本市「商店街業種及び空き店舗調査」

2章 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の事業所数の減少

中心市街地の事業所数は、平成3年の7,964事業所から平成24年に5,530事業所、従業者数は、同じく70,864人から57,821人と減少傾向にある。また、事業所数、従業員数とともに中心市街地のシェアは減少している。平成21年は統計調査の変更等により数字上増加しているが、平成24年調査では中心市街地のシェアは依然減少していることから、平成21年以降も事業所数、従業者数は引き続き減少傾向にあると考えられる。



(資料) 平成18年までは事業所・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス

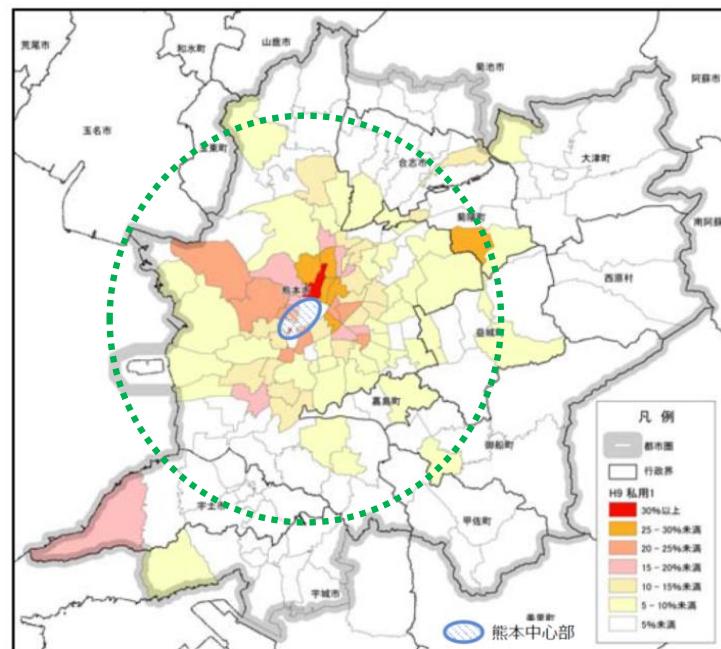
※経済センサスの集計値については、その集計方法が平成18年以前の調査とは異なるため、グラフ上では別表示とした。

2章 中心市街地の位置及び区域

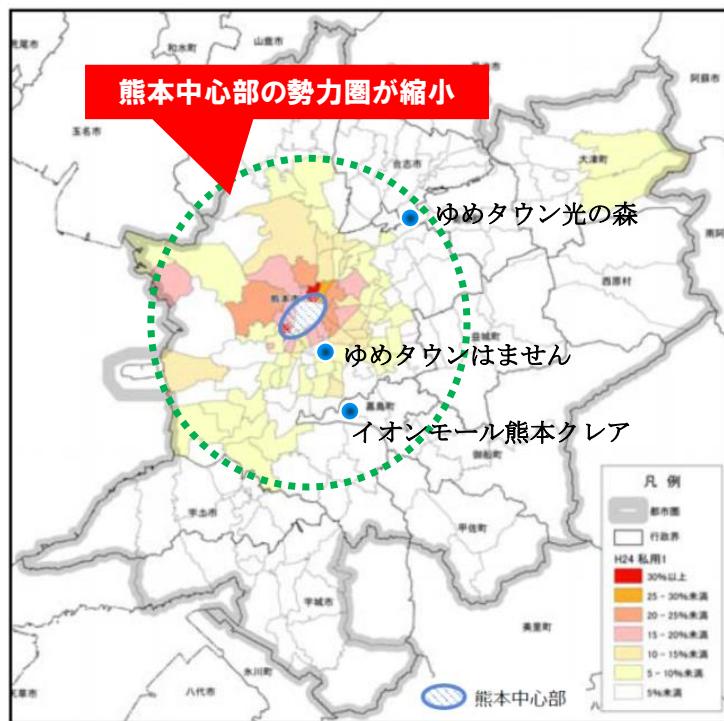
○中心市街地の求心力の低下

平成 9 年以降、中心市街地から離れた地域への大型商業施設の立地が進んでおり、中心市街地への買い物依存率が減少している。

中心市街地への私用（買い物等）目的依存率



▲ 熊本中心部への私用1(買い物等)目的依存率(H9)



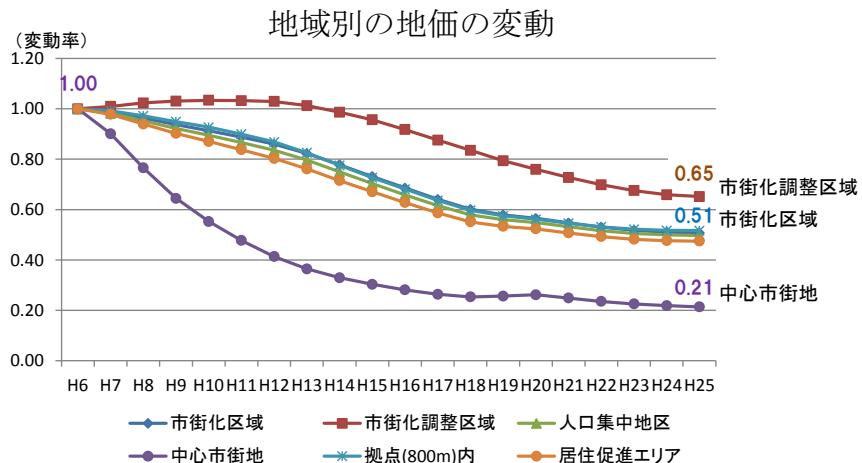
▲ 熊本中心部への私用1(買い物等)目的依存率(H24)

(資料) 第4回熊本都市圏PT調査結果

2章 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の地価の下落

中心市街地の地価はその他地域と比較して高い傾向にあるが、バブル崩壊後、低下傾向となっており、特に中心市街地ではその傾向が顕著である。



(資料) 地価公示、都道府県地価調査

このように、中心市街地において、商業・業務面での各種指標は横ばいもしくは減少傾向であり、このような状況は、本市はもとより熊本都市圏や熊本県の経済の発展、住民への各種都市サービス機能への影響が懸念される。

・熊本連携中枢都市圏ビジョン

平成28年3月に策定した「熊本連携中枢都市圏ビジョン」の中では、圏域の市町村は、その特長や強みを生かし、連携しながら「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に資する取り組みを積極的に推進するとともに、圏域としての総合力を発揮するため、市町村それぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していくことを目指す圏域の姿として掲げている。

この実現には、東アジアとの交流拠点となるとともに熊本都市圏や熊本県をけん引する役割を担いながら九州中央の中心都市としての本市の中心市街地の発展が不可欠となっており、中心市街地の発展の方向と整合性がとれている。

・熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

平成28年3月に策定した「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」では、基本目標として、「国内外から人々を引き付けるまちを創り、安心して働くことができる雇用を生み出す。～移住・定住の促

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

2章 中心市街地の位置及び区域

| | |
|--|---|
| | <p>進と交流の活発化～」などを掲げており、熊本城を目玉として、本市固有の文化・伝統・観光資源等をより魅力ある資源に磨き上げ、県や他の自治体との広域連携を進めながら、インバウンド（訪日外国人旅行者）をはじめとした観光客を呼び込み、観光によって新たな雇用を生み出す取り組みを進めている。このように、国内外から多くの観光客が訪れるにぎわいのあるまちづくりを推進しており、中心市街地の発展の方向と整合性がとれている。</p> |
|--|---|

3章 中心市街地の活性化の目標

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本計画では、中心市街地活性化の基本方針に基づき、次の3つを中心市街地活性化の目標として設定する。

目標1：にぎわいあふれる城下町

目標2：安心してずっと暮らしたいまち

目標3：誰もが訪れてみたくなるまち

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、平成31年度には桜町地区再開発事業及び熊本城ホール整備事業、熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業等が完了予定であるなど事業等の進捗及びその効果等を考慮し、平成29年4月から平成34年3月までの5年とする。

[3] 数値目標設定の考え方

本計画で設定した中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握できるよう、定期的なフォローアップに使用できる指標とすることを前提に、数値目標を設定し、目標の達成状況を管理する。

3章 中心市街地の活性化の目標

目標 1

「にぎわいあふれる城下町」に関する数値目標

(1) 指標の考え方

「にぎわいあふれる城下町」に関しての指標としては、中心市街地のにぎわいを把握するものとして、熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、及び桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数により、施策の成果をはかるものとする。

調査対象：熊本城公園（熊本城、城彩苑等）来場者、桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者

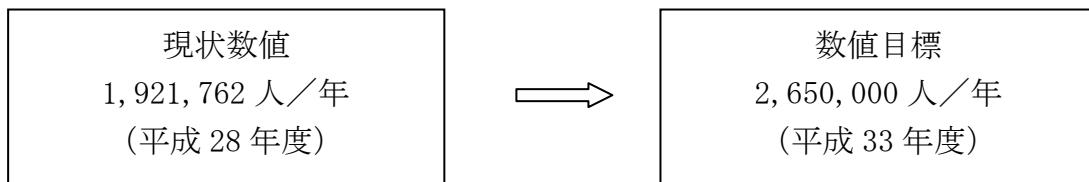
調査月：毎年4月～翌3月

調査主体：熊本市

(2) 具体的な数値目標の考え方

1) 熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、及び桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数

高度な都市機能が集積する中心市街地を維持していくには、今後の人口減少社会においても、更なるまちのにぎわいの創出が必要であることから、熊本城ホールを含む桜町地区再開発事業や、シンボルプロムナード及び（仮称）花畠広場の整備等において、地域・都市間の交通拠点及び観光・文化情報の交流拠点を形成するとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら、熊本のしごと・ひと・まちを元気にしていく。



2) 数値目標設定の考え方

熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、及び桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の目標設定にあたっては、下記①～②の各々の項目との施策等の効果を積算して設定するものとする。

- ①熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数の増加
- ②桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の増加

3章 中心市街地の活性化の目標

①熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数の増加 250,000人

i) 熊本城来場者数の増加 200,000人

熊本城復旧整備事業の実施により、熊本城の復旧過程を観光資源として活用し、入込数の拡大を図る。

桜町地区再開発事業（事業期間：H20～H31）、熊本城ホール整備事業（事業期間：H24～H31）、シンボルプロムナード等整備事業（事業期間：H25～H32）、熊本城周遊バス運行事業（事業期間：H18～継続）の実施により、交通拠点施設の整備及び回遊性の向上を図ることで、くまもとの顔づくりに貢献する。

H28年度の入込数の見込みについては、月ごとによって増減があることから、5月から9月の入込数は427,475人であり、10月から3月の入込数を5月から9月の平均入込数である85,495人に6ヶ月を乗じた512,970人と見込むと、H28年度の入込数の見込みは940,445人となり、これを基準値と設定する。

H33年度の目標値については、震災以降、入込数は徐々に増加傾向にあり、7、8月の平均と9月を比較すれば、約21%増加している。今後、熊本城の復旧を進め、その過程を観光資源として活用していくことで、H33はH28に比べて上述同様約21%増加すると予想し、約200,000人の増加とする。

【表1】

H28年度の熊本城の入込数（見込）

| 4月 (1～14日) | 5月 (12～31日) | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10～3月 (見込) | H28合計（見込） (5月～) |
|---------------|----------------|---------|---------|----------|----------|---------------|--------------------|
| 99,528人 | 31,664人 | 50,031人 | 89,641人 | 125,917人 | 130,222人 | 512,970人 | 940,445人 |

※4月は、地震発生前の数値であり、計測地点が異なるため、見込値には含めない。

ii) 城彩苑の入込数増加 50,000人

H28年度の入込数の見込みについて、5月から9月の入込数は319,286人であり、10月から3月の入込数を5月から9月の平均入込数である63,857人に6ヶ月を乗じた383,142人と見込むと、H28年度の入込数の見込みは702,428人となり、これを基準値と設定する。

【表2】

H28年度の城彩苑の入込数（見込）

| 4月 (1～14日) | 5月 (12～31日) | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10～3月 (見込) | H28合計（見込） (5月～) |
|---------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------------|--------------------|
| 72,936人 | 37,741人 | 51,837人 | 70,522人 | 83,979人 | 75,207人 | 383,142人 | 702,428人 |

※4月は、地震発生前の数値であり、計測地点が異なるため、見込値には含めない。

熊本市が行った「熊本城及び桜の馬場城彩苑観光実態調査（平成23年4月29日から5月8日の連休中に実施）」の結果は、以下のとおりである。

「城彩苑へ行く・行ったか」

| 調査場所 | 行く・行った | 行かない | 全数 |
|------|--------|------|-------|
| 熊本城 | 257 | 783 | 1,040 |
| 割合 | 25% | 75% | 100% |

3章 中心市街地の活性化の目標

熊本城へ行った人のうち、25%が城彩苑へ行っているということから、i) の増加人数約200,000人のうち、25%の約50,000人増加する見込みである。

②桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の増加 484,000人

H28.10以降について、昨年度と同規模のイベントの開催が予定されているため、H27.10～H28.3の入込数と同数と仮定すると、464,879人となるが、H28.7～9においては、前年同月に比べて約50%減少しているため、H27.10～H28.3の入込数に関しても約50%減少するものと予想すると、232,439人となり、H28年度は278,889人となる見込みであり、これを基準値と設定する。

【表3】

H28年度の（仮称）花畠広場の入込数（見込）

| 4月 (1～14日) | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10～3月 (見込) | H28合計（見込） (5月～) |
|---------------|----|----|---------|---------|--------|---------------|--------------------|
| 9,178人 | - | - | 16,000人 | 22,300人 | 8,150人 | 232,439人 | 278,889人 |

※4月は、地震発生前の数値であり、計測地点が異なるため、見込値には含めない。

※地震発生～6月までは、ボランティアセンターが開設。

H28の（仮称）花畠広場の年間入込数を約280,000人と見込むと、H28の使用可能面積は約2,300m²であったため、1m²あたりの入込数は、280,000人を2,300m²で除すると、約121人/m²となる。

H33に桜町・花畠周辺地区において、シンボルプロムナード等の屋外イベントが開催可能な場所が創出されると、使用可能面積が約4,000m²増加するため、121人に4,000m²を乗じると約484,000人の増加が見込まれる。

【熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、及び桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の目標値の積算】

①熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数の増加 250,000人

基準値（H28）：1,642,873人　目標値（H33）：1,892,873人

②桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の増加 484,000人

基準値（H28）：278,889人　目標値（H33）：762,889人

基準値（H28）：1,921,762人 + ① + ② = 2,650,000人

3章 中心市街地の活性化の目標

目標2

「安心してずっと暮らしたいまち」に関する数値目標

(1) 指標の考え方

「安心してずっと暮らしたいまち」に関しての指標としては、地震後に居住人口が減少し始め、今後も人口減少社会になっていくという課題に対応し、これまでに集積した都市機能を活かし、商業・文化・業務機能等と共存した、機能性の高いまちなか居住を促進するため、「中心市街地内の居住人口」により、施策の成果をはかるものとする。

調査方法：住民基本台帳からの集計

調査月：10月1日現在

調査主体：熊本市

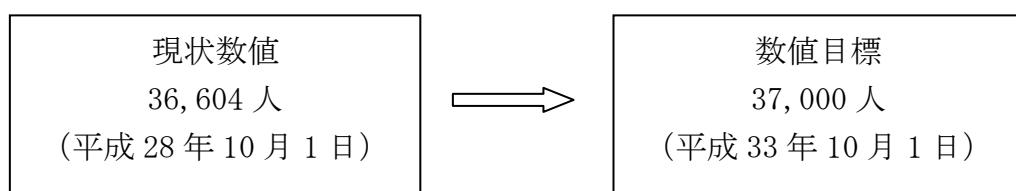
調査対象：中心市街地内7校区の住民基本台帳登録者

(2) 具体的な数値目標の考え方

1) 中心市街地内の居住人口

地震後に居住人口が減少し始め、今後も人口減少社会になっていくという課題に対応し、これまでに集積した都市機能を活かし、商業・文化・業務機能等と共存した、機能性の高いまちなか居住を促進するために、再開発や区画整理などの手法により都市機能を更新・集積させることで、中心市街地内の居住人口を増加させる。

また、若年層の就職先や子育て施設が少ないといった課題に対応するため、企業立地の推進や産業の振興による雇用の拡大や、子育て支援施設の整備をはじめ、結婚から子育てまでのライフステージに応じた支援等に取り組み、中心市街地内の居住人口を増加させる。



2) 数値目標設定の考え方

中心市街地内の居住人口の目標設定にあたっては、下記①～③の各々の項目との施策等の効果を積算して設定するものとする。

- ①トレンド
- ②桜町地区再開発事業による増加
- ③企業立地（誘致）促進事業による増加

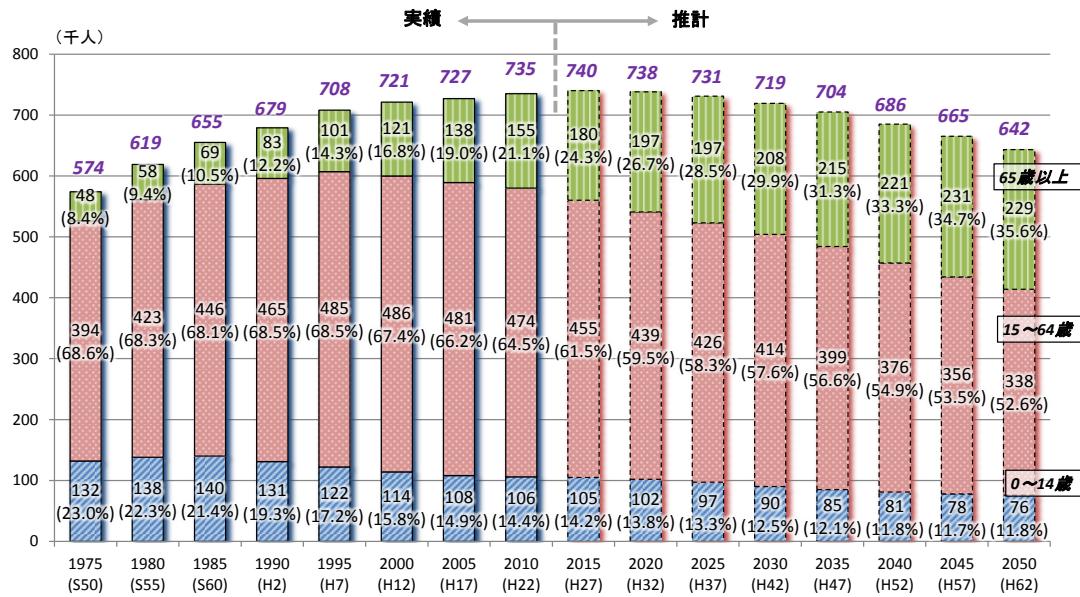
3章 中心市街地の活性化の目標

①トレンド 161人減少

熊本市人口ビジョンによると、熊本市全体の人口において、H28の推計値は739,798人であり、H33の推計値は736,516人であり、3,252人の減少（0.44%減少）が見込まれている。

この減少率を中心市街地において考察すると、H28の実績値（H28.10.1現在）は36,604人であり、減少率0.0044を乗じると、H33はH28に比べて161人減少することが見込まれる。

熊本市の将来人口推計



(資料) 国勢調査及び熊本市人口ビジョン(趨勢のまま推移した場合の将来人口)

②桜町地区再開発事業による増加 288人

桜町地区再開発事業により、約160戸のマンションが販売される予定であり、中心市街地の1世帯あたりの平均人数（H28.10.1現在）1.8人を乗じると、H33は288人増加することが見込まれる。

③企業立地（誘致）促進事業による増加 465人

計画期間中（H24～H27）の補助金助成企業における年間雇用人数

| H24 | H25 | H26 | H27 | 4カ年平均 |
|------|------|------|------|-------|
| 403人 | 229人 | 414人 | 816人 | 465人 |

計画期間中（H24～H27）の補助金助成企業における年間平均雇用人数は465人である。そのうち、大規模な立地企業の雇用調査をした結果、中心市街地内の居住者の割合は約20%であったため、465人に0.2と計画期間5年を乗じて、H33は465人増加することが見込まれる。

3章 中心市街地の活性化の目標

【中心市街地内の居住人口目標値の積算】

①トレンドによる減少

▲161人

基準値（H28）：36,604人　目標値（H33）：36,443人

②桜町地区再開発事業による増加

288人

基準値（H28）：0人　目標値（H33）：288人

③企業立地（誘致）促進事業による増加

465人

基準値（H28）：0人　目標値（H33）：465人

基準値（H28.10.1）36,604人+①+②+③=37,000人

3章 中心市街地の活性化の目標

目標3

「誰もが訪れてみたくなるまち」に関する数値目標

(1) 指標の考え方

「誰もが訪れてみたくなるまち」に関しての指標としては、コンベンション開催件数が他都市に比べて少ないということや、歩行者通行量の増加に小売業販売額が比例していないという課題に対応し、「熊本市内の宿泊客数」により、施策の成果をはかるものとする。

調査方法：熊本市観光統計

調査月：毎年1月～12月

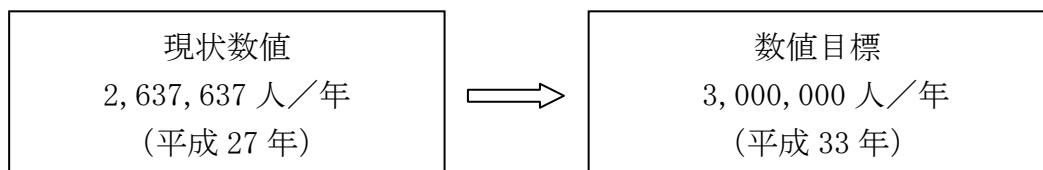
調査主体：熊本市

調査対象：市内のホテル、旅館、公共宿泊施設の年間宿泊客数

(2) 具体的な数値目標の考え方

1) 熊本市内の宿泊客数

地震によって地域産業は甚大な被害を被っており、さらに、人口減少・高齢化社会といった取り巻く環境にも対応していくため、被災した熊本城の復旧過程を観光資源として活用し、MICEを誘致することにより、国内外からの来訪者を増加させ、経済活性化を図っていく。（平均消費額：宿泊客は日帰り客に比べて1人1日あたり約3倍）



2) 数値目標設定の考え方

熊本市内の宿泊客数の目標設定にあたっては、下記①～④の各々の項目との施策等の効果を積算して設定するものとする。

- ①トレンド（PR事業）
- ②桜町地区再開発事業による増加
- ③熊本城ホール整備による増加
- ④桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の増加

3章 中心市街地の活性化の目標

①トレンド（PR事業） 185,000人

直近3年（H25-27）の観光客入込数の年間増加人数

| H25→H26 | H26→H27 | 2ヵ年平均 |
|----------|---------|---------|
| 125,000人 | 41,000人 | 83,000人 |

直近3年（H25-27）の観光客滞留率

| H25 | H26 | H27 | 3ヵ年平均 |
|-------|-------|-------|-------|
| 44.7% | 44.5% | 47.0% | 45.4% |

直近3年（H25-27）の観光客入込数の年間平均増加人数は83,000人であり、直近3年（H25-27）の観光客平均滞留率は45.4%であるため、83,000人に0.454を乗ずると、約37,000人となる。

毎年約37,000人宿泊客が増加すると見込むと、計画期間5年間を乗じて、H33の宿泊客数は約185,000人の増加が見込まれる。

②桜町地区再開発事業による増加 73,000人

中心市街地内に立地する同規模のホテルの1部屋あたり平均収容人数は、1部屋あたり1.68人である。また、中心市街地内に立地する同規模のホテルのH27平均稼働率は59.17%である。

桜町地区再開発事業により建設されるホテルにおいては、約200室が予定されているため、1部屋あたり収容人数1.68人と稼働率59.17%と365日を乗ずると、H33の宿泊客数は約73,000人の増加が見込まれる。

③熊本城ホール整備による増加 89,000人

年間想定利用者数465,000人（施設整備事業の精査・再検討に関する報告書）のうち、宿泊客の延べ人数見込みは、年間162,025人と試算している。これには、桜町地区再開発事業により建設されるホテルへの宿泊者が含まれるため、②の増加見込み約73,000人を差し引くと、H33の宿泊客数は約89,000人の増加が見込まれる。

④桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の増加 20,000人

桜町・花畠周辺地区で開催されるイベントのうち、県外からも多数集客が見込まれるイベントはオクトーバーフェスト及びくまフェスである。H27の集客人数実績は、オクトーバーフェストが40,000人、くまフェスが20,000人であった。

このことから、両イベントを足し合わせた来場者数は60,000人であり、使用面積は約1,600m²であったため、1m²あたりの入込数は、60,000人を1,600m²で除すると、約40人/m²である。

H33に桜町・花畠周辺地区において、オープンスペースであるシンボルプロムナード等の屋外イベントが開催可能な場所が創出されると、使用可能面積が約5,000m²増加するため、40人に5,000m²を乗じると約200,000人の増加が見込まれる。

昨年度開催時の県外の割合は約10%（主催者調べ）であったことから、200,000人に0.1を乗じると、H33の宿泊客数は約20,000人の増加が見込まれる。

3章 中心市街地の活性化の目標

【熊本市内の宿泊客数目標値の積算】

| | |
|--|----------|
| ①トレンド（PR事業）による増加 | 185,000人 |
| 基準値（H28）：2,637,637人　　目標値（H33）：2,822,637人 | |
| ②桜町地区再開発事業による増加 | 73,000人 |
| 基準値（H28）：0人　　目標値（H33）：73,000人 | |
| ③熊本城ホール整備による増加 | 89,000人 |
| 基準値（H28）：0人　　目標値（H33）：89,000人 | |
| ④桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数の増加 | 20,000人 |
| 基準値（H28）：0人　　目標値（H33）：20,000人 | |

基準値（H27）2,637,637人+①+②+③+④=3,000,000人

[4] フォローアップの考え方

各数値目標の達成状況については、毎年度末にフォローアップするものとし、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。また、計画期間終了時点において最終的な検証・評価を行い、その結果に応じて必要な施策を検討し、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

目標1：にぎわいあふれる城下町

数値目標：熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、及び桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数

本市が集計している熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、桜町・花畠周辺地区で行われるイベント主催者の発表による来場者数を毎年度末に把握し、事業効果を検証する。

目標2：安心してずっと暮らしたいまち

数値目標：中心市街地内の居住人口

毎年10月1日現在の住民基本台帳によって中心市街地内の居住人口を把握し、事業効果を検証する。

目標3：誰もが訪れてみたくなるまち

数値目標：熊本市内の宿泊客数

本市が実施している熊本市内の宿泊客数調査の結果を毎年度末に集計を行い、事業効果を検証する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

| [1] 市街地の整備改善の必要性 |
|--|
| <p>(1) 現状分析</p> <p>本市の中心市街地は、商業、業務、芸術・文化、娯楽、交流など、様々な活動の中心地として市及び近隣市町村の核となってきた。現在でも、道路・公園等の都市基盤の整備の大半がなされ、また、都市規模に比べコンパクトな市街地が形成され、中心市街地を発着点とするバスセンターや市電などの公共交通機関も整備されており、市域のみならず熊本都市圏 100 万人の業務・消費などの日常の生活から芸術・文化やレクリエーション活動を支えている。</p> <p>しかしながら、近年のモータリゼーションの進展と相まって市街地の拡大が進み、総合病院等の郊外移転や郊外型大規模商業施設の立地など、都市機能の拡散が進んだことで、中心市街地における小売業の商店数や年間商品販売額の減少など、地域経済の衰退が危惧されているだけでなく、都市圏をけん引してきた中心性が失われつつあることから、本市の都市づくりをさらに進めるうえで、中心市街地の整備・改善は重要である。</p> <p>これまで本市では、中心市街地の活性化について、平成 11 年 3 月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」（旧計画）を策定、その後、平成 18 年度のまちづくり 3 法※の改正に合わせ、平成 19 年 5 月に「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」、さらに平成 24 年 3 月に計画の認定を受け、この計画に基づく施策、事業を展開してきた。</p> <p>平成 26 年 10 月には、熊本駅近接地の工場跡地に約 2,200 人が勤務する国の合同庁舎が完成し、九州各県からの来訪者も多く、熊本駅周辺の核施設として機能している。</p> <p>平成 28 年 4 月に発生した熊本地震後に中心市街地の居住人口が減少していることに加え、人口減少・高齢化社会といった取り巻く環境が変化していることから、今後、本市がこうした状況に的確に対応し、熊本の顔であり、行政・経済・文化など、高次な都市機能を備えた九州中央の拠点都市にふさわしい魅力にあふれ、様々な活動の舞台となる中心市街地の更なる活力向上が喫緊の課題である。</p> <p>※都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律</p> <p>(2) 市街地の整備改善の必要性</p> <p>現状を踏まえ、熊本の陸の玄関口である熊本駅周辺地域においては、これまで行ってきたアクセス性、快適性、防災上の安全性の向上に向けた都市基盤の全般的な整備改善に引き続き取り組むとともに、関連する新たな整備も併せて取り組む必要がある。</p> <p>通町筋・桜町周辺地区においては、熊本都市圏をけん引してきた 2 核 3 モールの位置づけを改めて明確にし、その 1 核を担いながら通町筋周辺地区に比べ活力の低下が懸念される桜町・花畠周辺地区は、熊本市のシンボルである熊本城と中心市街地を“つなぐ”空間として、重要な位置にあり、中心市街地の再デザインを進めるうえで、要となる地区であると認識し、九州中央の拠点都市にふさわしい「くまもとの顔」と</p> |

して位置づけ、花畠地区においてはシンボルプロムナードと広場が一体となった、憩いの空間、また一年を通してアクティビティが催される空間として、にぎわいと潤いに満ちた上質な空間の形成、また桜町地区においては、再開発事業により、熊本城ホール、商業施設、ホテル、バスターミナルなどの整備を進め、九州を代表する周遊と交流の複合拠点を形成し、これらの集客を中心商店街へ回遊させる必要がある。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策は、進捗調査を毎年度実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間終了時点において最終的な検証・評価を行い、その結果に応じて必要な施策を検討し、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

特になし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|-------------|---|---|------------|
| 事業名：桜町地区再開発事業 実施場所：桜町地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・地区面積：約 3.7 ha ・建物面積：延床面積約 16 万 m² ・用途：バスターミナル、商業、ホテル、熊本城ホール、住宅、駐車場 実施時期：H20 年度～H31 年度 | 熊本桜町再開発株式会社 | <p>これまで、熊本城に隣接する桜町地区においては、商業や医療、業務、文化、宿泊機能等の高次の都市機能が集積するなど、熊本の顔として、九州の観光、経済をけん引する役割を担ってきたところである。</p> <p>人、モノ、情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備を行い、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新や交流施設の整備を行うことで、更なる交流人口の増加を図る。</p> <p>また、今回の熊本地震を受け、それぞれの施設が災害時に担う役割を見直したところであり、公共交通の要であるバスターミナルが併設されることから、災害に強いまちづくりの根幹的施設としていくことが必要であり、具体的に防・減災機能を追加した。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度～H31 年度 | |
| 事業名：熊本駅周辺まちづくり推進事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会、熊本駅周辺地域都市空間デザイン会議、熊本駅周辺地域まちづくり勉強会の開催 実施時期：H16 年度～H32 年度 | 熊本市 | <p>熊本駅周辺のまちづくりの実現に向けて、熊本駅周辺地域整備基本計画に基づき、まちづくり推進協議会や都市空間デザイン会議等を開催し、魅力的な空間の創出を図るとともに、地元の人々を交えた勉強会を開き、官民一体となったまちづくりを推進することにより、魅力的な空間の創出が図られ、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度～H32 年度 | |

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|-----------|--|--|------------|
| 事業名：熊本駅周辺エリア魅力発信事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： • 地域住民と連携し、地域の課題に対応するとともに、新たな魅力発信を行う。また、熊本地震からの復興・復旧に向け、民間が主体となって熊本駅周辺で復興イベントを開催 実施時期：H28 年度～ | 熊本市、民間事業者 | <p>平成 25 年に策定した「西区まちづくりビジョン」に掲げたエリアごとの課題に地域住民と連携して対応するとともに、新たな魅力を発信する。</p> <p>また、熊本駅周辺の魅力とにぎわいづくり、熊本地震からの復興・復旧のため、民間との連携によりにぎわい創出事業に取り組むほか、九州新幹線を利用した観光客やビジネス客の中心市街地への入口として、他地区との回遊性を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：桜町・花畠周辺地区まちづくり推進事業 実施場所：桜町・花畠周辺地区 事業概要： • オープンスペースの社会実験的な使用を通じて、まちづくり機運の醸成、利活用者や担い手の発掘等を検討 実施時期：H23 年度～ | 熊本市 | <p>本市のシンボルである熊本城に隣接し、中心市街地に位置する桜町・花畠地区でにぎわい創出を図る。当地区の一体的なまちづくりを推進するため「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本計画（H26. 7）」を策定し広場の利活用に関する検討やデザインに関する検討を進めている。今後は、取り組みを加速させ、オープンスペースの社会実験により、機運醸成、新たな利活用者や運営の担い手の発掘等を図るとともに具体的な整備内容や運営体制の検討を進める。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|--|------|--|---|-----|
| 事項 | | | | |
| 事業名： 熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業 実施場所： 熊本駅周辺地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・連続立体交差事業に合わせて駅前広場の整備を行う 実施時期： H28年度～H31年度 | 熊本市 | <p>連続立体交差事業により在来線高架下に移転整備される熊本新駅舎の完成に合わせ、交通結節機能の強化を図るため、速やかに駅前広場の拡張整備を行う必要がある。また、熊本地震の際、震災直後の一時避難場所として駅前広場が利用されたことや、その後の復旧活動の拠点として広場機能の拡充も求められたところであり、駅前広場整備の中で防・減災機能の強化を図ることにより、安全で安心な住環境の整備を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・安全交付金（道路事業（街路））【国土交通省】 ○実施時期 H29年度～H31年度 | |
| 事業名： 花畠公園、辛島公園再整備事業 実施場所： 花畠周辺地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・花畠公園、辛島公園の再整備（花畠公園・2,615m²、辛島公園・3,436m²） 実施時期： H26年度～H32年度 | 熊本市 | <p>桜町地区で整備される施設群と、これに隣接する（仮称）花畠広場、シンボルプロムナードと一体的に花畠公園、辛島公園の再整備事業を実施することで、当地区全体の高品質な空間づくりにつながることにより、まちなか居住を促進する。</p> <p>桜町・花畠周辺地区の中心となる地区として、魅力とにぎわいを創出することにより、交流人口の拡大を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会资本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（桜町・花畠地区））【国土交通省】 ○実施時期 H30年度～H32年度 | |
| 事業名： 新幹線・連立関連側道整備事業 実施場所： 熊本駅周辺地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・（都）鹿児島本線側道2号 実施時期： H16年度～H31年度 | 熊本市 | <p>連続立体交差事業による交差道路とともに側道を整備することで、東西に分断された市街地の一体化的な発展と周辺地域の交通の円滑化を図り、さらに熊本駅、上熊本駅間を側道で結ぶことにより、駅部へのアクセス性が向上し、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会资本整備総合交付金（道路事業（街路））【国土交通省】 ○実施時期 H29年度～H31年度 | |

**4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項**

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|---|--|------------|
| 事業名：連立関連交差道路整備事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線及び在来線高架橋と交差する道路の整備（27箇所） 実施時期：H27年度～H31年度 | 熊本市 | <p>九州新幹線建設事業及びJR鹿児島本線等連続立体交差事業により、20箇所の踏切等が除却されることに合わせ、新たに15箇所（計35箇所）の交差道路を整備することが可能となる。</p> <p>本事業では、除却後の交差道路20箇所のうち16箇所、新設交差道路15箇所のうち11箇所（計27箇所）の整備を行い、安全で利便性の高い道路整備を図ることによりまちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会资本整備総合交付金（道路事業）【国土交通省】 ○実施時期 H29年度～H31年度 | |
| 事業名：熊本駅周辺道路整備事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・春日2丁目二本木2丁目第1号線（二本木口交差点） ・春日2丁目第8号線（電線共同溝） 実施時期：H27年度～H33年度 | 熊本市 | <p>「熊本駅周辺地域整備基本計画」及び「道路整備プログラム」の中期A（概ね10年以内に成果が見えるもの）に位置づけられている当路線を整備することで、安全な歩行空間、良質な都市空間の確保を図り、市街地環境向上に配慮した熊本駅周辺地区のまちづくりの実現を目指すことによりまちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・安全交付金（道路事業）【国土交通省】 ○実施時期 H29年度～H33年度 | |

**4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項**

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| 事業名：街路整備事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： • (都)春日池上線 • (都)熊本駅城山線 • (都)熊本駅南線 実施時期：H27 年度 ~H32 年度 | 熊本市 | <p>当路線は、熊本都市圏の骨格を形成する 2 環状 11 放射道路とそれを補完する主要幹線道路に位置づけられた路線である。連続立体交差事業に合わせ、当路線を整備することにより、東西市街地分断の解消及び一体的なまちづくりを行うことにより、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業) 【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ~H31 年度 | |
| | | | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ~H31 年度 | |
| | | | ○支援措置名 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ~H32 年度 | |
| 事業名：熊本駅西土地区画整理事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： • 地区面積：18.1 h a 実施時期：H13 年度 ~H32 年度 | 熊本市 | <p>「くまもとの陸の玄関」である熊本駅周辺地域の魅力あるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、安全で安心な居住環境を整備することでまちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) 【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ~H31 年度 | |

**4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項**

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|--|------------|
| 事業名：熊本市自転車利用環境整備事業 実施場所：熊本市内 事業概要： • 自転車レーン（専用通行帯）等の整備 実施時期：H24 年度 ~H32 年度 | 熊本市 | <p>「第 2 次 熊本市自転車利用環境整備基本計画」に基づき、自転車が利用しやすい環境や快適な走行空間を整備することで、安全に安心して利用できる歩行者・自転車空間の形成や都市環境の改善により、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・安全交付金（道路事業） 【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ~H32 年度 | |
| 事業名：道路事業 実施場所：桜町・花畠周辺地区 事業概要： • 辛島町第 1 号線、紺屋今町花畠町第 1 号線他の整備 実施時期：H30 年度 ~H32 年度 | 熊本市 | <p>本市のシンボルである熊本城に隣接し、中心市街地に位置する桜町・花畠周辺地区の老朽化した道路を再整備し、政令指定都市にふさわしい魅力的な空間を創出することで、まちなか居住を促進するとともに、まちづくりの効果を最大化し、中心商店街との回遊性の向上と、にぎわいの創出を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（桜町・花畠地区）） 【国土交通省】 ○実施時期 H30 年度 ~H32 年度 | |
| 事業名：辛島公園地下通路整備事業 実施場所： 辛島公園地下通路 事業概要： • 辛島公園地下通路の機能更新（照明の LED 化、天井美装化、階段昇降機新設等） 実施時期：H29 年度 ~H31 年度 | 熊本市 | <p>本市が取得するホールをはじめ、バスターミナル、商業、ホテル、住宅等の都市機能を有する桜町再開発施設と中心商店街をつなぐ地下通路を、利用しやすく、明るく快適な空間となるよう機能更新し、まちなか居住を促進するとともに、中心商店街との回遊性の向上とにぎわいの創出を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（桜町・花畠地区）） 【国土交通省】 ○実施時期 H30 年度 ~H31 年度 | |

**4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項**

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|---|--------|
| 事業名：辛島公園地下駐車場整備事業 実施場所：辛島公園地下駐車場 事業概要： • 辛島公園地下駐車場の機能更新(24時間化への対応、誘導サインの新設等) 実施時期： H29年度～H31年度 | 熊本市 | <p>本市のシンボルである熊本城に隣接し、中心市街地に位置する桜町・花畠周辺地区を、”車中心”から”人中心”への転換の象徴として整備することに合わせ、辛島公園地下駐車場の機能を向上させ、中心市街地への車の流入の抑制を図り、まちなか居住を促進するとともに、中心商店街との回遊性の向上とにぎわいの創出を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(桜町・花畠地区)と一体の効果促進事業)【国土交通省】 ○実施時期 H30年度～H31年度 | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|-------------|---|---|--------|
| 事業名：桜町地区再開発事業（再掲） 実施場所：桜町地区 事業概要： • 地区面積：約 3.7ha • 建物面積：延床面積約 16万m ² • 用途：バスターミナル、商業、ホテル、熊本城ホール、住宅、駐車場 実施時期： H20年度～H31年度 | 熊本桜町再開発株式会社 | <p>これまで、熊本城に隣接する桜町地区においては、商業や医療、業務、文化、宿泊機能等の高次の都市機能が集積するなど、熊本の顔として、九州の観光、経済をけん引する役割を担ってきたところである。</p> <p>人、モノ、情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備を行い、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新や交流施設の整備を行うことで、更なる交流人口の増加を図る。</p> <p>また、今回の熊本地震を受け、それぞれの施設が災害時に担う役割を見直したところであり、公共交通の要であるバスターミナルが併設されることから、災害に強いまちづくりの根幹的施設としていくことが必要であり、具体的に防・減災機能を追加した。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金【国土交通省】 ○実施時期 H29年度～H31年度 ○支援措置名 災害時拠点強靭化緊急促進事業補助金【国土交通省】 ○実施時期 H29年度～H30年度 ○支援措置名 都市開発資金(市街地再開発事業等資金)【国土交通省】 ○実施時期 H29年度 | |

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|-------|---|-------------------|------------|
| 事業名：JR熊本駅ビル整備事業 実施場所：熊本駅周辺地区 事業概要： ・大型商業施設、シネマコンプレックス、ホテル、立体庭園など 実施時期：H31年度～H33年度 | 民間事業者 | 平成33年に開業を目指す熊本駅に隣接し、熊本の地域色を取り入れた大規模商業施設であり、熊本駅周辺のにぎわい創出を進めることにより、交流人口の増加を図るとともに、まちなか居住の促進に資するものである。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | | |

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、文化的な催しの場等に活用されている施設として、熊市民会館、熊本市国際交流会館、熊本市子ども文化会館、県民交流会館パレアなどが立地しているが、他都市で開催されているような大規模な地域交流のための施設については十分とはいえない状況にある。

医療・福祉施設に関しては、国立病院機構熊本医療センターが立地している。以前はそれ以外に2つの総合病院が中心市街地近隣に位置し、市電で通院可能な位置にあったが、平成7年と平成9年に相次いで郊外部に移転し、高齢者等交通弱者にとって不便な状況となっていた。その後、平成21年に国立病院機構熊本医療センターが現在地で建て替えられ、機能が拡充されたことにより、郊外部に移転した病院の役割を担っている。

教育施設・文化施設に関しては、熊本市立熊本博物館、熊本県伝統工芸館、熊本県立美術館、熊本市現代美術館などがあるが、昭和53年に現在の建物が新築された熊本博物館は老朽化の進行に加え、収蔵物の保存・整理の方法や、展示物が時代にそぐわないといった問題があったことから、現在改修を進めている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

九州中央の交流拠点として本市が発展していくためには、文化的な催しの場等に活用する施設は不可欠であり、交通利便性が高く、観光文化施設である熊本城と中心商店街を“つなぐ”重要な位置となる桜町・花畠周辺地区において、にぎわいの創出と交流促進を行う整備に取り組んでおり、併せて観光目的以外の県内外から集客機能を導入し、より一層の拠点性を高め、中心市街地の交流人口の増加を図ることが必要である。

平成28年4月に発生した熊本地震により、子ども文化会館、市民会館等が被災し、福祉・文化の拠点が利用できない状況であり、早期復旧が必要である。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間終了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

特になし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|--|------------|
| <p>事業名：熊本城ホール整備事業</p> <p>実施場所：桜町地区</p> <p>事業概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜町地区再開発事業において、にぎわい交流施設を整備 <p>実施時期：H24年度～H31年度</p> | 熊本市 | <p>人口減少社会を迎える中、にぎわい交流施設を整備することにより、地域住民が交流できる地域の拠点施設を整備することで、中心市街地の拠点性を高め、まちなか居住を促進する。中心商店街に隣接する地区において、交流を促進することで、施設利用者を商店街に回遊させ、交流人口の拡大、商店街や地域経済の活性化を図る。</p> <p>また、今回の熊本地震を受け、それぞれの施設が災害時に担う役割を見直したところであり、公共交通の要であるバスターミナルが併設されることから、災害に強いまちづくりの根幹的施設としていくことが必要であり、具体的に防・減災機能を追加した。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | <p>○支援措置名 社会資本整備 総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(桜町・花畠地区)) 【国土交通省】</p> <p>○実施時期 H29年度～H31年度</p> <p>○支援措置名 中心市街地再活性化特別対策事業【総務省】</p> <p>○実施時期 H29年度～H31年度</p> | |
| <p>事業名：子ども文化会館施設管理事業</p> <p>実施場所：新町地区</p> <p>事業概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援、子育て支援事業 <p>実施時期：H7年度～</p> | 熊本市 | <p>子どもたちが遊び・学びなど様々な活動に主体的に参加し、地域や年齢の違いを超えて互いにふれあい交流するなかから自主性や創造性、豊かな感性や思いやりの心などを養い、21世紀を担う青少年の健全育成を図るため、市内最大の拠点施設を整備することで、中心市街地の拠点性を高め、子どもの遊び・学習する場を整備することで、ファミリー層のまちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | <p>○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】</p> <p>○実施時期 H29年度～H33年度</p> | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--|--------|
| <p>事業名：シンボルプロムナード等整備事業</p> <p>実施場所：花畠地区</p> <p>事業概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルプロムナード及び（仮称）花畠広場整備 <p>実施時期：H25年度～H32年度</p> | 熊本市 | <p>熊本城と中心商店街との回遊性を向上させるため、デザインコンセプトを「熊本城と庭つづき『まちの大広間』」としてシンボルプロムナードや（仮称）花畠広場などのオープンスペースの整備を行う。また、今回の熊本地震を受けオープンスペースの重要性が増していることから防災等の面からの機能強化を図る。</p> <p>地域の拠点施設を整備することで、中心市街地の拠点性を高め、まちなか居住を促進する。</p> <p>中心商店街に隣接する地区において、にぎわい創出施設の整備を行うことで、施設利用者を商店街に回遊させ商店街の活性化を図る。</p> <p>様々なイベントが可能となる施設を整備することにより、観光目的以外の県内外からの来街者が増え、交流人口の増加を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | <p>○支援措置名 社会资本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(桜町・花畠地区))【国土交通省】</p> <p>○実施時期 H30年度～H32年度</p> | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--|--------|
| <p>事業名：（仮称）白川公園内複合施設整備事業</p> <p>実施場所：草葉町</p> <p>事業概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館と中央老人福祉センターの合築 <p>実施時期：H28年度～H30年度</p> | 熊本市 | <p>中央公民館は、震災の影響により早急に解体すべき施設として閉鎖しているが、地域の生涯学習やまちづくりの拠点施設としての役割、一時避難所としての役割を担う施設であり、公設公民館中最多の年間 76,000人の利用があるため、早急に復旧し供用を再開するとともに、復旧に際し中央老人福祉センターとの機能集約化を行う。</p> <p>あらゆる世代が交流できる地域の拠点施設を整備することで、中心市街地の拠点性を高め、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | <p>○支援措置名 公立社会教育施設災害復旧費補助金【文部科学省】</p> <p>○実施時期 H29年度～H30年度</p> | |

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|--|------------|
| 事業名：子ども文化会館災害復旧事業 実施場所：新町地区 事業概要： ・子ども文化会館の復旧工事 実施時期：H28 年度～H30 年度 | 熊本市 | <p>熊本地震に伴い、子ども文化会館の外壁や設備機器等の復旧工事を行う。子ども、地域住民の地域交流の場を整備し、ファミリー層のまちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 公立社会教育施設災害復旧費補助金【文部科学省】 ○実施時期 H29 年度～H30 年度 | |
| 事業名：市民会館復旧事業 実施場所：桜町地区 事業概要： ・市民会館の復旧工事 実施時期：H28 年度～H29 年度 | 熊本市 | <p>平成 28 年熊本地震により熊本市民会館は甚大な被害を受けており、市民生活にかかせない文化活動や交流の場として機能していないため、一刻も早い施設復旧を実施する。</p> <p>地域住民の交流の場となる拠点施設を整備することで、中心市街地の拠点性を高め、まちなか居住を促進するとともに、観光目的以外の利用者を増加させ、交流人口の増加を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 公立社会教育施設災害復旧費補助金【文部科学省】 ○実施時期 H29 年度 | |
| 事業名：熊本城ホール整備事業（再掲） 実施場所：桜町地区 事業概要： ・桜町地区再開発事業において、にぎわい交流施設を整備 実施時期：H24 年度～H31 年度 | 熊本市 | <p>人口減少社会を迎える中、にぎわい交流施設を整備することにより、地域住民が交流できる地域の拠点施設を整備することで、中心市街地の拠点性を高め、まちなか居住を促進する。中心商店街に隣接する地区において、交流を促進することで、施設利用者を商店街に回遊させ、交流人口の拡大、商店街や地域経済の活性化を図る。</p> <p>また、今回の熊本地震を受け、それぞれの施設が災害時に担う役割を見直したところであり、公共交通の要であるバスターミナルが併設されることから、災害に強いまちづくりの根幹的施設としていくことが必要であり、具体的に防・減災機能を追加した。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 災害時拠点強靭化緊急促進事業補助金【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度～H30 年度 | |

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|-------|--|---------------|------------|
| <p>事業名：暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区）</p> <p>実施場所：熊本駅周辺地区</p> <p>事業概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本駅周辺地区の公益施設や業務・商業施設等の整備支援 <p>実施時期：H20 年度 ～H33 年度</p> | 民間事業者 | <p>熊本駅の東側に近接する熊本の玄関口でありながら、都市機能の集積は小規模に止まっており、都市空間の魅力向上を図る必要がある。</p> <p>このため、公益施設や業務、商業施設等の都市機能整備を行うことにより、中心市街地の拠点性を高めまちなか居住の促進を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | | |

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の人口は減少傾向が続いているが、平成12年から平成27年にかけては、増加に転じている。その要因は、中心市街地においてマンションの新規供給戸数が増加したためと考えられる。

しかし、平成28年4月に発生した熊本地震後は、中心市街地の居住人口が減少している。このような傾向を踏まえるとともに、若年層の就職先や子育て施設が少ないとことに対して、良好な居住環境を整備していくことが必要である。

また、新町・古町地区において西南戦争以降に復興された町屋が残っており、町屋の利活用を進め、城下町風情の感じられるまちづくりを推進しているものの、耐震性や維持管理の問題等から空き家となり解体されるケースも増えている。

(2) 街なか居住の推進の必要性

このような現状から、中心市街地に集積している都市機能を活かしながら、誰もが住みやすく暮らしやすい住環境の整備を推進し、にぎわいの創出へとつなげていくためには、マンションの適正な維持管理を推進していくとともに、城下町らしさを創出できる町屋の長寿命化や、耐震性の劣る木造住宅等の耐震改修を推進していくことが必要である。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間終了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

特になし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|-----------------|---|---|------------|
| 事業名：桜町地区再開発事業（再掲） 実施場所：桜町地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・地区面積：約 3.7 ha ・建物面積：延床面積約 16 万 m² ・用途：バスターミナル、商業、ホテル、熊本城ホール、住宅、駐車場 実施時期：H20 年度～H31 年度 | 熊本桜町再開発株式会社 | <p>これまで、熊本城に隣接する桜町地区においては、商業や医療、業務、文化、宿泊機能等の高次の都市機能が集積するなど、熊本の顔として、九州の観光、経済をけん引する役割を担ってきたところである。</p> <p>人、モノ、情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備を行い、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新や交流施設の整備を行うことで、更なる交流人口の増加を図る。</p> <p>また、今回の熊本地震を受け、それぞれの施設が災害時に担う役割を見直したところであり、公共交通の要であるバスターミナルが併設されることから、災害に強いまちづくりの根幹的施設としていくことが必要であり、具体的に防・減災機能を追加した。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度～H31 年度 | |
| 事業名：くまもとさるく 実施場所：中心市街地 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・地元の観光ボランティアガイドが被災した熊本城等の見学案内 実施時期：継続中（開始時期不明） | 熊本国際観光コンベンション協会 | <p>中心商店街を通るモデルコースを設定し、中心商店街へ来る仕組みをつくることにより、商店街の活性化を図る。</p> <p>熊本を訪れる観光客に、歩くからこそ見える熊本の隠れた魅力（歴史・自然・生活文化）を伝え、リピーター（熊本ファン）を増やすことにより、交流人口の拡大を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度～H33 年度 | |

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業
及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|---------------------------------|--|--|------------|
| 事業名：くまもとまち咲き案内人 実施場所：中心市街地 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> 地元の人とふれあえる 体験型プログラムの提 供 実施時期：継続中（開始 時期不明） | 熊本国 際観光 コンペ ンショ ン協会 | <p>中心商店街の店舗で体験できるコースを設定することで、中心商店街を訪れる仕組みをつくり商店街の活性化を図る。</p> <p>着地型観光素材として、多くの体験型プログラムを作成し、観光地以外の熊本の魅了を感じてもらい、リピーター（熊本ファン）を増やすことにより、交流人口の拡大を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|--|------------|
| 事業名：マンション管理 適正化事業 実施場所：熊本市内 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> マンションの適正な維持管理の誘導を図るためのセミナー開催、マ ンション管理士派遣、無料相談会開催などの 実施 実施時期：H20年度～ | 熊本市 | <p>本市では、分譲マンションが全世帯の約1割を占め、10年後にはその約半数が築30年を超えると予想される中で、マンション管理に必要な知識・情報を提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援し、マンションの適正な維持管理の誘導を図ることで、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備 総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業))【国土交通省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：景観条例関係事 業 実施場所：熊本市内 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> 景観重要・形成建造物 の保存・修景工事の一 部助成 実施時期：H11年度～ | 熊本市 | <p>地域の歴史の深みと個性的な景観を特徴づけることで、まちの魅力を高め、交流人口の増加、回遊動線の形成による熊本駅から中心商店街への誘客により、商店街の活性化を図るとともに、熊本地震により被災した景観重要・形成建造物の復旧とともに保存・活用に取り組み、まちの魅力向上によりまちなか居住を促進するため、中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備 総合交付金(街 なみ環境整備 事業)【国土交 通省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業
及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|--|------------|
| 事業名：城下町の風情を感じられる町並みづくり事業 実施場所：新町、古町地区 事業概要： ・新町・古町地区内で景観形成の取組支援 実施時期：H23 年度～ | 熊本市 | <p>熊本駅と熊本城を結ぶ新町・古町地区において、町屋等の保存活用を行うことで、城下町の風情を感じられる町並みづくりを進め、交流人口の増加、回遊動線の形成による熊本駅から中心商店街への誘客により、商店街の活性化を図るとともに、まちの魅力向上によりまちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・在宅の高齢者及び障がい者の住宅を改造する場合の経費の一部助成 実施時期：H9 年度～ | 熊本市 | <p>中心市街地に住む高齢者及び障がい者が増加しているなか、より安全で安心な住環境の整備を促すことで、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業))【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|----------------|---|--|------------|
| 事業名：桜町地区再開発事業（再掲） 実施場所：桜町地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・地区面積：約 3.7ha ・建物面積：延床面積約 16 万m² ・用途：バスターミナル、商業、ホテル、熊本城ホール、住宅、駐車場 実施時期：H20 年度～H31 年度 | 熊本 桜町 再開発 株式会社 | <p>これまで、熊本城に隣接する桜町地区においては、商業や医療、業務、文化、宿泊機能等の高次の都市機能が集積するなど、熊本の顔として、九州の観光、経済をけん引する役割を担ってきたところである。</p> <p>人、モノ、情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備を行い、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新や交流施設の整備を行うことで、更なる交流人口の増加を図る。</p> <p>また、今回の熊本地震を受け、それぞれの施設が災害時に担う役割を見直したところであり、公共交通の要であるバスターミナルが併設されることから、災害に強いまちづくりの根幹的施設としていくことが必要であり、具体的に防・減災機能を追加した。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度～H31 年度 ○支援措置名 災害時拠点強靭化緊急促進事業補助金【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度～H30 年度 ○支援措置名 都市開発資金（市街地再開発事業等資金）【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 | |
| 事業名：住宅・建築物耐震化促進事業 実施場所：熊本市内 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した戸建木造住宅（3 階建以下）の耐震診断や耐震改修等に対する支援 実施時期：H20 年度～H32 年度 | 熊本市 | <p>住宅の耐震診断及び耐震改修を促進することで、地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、平成 20 年度より実施している。熊本地震を受けて市民の住宅に対する耐震化の意識が高まり、平成 28 年度は耐震診断への申込件数が例年の 10 倍以上となつた。より安全で安心な住環境の整備を促すことで、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度～H32 年度 | |

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業
及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------------|--|--|------------|
| 事業名：あんしん住み替え相談窓口事業 実施場所：熊本市内 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子育て世帯等（住宅確保要配慮者）を対象とした民間賃貸住宅等への住み替えについての相談窓口の運営 実施時期：H23年度～ | 熊本市居住支援協議会 | <p>近年、高齢者や障がい者、子育て世帯などは、民間賃貸住宅で入居時に制限を受けることが多く見受けられるなかで、既存ストックを有効活用して、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等へ住み替えできる環境を整備することで、まちなか居住を促進する。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 住宅市場整備推進等事業費補助金(重層的住宅セーフティネット構築支援事業(居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業))【国土交通省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |

(4) 国の支援がない他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|--|---------------|------------|
| 事業名：町並み復旧保存支援事業 実施場所：新町・古町地区、川尻地区 事業概要： <ul style="list-style-type: none"> ・被災した町並みを復旧するため、町屋等の復旧費を一部助成 実施時期：H29年度 ～H32年度 | 熊本市 | <p>熊本地震により被災した町屋等の復旧費を一部助成し、城下町の特色ある良好な町並みを将来に亘って維持継承していくことで、当地区の魅力向上につなげ、まちなか居住を促進する。</p> <p>また、熊本駅から中心商店街への回遊性が向上することにより、商店街の活性化を図るとともに、交流人口の増加につなげていく。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市は、商業（小売業）（平成 19 年）は、商店数で 5,921 店、従業者数で 43,555 人、年間販売額で 7,737 億円、売場面積で 849,911 m² と、熊本県でも高いシェアを占めており、そのうち、中心市街地は、商店数で 1,310 店、従業者数で 8,281 人、年間販売額で 1,729 億円、売場面積で 201,574 m² と、それぞれ全市の 22.1%、19.0%、22.3%、23.7% のシェアを占めている。

また、県内の小売業販売額の約 44%（平成 19 年商業統計調査）が集中する県庁所在都市であって、商業集積も充実しており、その商圈は県内の広範囲に及んでいる。本市での購買率（生鮮食品から贈答品までの 16 項目）が 20% を超えるのは、本市も含め熊本県内 45 市町村（平成 24 年度熊本県消費動向調査当時）のうち 18 市町村であり、超広域型商圈を形成している。

特に本市の中心市街地には、熊本県唯一の百貨店や商店街の集積がみられ、本市の商圈形成に大きく寄与している。

しかしながら、中心市街地以外では、従業員数、年間販売額、売場面積は増加している一方で、中心市街地の商店数（小売業）は、平成 6 年に 1,777 店であったが、その後減少傾向にあり、平成 19 年には 1,310 店まで減少している。従業者数や年間販売額についても減少している。

中心市街地の主な商店街の空き店舗率は、世界的な景気低迷、金融不安の影響等により増減はあるが、平成 23 年度以降は 7~8% 台（本市「商店街業種及び空き店舗調査」）で推移しており、空き店舗率は高止まりの傾向にある。

中心市街地の人口は、平成 12 年を底に上昇に転じているが、20~34 歳の若年層が減少しており、さらに、熊本地震後においては居住人口も減少している。今後は人口減少社会になっていくことから、中心市街地の交流人口及びまちなか居住の拡大により、商業機能の回復、経済活力の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

(2) 経済活力の向上の必要性

中心市街地の活性化を図るためにには、地場産業や消費者ニーズにあった産業の育成、市内外での企業誘致などにより、にぎわいづくりに欠かせない中心商店街の商業機能の集積を高めていく必要がある。

また、周辺都市との差別化を図った特色のあるイベントの開催により、市内外からの交流人口を拡大し、回遊性を向上させることにより、中心商店街での集客増加を図る必要がある。さらに、子育て環境の充実、地元就業率の向上のための取り組みなどにより、若年層のまちなか居住の促進を図ることにより、中心市街地の経済活力の向上を図ることが必要となっている。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間終了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

特になし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|-----------|---|--|------------|
| 事業名：クリエイティブ産業振興事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・クリエイティブ産業(芸術、映画、ゲーム、服飾デザイン、公演等)の交流会や研修会の開催 実施時期：H28年度～ | 熊本市 | <p>震災により事業者の多くが被害を受けているが、設備投資が少ない分野のため更なる成長分野として期待されるクリエイティブ産業を、高次の都市機能が集積し、都市の拠点機能が高い中心市街地等において振興することで、クリエイティブな街の創出（ブランドイメージの向上）を図ることは、若年層・女性の雇用促進や、まちなか居住の促進につながるため、経済活力の向上に必要である。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H32年度 ～H33年度 | |
| 事業名：ファッションの街くまもと魅力創出事業 実施場所：中心商店街 事業概要： ・若者・女性への訴求力が強いファッションイベントを開催 実施時期：H28年度～ | 熊本市、民間事業者 | <p>地元ファッション関連産業の活性化により、若年層・女性の地元就職率の向上を図り、まちなか居住を促進する。ファッションイベントの開催により、関連産業の振興、交流人口の増加、購買促進により、経済活力の向上を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H32年度 ～H33年度 | |
| 事業名：产学連携支援事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・产学連携コーディネータを配置し、企業と学術のマッチング会を実施 実施時期：H13年度～ | 熊本市 | <p>产学連携による地元企業の魅力向上により、地元企業の就業を図り、まちなか居住を促進し、経済活力の向上を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|--|-----------|--|--|-----|
| 事業名：企業立地（誘致）促進事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・熊本市企業立地促進条例に基づく助成 実施時期：H11年度～ | 熊本市 | 事業所の新設や増設に対して助成を行うことで、新設・増設を促進し、雇用者の増加を図り、まちなか居住を促進し、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：企業誘致戦略事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・伸長分野の期待度が高い企業誘致、既立地企業の懇話会の開催 実施時期：H23年度～ | 熊本市 | 企業誘致活動における戦略的な営業展開を目的とし、伸長分野を手がけ、投資意欲が高い企業にいち早く接触し、本市への投資を促進させる。加えて既立地企業のフォローアップを強化することで、定着性の向上及び更なる事業拡大を促進し、市民の雇用機会の増大を図り、まちなか居住を促進し、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：首都圏企業誘致活動事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・企業訪問や展示会への出店、市長との懇話会の開催 実施時期：H23年度～ | 熊本市 | 首都圏企業の企業誘致を促進し、既立地企業の事業拡大を図ることで、市民の雇用機会の拡大、雇用者数の増加を図り、まちなか居住を促進し、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：立地企業支援事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・若年層のビジネス体験講座、スーパー・バイザ一等養成講座の開催 実施時期：H24年度～ | 熊本市 | 若年層のビジネス体験等の人材育成により、立地企業の定着化や若年層の地元就職率の向上を図り、まちなか居住を促進し、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：農産物フェア開催事業 実施場所：中心商店街 事業概要： ・中心商店街で農産物の物産展の開催 実施時期：H17年度～ | 熊本市、民間事業者 | 中心商店街において、地産地消の農産物物産展を行うことで、中心市街地の拠点性が高まり、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|---|-----------|--|--|-----|
| 事業名：熊本市民健康フェスティバル 実施場所：中心市街地 | 熊本市、民間事業者 | 中心市街地において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H30年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・健康づくりをテーマにした情報発信、健康づくりイベント 実施時期：H1年度～ | | | | |
| 事業名：商店街空き店舗対策事業 実施場所：中心商店街 | 熊本市 | 商店街へ出店する際に店舗改装費の一部を助成することで、空き店舗の減少が促進され、商店街への来街者が増加することにより、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・商店街内の空き店舗への創業者等の出店に対する補助等の空き店舗対策の実施 実施時期：H24年度～ | | | | |
| 事業名：桜町・花畠周辺地区賑わい創出事業 実施場所：桜町・花畠周辺地区 | 熊本市、民間事業者 | (仮称) 花畠広場等において、にぎわいイベントを開催することで、来街者の増加を図り、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：H16年度～ | | | | |
| 事業名：商店街活性化対策事業 実施場所：中心商店街 | 熊本市 | 商店街等への支援により、商店街等が自らにぎわいイベントや魅力向上のための研修を行うことで、継続的にぎわい創出、交流人口の拡大により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・商店街等が実施するにぎわいイベントや商店街の魅力向上のための研修事業等の助成 実施時期：H13年度～ | | | | |
| 事業名：中心商店街地区魅力向上事業 実施場所：中心商店街 | 熊本市、民間事業者 | 中心商店街において、特徴的な音楽等のイベント（STREET ART -PLEX KUMAMOTO）を頻繁に開催し、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H32年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：H14年度～ | | | | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|--|-----------|--|--|-----|
| 事業名：安全安心まちづくり推進事業 実施場所：中心商店街 事業概要： ・繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等 実施時期：H18年度～ | 熊本市、民間事業者 | H18年6月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市を作る条例」(H18年10月1日施行)、及びH19年3月に制定した「熊本市ポイ捨て及び歩行喫煙禁止区域指定条例」(H19年7月1日施行)に基づき、市、市民、事業者及び警察その他関係行政機関との連携及び協働により、路上喫煙、ポイ捨て、自転車乗入の規制を行い、健全で魅力のある中心市街地（繁華街等）を形成し、アーケード内の安全で快適な商業空間の創出を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：にぎわいづくり推進事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：S53年度～ | 熊本市、民間事業者 | 官民協働でのイベント等により新たな観光資源の掘り起こしを行い、中心市街地のにぎわいを創出し、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：くまもと大邦楽祭 実施場所：市民会館 事業概要： ・「くまもと全国邦楽コンクール本選」及び「くまもと子ども邦楽祭」の開催 実施時期：H5年度～ | 熊本市、民間事業者 | 中心市街地において、市民が文化活動に触れる機会を創設することで、文化芸術活動への市民参加を推し進めるとともに、中心市街地における交流人口の増加を図る。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：文化事業推進事業 実施場所：市民会館 事業概要： ・「響きあう夢コンサート」などの文化創造活動の開催 実施時期：H18年度～ | 熊本市、民間事業者 | 市民の文化創造活動の機会を提供し、文化芸術活動の担い手を支援するとともに、市民が身近な場所で多彩な芸術文化にふれる機会を充実させ、交流人口の増加を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H30年度 ～H33年度 | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|-----------|--|---|------------|
| 事業名：地場企業 P R 事業 実施場所：熊本市内 事業概要： • 大手就職サイトに、熊本市特設ページを開設し、地場企業の P R 実施時期：H28 年度～ | 熊本市 | <p>民間就職情報サイトにおいて、市内中小企業の魅力的な情報を発信する特設サイトを開設し、魅力的な労働環境に取り組む市内中小企業の認知度を高め、若年層等の地元就職率の向上を図ることから、経済活力の向上に必要である。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度、 H32 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：草枕国際俳句大会事業 実施場所：くまもと森都心プラザホール 事業概要： • 「草枕国際俳句大会」の開催 実施時期：H8 年度～ | 熊本市、民間事業者 | <p>中心市街地において、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市と魅力と俳句」を国内外へ向けて発進し、「漱石」と俳句のまち「熊本」を P R することによって中心市街地を訪れる観光客の増加を図る。</p> <p>これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H30 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：まちなか観光案内所整備事業 実施場所：中心商店街 事業概要： • 観光案内所の設置 実施時期：H30年度 | 民間事業者 | <p>国内外からの観光客に熊本の魅力を発信する「まちなか観光案内所」を設置する。</p> <p>これは、目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業【経済産業省】 ○実施時期 H30 年度 ○支援措置名 地域文化資源活用空間創出事業費補助金【経済産業省】 ○実施時期 H30 年度 | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|-------|--|--|------------|
| 事業名：地域活性化・観光特化型ホテル整備事業 | 民間事業者 | グループ、ファミリーや単身など幅広い観光客の宿泊ニーズに対応できる施設を整備するとともに、新町地区の古くからの町並みが息づく立地を活かし、様々な体験型の観光を提案し、地域住民との交流ができる場を併設する。 | ○支援措置名 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業【経済産業省】 | |
| 実施場所：新町地区 | | これは、目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○実施時期 H30年度 | |
| 事業概要： ・地域住民との交流施設を併設した観光客向けの宿泊施設を整備 | | | ○支援措置名 地域文化資源活用空間創出事業費補助金【経済産業省】 | |
| 実施時期：H30年度 | | | ○実施時期 H30年度 | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業特になし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|-----------------|------|---|-------------------------------|------------|
| 事業名：街なか子育てひろば事業 | 熊本市 | 公共交通機関の結節地点である中心市街地に、日祝日も気軽に立ち寄れる「地域子育て支援拠点」を置くことで、既存の子育て支援センターを利用しづらい子育て家庭を支援することにより、子育てしやすい環境を提供し、ファミリー層のまちなか居住を促進する。 | ○支援措置名 子ども・子育て支援交付金【厚生労働省】 | |
| 実施場所： 中心商店街 | | これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○実施時期 H29年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・子育て支援 | | | | |
| 実施時期：H26年度～ | | | | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|---|-----------|---|--|-----|
| 事業名：クリエイティブ産業振興事業（再掲） 実施場所：熊本市内 事業概要： ・クリエイティブ産業（芸術、映画、ゲーム、服飾デザイン、公告等）の交流会や研修会の開催 実施時期：H28年度～ | 熊本市 | <p>震災により事業者の多くが被害を受けているが、設備投資が少ない分野のため更なる成長分野として期待されるクリエイティブ産業を、高次の都市機能が集積し、都市の拠点機能が高い中心市街地等において振興することで、クリエイティブな街の創出（ブランドイメージの向上）を図ることは、若年層・女性の雇用促進や、まちなか居住の促進につながるため、経済活力の向上に必要である。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H29年度 ～H31年度 | |
| 事業名：ファッショング 街くまもと魅力創出事業（再掲） 実施場所：中心商店街 事業概要： ・若者・女性への訴求力が強いファッショングイベントを開催 実施時期：H28年度～ | 熊本市、民間事業者 | <p>地元ファッショング関連産業の活性化により、若年層・女性の地元就職率の向上を図り、まちなか居住を促進する。ファッショングイベントの開催により、関連産業の振興、交流人口の増加、購買促進により、経済活力の向上を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H29年度 ～H31年度 | |
| 事業名：中心商店街地区魅力向上事業（再掲） 実施場所：中心商店街 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：H14年度～ | 熊本市、民間事業者 | <p>中心商店街において、特徴的な音楽等のイベント（STREET ART -PLEX KUMAMOTO）を頻繁に開催し、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H29年度 ～H31年度 | |
| 事業名：草枕国際俳句大会事業（再掲） 実施場所：くまもと森都心プラザホール 事業概要： ・「草枕国際俳句大会」の開催 実施時期：H8年度～ | 熊本市、民間事業者 | <p>中心市街地において、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市と魅力と俳句」を国内外へ向けて発進し、「漱石」と俳句のまち「熊本」をPRすることによって中心市街地を訪れる観光客の増加を図る。</p> <p>これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H29年度 | |

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|---|------|--|--------------------------|------------|
| 事業名：地場企業 P R 事業（再掲） | 熊本市 | <p>民間就職情報サイトにおいて、市内中小企業の魅力的な情報を発信する特設サイトを開設し、魅力的な労働環境に取り組む市内中小企業の認知度を高め、若年層等の地元就職率の向上を図ることから、経済活力の向上に必要である。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 | |
| 実施場所：熊本市内 | | | ○実施時期 H30 年度 | |
| 事業概要： ・大手就職サイトに、熊本市特設ページを開設し、地場企業の P R | | | ～H31 年度 | |
| 実施時期：H28 年度～ | | | | |

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|-------|--|--|------------|
| 事業名：街なか子育てひろば事業（再掲） 実施場所：中心商店街 事業概要： ・子育て支援 実施時期：H26 年度～ | 熊本市 | 公共交通機関の結節地点である中心市街地に、日祝日も気軽に立ち寄れる「地域子育て支援拠点」を置くことで、既存の子育て支援センターを利用しづらい子育て家庭を支援することにより、子育てしやすい環境を提供し、ファミリー層のまちなか居住を促進する。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 地域子育て支援拠点事業費補助金【熊本県】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：城下町くまもとゆかた祭 実施場所：中心商店街 事業概要： ・浴衣のファッションショーやステージイベントの開催 実施時期：H17 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、浴衣のファッションショーやステージイベントを開催することで、中心市街地の拠点性が高まり、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：城下町くまもと銀杏祭 実施場所：中心商店街 事業概要： ・歩行者天国、屋台の食のイベント 実施時期：H17 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、特徴的な屋台による食のイベントを開催し、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：委託型免税店制度活用事業 実施場所：中心商店街 事業概要： ・インバウンド促進として、一括カウンターで免税できるシステムの構築 実施時期：H29 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、インバウンド効果を一層促進し、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：熊本まちあかり 実施場所：中心商店街 事業概要： ・市民参加型による“あかり”をテーマにしたイベント 実施時期：H28 年度～ | 民間事業者 | 熊本地震からの復興ビジョン・計画の一つとして、“あかり”をテーマとしたイベントを市民参加により、中心市街地で行うことで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|--|-------|--|-------------------|-----|
| 事業名：きらきらファクトリー 実施場所：中心商店街 事業概要： ・高さ 15m のビックツリーの設置、クリスマスイベントの開催 実施時期：H27 年度～ | 民間事業者 | (仮称) 花畠広場、辛島公園、新市街アーケードなどを中心に、冬のイルミネーションイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：新市街まちなみ会議 実施場所：中心商店街 事業概要： ・新市街の出店者が大学教授などを交えてまちづくりの検討 実施時期：H28 年度～ | 民間事業者 | 商店街等が自らまちづくり、にぎわいづくりを検討することで、継続的ににぎわい創出、交流人口の拡大により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：光のページェント 実施場所：中心商店街 事業概要： ・中心商店街アーケード内の電飾イベント 実施時期：H18 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：肥後のひなまり 実施場所：中心商店街 事業概要： ・ひな人形の大展示イベント 実施時期：H21 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：肥後のつりてまり 実施場所：中心商店街 事業概要： ・熊本の工芸品である肥後てまり制作、吊り下げ展示イベント 実施時期：H22 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|--|-------|---|-------------------|-----|
| 事業名：熊本オクトーバーフェスト 実施場所：(仮称) 花畠広場、辛島公園 事業概要： ・ドイツビールやドイツ料理などドイツにまつわる商品の販売イベント 実施時期：H27 年度～ | 民間事業者 | (仮称)花畠広場において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：夢まちランド 実施場所：(仮称) 花畠広場、辛島公園 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：H27 年度～ | 民間事業者 | (仮称)花畠広場において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：くまフェス 実施場所：(仮称) 花畠広場 事業概要： ・マンガやアニメなどのポップカルチャーのイベント 実施時期：H27 年度～ | 民間事業者 | (仮称)花畠広場において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：春のくまもと地産地消グルメフェスタ 実施場所：(仮称) 花畠広場 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：H27 年度～ | 民間事業者 | (仮称)花畠広場において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：「夢未来みかん」祭り 実施場所：中心商店街 事業概要： ・中心商店街で名物の試食販売会の開催 実施時期：H23 年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、本市の名物である「温州みかん」の試食販売会を開催することで、中心市街地の拠点性が高まり、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |

7章 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|--|-------|---|--|-----|
| 事業名：水産物フェア開催事業 実施場所：中心商店街 事業概要： ・水産物の物産展を開催 実施時期：H22年度～ | 熊本市 | 中心商店街において、水産物の物産展を行うことにより、来街者数が増え、商店街の活性化を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：火の国YOSAKOIまつり・九州がつ祭 実施場所：中心商店街 事業概要： ・にぎわいイベントの開催 実施時期：H28年度～ | 民間事業者 | 熊本城内の会場を中心に、中心商店街等において、にぎわい創出や観光振興を目的としたイベントを開催することで、全国各地から参加者・観覧者が集客することにより、交流人口を増加させ、経済活力の向上を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業 実施場所：中心商店街 事業概要： ・伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用したイベントの開催 実施時期：H30年度～ | 民間事業者 | 中心商店街において、伝統的文化資源や漫画・アニメコンテンツを活用したイベントを開催し、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業） 実施場所：熊本市内 事業概要： ・結婚を希望する独身者の出会いの場を創出するセミナーやパーティ一等を実施する事業者に対し助成 実施時期：H29年度～ | 熊本市 | 地域で活動する非営利活動団体等による自発的な婚活イベントを支援し、結婚を希望する独身者への出会いの場を提供することにより、結婚を希望する独身者を社会全体で応援する環境づくりの推進、さらには定住を促進することにつなげ、経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 結婚応援チャレンジ事業補助金【熊本県】 ○実施時期 H29年度～ | |

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他 |
|------------------------------|------|--|-------------------|-----|
| 事業名：子育て支援情報提供事業（結婚・子育て応援サイト） | 熊本市 | <p>結婚から子育てまでのライフステージに応じた情報を一元化し、必要な情報をワンストップで提供することにより、結婚から子育てまで行いやすい環境を創出し、経済活力の向上を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | | |
| 実施場所：熊本市内 | | | | |
| 事業概要： | | | | |
| ・結婚から子育てまでのライフステージに応じた情報を発信 | | | | |
| 実施時期：H28年度～ | | | | |

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

| [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 |
|---|
| <p>(1) 現状分析</p> <p>熊本都市圏では、自動車依存の更なる進展等により、公共交通利用者数の減少が続いている。公共交通を取り巻く環境は年々厳しくなっている。中でも、バス利用者数の減少は特に顕著で、鉄軌道の利用者数が概ね横ばいで推移する一方で、昭和50年度に約1億人あった利用者数が平成26年度には初めて3千万人を割り込むなど、ピーク時の3割以下にまで減少している状況である。</p> <p>このバス交通の利用者数減少は、民間交通事業者の経営悪化と公共交通の更なるサービス水準の低下を招いており、熊本都市圏においても郊外部における路線の廃止や運行本数の減少などにより、公共交通ネットワークの縮小が進んでいる。</p> <p>しかしながら、今後の人団減少・超高齢社会に対応したまちづくりを進め、都市圏全体の地域活力の維持を図っていく上で、将来にわたる公共交通の維持・確保は喫緊の課題であり、この課題に対応していくためには、都市圏が目指す多核連携型の都市構造を見据えた持続可能な公共交通網の形成と、住民に積極的に利用していただけけるような公共交通機関の利便性の向上が不可欠である。</p> <p>また、自転車交通量の多い路線においても十分な歩道幅員が確保されていない路線も少なくなく、安全な走行空間の確保が求められている。</p> <p>(2) 公共交通機関の利便性の増進の必要性</p> <p>都市圏の中心核となる中心市街地から各地域拠点への各方面に伸びる基幹公共交通8軸の機能強化をはじめ、各方面的郊外部に設定した乗換拠点における長大バス路線等の幹線・支線化やパークアンドライドなど多様な交通手段の連携を図るゾーンシステムの導入、乗換抵抗を軽減するための様々な機能を備えた乗換拠点の整備、桜町地区再開発事業による広域バスターミナルの機能更新、快速バス等の導入などに取り組む必要がある。</p> <p>また、骨格となる基幹公共交通軸とともに一体的に機能するバス路線網の形成に向けた環状線の導入や民間事業者で設立した熊本都市バスを中心としたバス路線網の効率化、さらに、ネットワークに有機的に接続する新たなコミュニティ交通の導入のほか、公共交通の利用環境改善や更なる利便性向上に向けた車両・電停のバリアフリー化やバス及び市電へのロケーションシステムの導入等の取り組む必要がある。</p> <p>併せて、自転車が利用しやすい環境や快適な走行空間の整備を行うため、自転車専用通行帯の整備や、駐輪場の整備などにも取り組む必要がある。</p> |

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間終了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|--|--------|
| 事業名：MICE推進事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・MICE誘致活動、コンベンション開催の助成 実施時期：H27年度～ | 熊本市 | 熊本地震による施設被害によりコンベンション開催件数が減少している。MICE誘致活動、コンベンション開催の助成を行いコンベンション開催件数を増加させることで、中心市街地の交流人口及び消費額の増加が期待できる。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：シティプロモーション推進事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・復興ストーリーやプロモーションツールの作成、親善大使の活用 実施時期：H21年度～ | 熊本市 | 復興ストーリーを基軸とした新たな都市ブランドを確立し、既存の観光資源とともにPRすることで交流人口の拡大を図る。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29年度、 H32年度 ～H33年度 | |
| 事業名：国内観光客誘致事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・首都圏や国内主要都市での観光PR、情報発信 実施時期：継続中（開始時期不明） | 熊本市 | 中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、復興に向けた観光振興として、「元気な熊本」を国内に情報発信、観光資源をPRすることで、風評被害等で減少した中心市街地の交流人口の拡大や宿泊客数の増加を図る。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H32年度 ～H33年度 | |
| 事業名：国際観光客誘致事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・海外の博覧会への出展、情報発信 実施時期：継続中（開始時期不明） | 熊本市 | 中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、復興に向けた観光振興として、「元気な熊本」を国外に情報発信、観光資源をPRすることで、風評被害等で減少した中心市街地の交流人口の拡大や宿泊客数の増加を図る。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H32年度 ～H33年度 | |

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する事業に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|----------------------------------|--|--|--------|
| 事業名：熊本城マラソン事業 実施場所：熊本市内 事業概要： ・約 13,000 人のランナーによるフルマラソン 実施時期：H23 年度～ | 熊本市、民間事業者 | 市民マラソン大会の開催により、多くの県外・市外参加者が来訪することから、交流人口の増加を図る。 また、宿泊する県外・市外参加者を中心商店街に回遊させることにより、商店街の経済活力の向上を図る。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：市内中心部放置自転車対策事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・放置自転車対策として駐輪場の利用啓発、放置自転車の撤去 実施時期：H23 年度～ | 熊本市 | 中心市街地において、放置自転車が解消され、自転車を利用しやすい環境が整うとともに、安全で安心して快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善が実現することにより、まちなか居住を促進する。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H30 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：2019 女子ハンドボール世界選手権大会推進事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・中心市街地にインフォメーションセンターの設置、中心商店街と連携したにぎわい創出 実施時期：H28 年度 ～H31 年度 | 一般財団法人 2019 女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会 | 2019 女子ハンドボール世界選手権大会の大会開催期間中、外国人を含め多くの観戦者が来熊することが予想されることから、中心市街地にインフォメーションセンター（グルメ、ショッピング、観光案内、試合観戦チケット販売所、中心商店街の情報発信等）を設置し、中心市街地の回遊性を持たせ、中心商店街の経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H30 年度 ～H31 年度 | |
| 事業名：熊本城周遊バス運行事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・熊本駅を発着とした熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行 実施時期：H18 年度～ | 熊本市 | 観光客の交通上の利便性を高め、市内観光拠点や商店街へ円滑に移動できることから、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。 宿泊施設と連携して、バス停を設定することで、中心市街地で宿泊しやすくし、交流人口の拡大を図る。 中心市街地内の円滑な交通網が形成されることにより、居住者の利便性が向上しまちなか居住の促進を図る。 これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する事業に関する事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
特になし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------------|---|---|------------|
| 事業名：熊本城復旧整備事業 実施場所：熊本城 事業概要： ・天守閣の復旧工事他 実施時期：H28 年度～ | 熊本市 | <p>平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により被災した市民の震災復興のシンボルである「熊本城」の早期復旧を目指す。</p> <p>復旧過程を公開し、新たな観光資源として活用することにより、交流人口の増加を図り、中心商店街へ回遊させることにより、中心市街地の活性化を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 国宝重要文化財等保存整備費補助金【文化庁】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 ○支援措置名 都市災害復旧事業費補助【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 ○支援措置名 防災・安全交付金(都市公園安全・安心対策事業)【国土交通省】 ○実施時期 H29 年度 ～H33 年度 | |
| 事業名：市電ロケーションシステム導入事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・主要な市電の電停に、 多言語対応の運行情報 を提供する案内モニタ ーの設置 実施時期：H28 年度 ～H29 年度 | 熊本市 交通局 | <p>ロケーションシステムの導入により、利用者はインターネットや主要 8 電停に設置するモニター等でリアルタイムに電車の運行状況を把握することが可能になり、インバウンド対応を含めて、市電の利便性が大幅に向上することにより、まちなか居住を促進し、交流人口の増加を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金【観光庁】 ○実施時期 H29 年度 | |

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する事業に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| 事業名：電停改良事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・市電の電停において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー一新法)に基づく整備 実施時期：H23年度～ | 熊本市 | <p>本市の公共交通の基幹軸のひとつでもある市電の電停の安全性を向上することにより、利便性が向上し、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備 総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 【国土交通省】 ○実施時期 H29年度 ～H33年度 | |
| 事業名：熊本市自転車利用環境整備事業（再掲） 実施場所：熊本市内 事業概要： ・サイクル＆ライド用駐輪場等の整備 実施時期：H24年度～H32年度 | 熊本市 | <p>「第2次 熊本市自転車利用環境整備基本計画」に基づき、自転車が利用しやすい環境や快適な走行空間を整備することで、安全に安心して利用できる歩行者・自転車空間の形成や都市環境の改善により、まちなか居住の促進を図る。</p> <p>これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 社会資本整備 総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 【国土交通省】 ○実施時期 H29年度 ～H32年度 | |
| 事業名：国内観光客誘致事業（再掲） 実施場所：熊本市内 事業概要： ・首都圏や国内主要都市での観光PR、情報発信 実施時期：継続中（開始時期不明） | 熊本市 | <p>中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、復興に向けた観光振興として、「元気な熊本」を国内に情報発信、観光資源をPRすることで、風評被害等で減少した中心市街地の交流人口の拡大や宿泊客数の増加を図る。</p> <p>これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H29年度 ～H31年度 | |
| 事業名：国際観光客誘致事業（再掲） 実施場所：熊本市内 事業概要： ・海外の博覧会への出展、情報発信 実施時期：継続中（開始時期不明） | 熊本市 | <p>中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、復興に向けた観光振興として、「元気な熊本」を国外に情報発信、観光資源をPRすることで、風評被害等で減少した中心市街地の交流人口の拡大や宿泊客数の増加を図る。</p> <p>これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H29年度 ～H31年度 | |

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する事業に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|--|--|--------|
| 事業名：シティプロモーション推進事業（再掲） 実施場所：熊本市内 事業概要： ・復興ストーリーやプロモーションツールの作成、親善大使の活用 実施時期：H21年度～ | 熊本市 | 復興ストーリーを基軸とした新たな都市ブランドを確立し、既存の観光資源とともにPRすることで交流人口の拡大を図る。 これは目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | ○支援措置名 地方創生推進交付金【内閣府】 ○実施時期 H30年度 ～H31年度 | |

(4) 国の支援がない他の事業

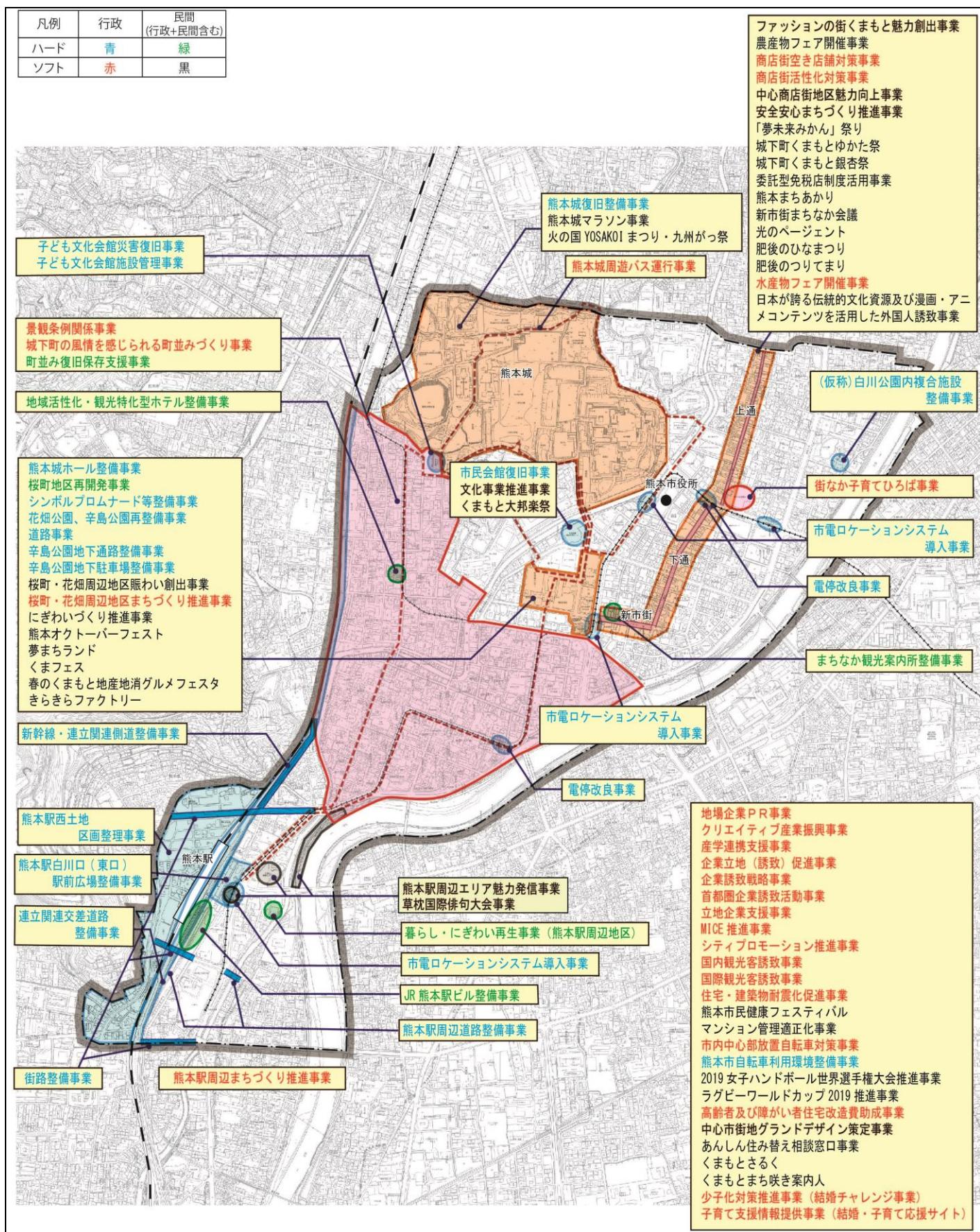
| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------------------------|--|-------------------|--------|
| 事業名：中心市街地グランドデザイン策定事業 実施場所：一 事業概要： ・本計画区域の中長期的グランドデザインの策定 実施時期：H27年度～ | 熊本商工会議所、熊本経済同友会 | 平成28年4月に発生した熊本地震からの創造的復興を踏まえた本計画区域の中長期的なグランドデザイン（将来ビジョンやハード・ソフト面にわたる実現戦略）を策定する。 策定に際しては、本計画期間の5年間を短期計画と捉え、県内外からの交流人口の増大・まちなか居住の促進・にぎわいの創出を目指した30年後の中心市街地の理想の姿を描く。 その実現に向けては、熊本城域及び周辺地域における施設移転後の跡地の利活用策を含め、具体的に取り組むための推進体制や資金面についても議論を進めていく。 これは、目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | | |
| 事業名：ラグビーワールドカップ2019推進事業 実施場所：中心市街地 事業概要： ・中心市街地にファンゾーンの設置、中心商店街と連携したにぎわい創出 実施時期：H28年度～H31年度 | ラグビーワールドカップ2019熊本推進協議会 | ラグビーワールドカップ2019の大会開催期間中、中心市街地に試合観戦をしながら飲食して楽しむためのスペース（ファンゾーン）を設置するとともに、中心商店街の情報発信を行うことで、中心市街地の回遊性を持たせ、中心商店街の経済活力の向上を図る。 これは目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。 | | |

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する事業に関する事項

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性 | 国以外の支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|---|--------|
| 事業名：熊本城周遊バス運行事業（再掲） | 熊本市 | <p>観光客の交通上の利便性を高め、市内観光拠点や商店街へ円滑に移動できることから、交流人口の増加により、経済活力の向上を図る。</p> <p>宿泊施設と連携して、バス停を設定することで、中心市街地で宿泊しやすくし、交流人口の拡大を図る。</p> <p>中心市街地内の円滑な交通網が形成されることにより、居住者の利便性が向上しまちなか居住の促進を図る。</p> <p>これは目標①「にぎわいあふれる城下町」、目標②「安心してずっと暮らしたいまち」、目標③「誰もが訪れてみたくなるまち」の達成に必要な事業である。</p> | ○支援措置名 熊本城周遊バス運行事業費補助金【公益社団法人 熊本県観光連盟】 | |
| 実施場所：中心市街地 | | | ○実施時期 H29年度～H33年度 | |
| 事業概要： ・熊本駅を発着とした熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行 | | | | |
| 実施時期：H18年度～ | | | | |

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 熊本市における取り組み状況

本市では、中心市街地活性化を担当する組織として「都心活性推進課」を設置している。計画の策定にあたっては、総括審議員兼都市政策部長1名、課長1名、主査1名、担当1名、計4名の担当職員を配置している。また、庁内会議等の事務局機能は、商業部門の担当課である商業金融課と合同で対応することで、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行っている。

また、基本方針及び具体的な事業の検討や庁内の横断的な調整については、以下の組織によって行った。

1) 中心市街地活性化基本計画に関する関係課長会議

基本方針や数値目標の検討、具体的な事業の抽出にあたって、主要な関係部署による会議を開催した。

中心市街地活性化基本計画に関する関係課長会議構成員

| | |
|-----|--|
| 会長 | 総括審議員兼都市政策部長 |
| 副会長 | 産業部長 |
| 委員 | 政策企画課長、財政課長、商業金融課長、産業振興課長、 産業振興課企業立地推進室長、観光政策課長、 熊本駅周辺整備事務所副所長、建築政策課長、 都心活性推進課長 |

2) 熊本の新しい二つの顔、防減災プロジェクト

熊本地震を受け、災害に強いまちづくりの方向性や、桜町・花畠周辺地区及び熊本駅周辺地区の再整備における防災・減災機能の強化、両地区が災害発生時に果たすべき役割などについて見直しを行うことを目的として会議を開催した。

熊本の新しい二つの顔、防減災プロジェクト構成員

| | |
|--------|---|
| 委員 | 熊本市副市長 熊本桜町再開発株式会社 取締役 九州旅客鉄道株式会社 熊本支社長 熊本市都市建設局 局長、技監 総括審議員兼都市政策部長 経済観光局 局長、観光交流部長 政策局 危機管理防災総室長 |
| アドバイザー | 熊本市都市政策研究所長 熊本大学大学院自然科学研究科 准教授 熊本大学熊本大学大学院 先端科学研究所 教授 熊本大学政策創造研究教育センター 准教授 熊本大学大学院自然科学研究科 准教授 人と防災未来センター 研究員 |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

3) 政策会議

市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、都市経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定を目的として会議を開催した。

政策会議構成員

| | |
|----|---|
| 主宰 | 市長 |
| 委員 | 熊本市副市長 政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、環境局長、 経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、西区長、 交通事業管理者、教育長 |

なお、政策会議には、以下のメンバーで構成された政策調整会議を置き、政策会議に付議しようとする事項の審議や政策会議から付託された事項についての調整を行った。

政策調整会議構成員

| | |
|----|---|
| 議長 | 総合政策部長 |
| 委員 | 政策企画課長、総務課長、財政課長、地域政策課長、 健康福祉政策課長、環境政策課長、経済政策課長、 農業・ブランド戦略課長、都市政策課長、中央区総務企画課長、 西区総務企画課長、交通局総務課長、教育政策課長 |

- 平成 28 年 8 月 18 日 庁内各課に対して計画掲載事業に関する照会
・新規事業の掘り起こしを行う
- 10 月 13 日 中心市街地活性化基本計画に関する関係課長会議
・現状報告、今後のスケジュール、数値目標や掲載事業について協議
- 11 月 16 日 中心市街地活性化基本計画（素案）について庁内関係各局への意見照会
- 11 月 25 日 政策調整会議（主要課の課長会議）
・中心市街地活性化基本計画（素案）の内容や庁内関係部局からの意見等について協議
　　熊本の新しい二つの顔、防減災プロジェクト
　　中心市街地活性化基本計画（素案）の概要について協議
- 11 月 30 日 政策会議（市長・副市長・各局長会議）
・政策調整会議や庁内関係部局からの意見等を踏まえ、中心市街地活性化基本計画（素案）について協議
- 12 月 6 日 中心市街地活性化協議会幹事会
・中心市街地活性化基本計画（素案）の概要について協議
- 平成 29 年 1 月 13 日 中心市街地活性化協議会
・中心市街地活性化基本計画（素案）の概要について協議
- 1 月 31 日 「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の策定

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(2) 熊本市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議等の内容

① 熊本市議会における中心市街地の活性化に関する主な意見

| 年月 | 質疑内容（抜粋） | 答弁要旨 |
|------------------------|--|--|
| 平成28年 第4回定例会経済委員会 | 共産 予算について | 民間も合わせて5年間でおよそ1,000億円程度を見込んでいる。 |
| 平成28年 第4回定例会都市整備委員会 | 和の会 城下町のにぎわいに関する指標の追加について 国外から訪れてみたくなるまちについて | 指標の設定については、市民への分かりやすさ、把握しやすさ、継続的に把握が可能なものがふさわしいと考えて選定したもの。 海外からのインバウンドを取り込むことについて熱心に取り組み、(仮称)熊本城ホール整備が行われる中心市街地や熊本城のみでなく、城下町らしい新町・古町地区も散策してもらえるようなまちづくりを行いたい。 |
| 平成28年 第4回定例会都市整備委員会 | 市政クラブ 指標の基準及び数値の取り方について | H28の熊本城公園への入込数については、今年末までの見込みを基準としている。また、宿泊者数については、昨年(H27)の数値を基準としている。 |

(3) 基本計画に対するパブリックコメントの実施

件名

熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）（素案）

公表期間

平成28年12月19日（月）～平成29年1月18日（水）

公表方法

- ・熊本市ホームページ掲載
- ・都心活性推進課、市政情報プラザ、各区役所（中央区役所を除く）、各総合出張所、各出張所、河内総合出張所芳野分室、中央・五福・河内まちづくり交流室、くまもと森都心プラザ市民サービスコーナー、総合保健福祉センター（ウェルパルくまもと）、各地域コミュニティセンター及びまちづくりテラスの計100箇所での縦覧

市民等からの意見数

計5人45件

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 熊本市中心市街地活性化協議会の概要

熊本商工会議所及び(株)まちづくり熊本が共同設置者となり、平成18年12月に「熊本市中心市街地活性化協議会」が設立された。

本計画においてもこれまでと同様に活動を行っていく。

①協議会の構成員

協議会は、熊本市中心市街地の都市機能の増進、または、経済活力の向上を総合的に推進するために、本市のほか、商業、交通その他の民間事業者、教育・福祉、まちづくりの分野における団体等、多様な主体からの代表を構成員として位置づけている。

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）

| 役職 | 所属 | 根拠法令 | 所属団体役職 |
|-----|---------------------------------|-----------------------|------------|
| 会長 | 1 熊本商工会議所 | 法第15条第1項第2号(商工会議所) | 会頭 |
| 副会長 | 2 熊本市経済観光局 | 法第15条第4項第3号(市) | 局長 |
| | 3 株鶴屋百貨店 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 代表取締役社長 |
| 監事 | 4 下通繁栄会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 会長 |
| | 5 株あつまるホールディングス | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 代表取締役社長 |
| 委員 | 6 安政町商興会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 会長 |
| | 7 一新地域商店会連絡協議会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 会長 |
| | 8 駒町通り商店街振興組合 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 理事長 |
| | 9 上通商栄会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 相談役 |
| | 10 熊本駅周辺商店街活性化連絡協議会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 熊本駅西商友会会长 |
| | 11 熊本県商店街振興組合連合会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 会長 |
| | 12 熊本中央繁栄会連合会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 会長 |
| | 13 シャワー通り商店会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 専務理事 |
| | 14 新市街商店街振興組合 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 理事長 |
| | 15 鶴屋商事株 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 顧問 |
| | 16 株古荘本店 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 専務取締役 |
| | 17 九州電力株熊本支社 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 執行役員 熊本支社長 |
| | 18 西部ガス(株)熊本支社 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 執行役員 熊本支社長 |
| | 19 西部電気工業(株) | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 坪井川再開発準備室長 |
| | 20 西日本電信電話(株)熊本支店 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 理事・支店長 |
| | 21 学校法人熊本学園 熊本学園大学 | 法第15条第4項第1号及び2号(高等教育) | 商学部教授 |
| | 22 熊本県立大学 | 法第15条第4項第1号及び2号(高等教育) | 環境共生学部准教授 |
| | 23 国立大学法人 熊本大学 | 法第15条第4項第1号及び2号(高等教育) | 名誉教授、顧問 |
| | 24 国立大学法人 熊本大学 (工学部まちなか工房代表) | 法第15条第4項第1号及び2号(高等教育) | 工学部教授 |
| | 25 九州産業交通ホールディングス(株) | 法第15条第4項第1号及び2号(交通) | 代表取締役社長 |
| | 26 九州旅客鉄道(株)熊本支社 | 法第15条第4項第1号及び2号(交通) | 取締役 熊本支社長 |
| | 27 熊本市交通局 | 法第15条第4項第1号及び2号(交通) | 熊本市交通事業管理者 |
| | 28 熊本電気鉄道(株) | 法第15条第4項第1号及び2号(交通) | 代表取締役社長 |
| | 29 熊本バス(株) | 法第15条第4項第1号及び2号(交通) | 代表取締役社長 |
| | 30 熊本都市バス(株) | 法第15条第4項第1号及び2号(交通) | 代表取締役 |
| | 31 熊本県信用金庫協会 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 会長 |
| | 32 熊本第一信用金庫 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 代表理事 会長 |
| | 33 株熊本銀行 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 代表取締役頭取 |
| | 34 株肥後銀行 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 公務部長 |
| | 35 株熊本日日新聞社 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 監査役 |
| | 36 熊本朝日放送(株) | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 代表取締役社長 |
| | 37 株電通九州 熊本支社 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 支社長 |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）つづき

| 役職 | 所属 | 根拠法令 | 所属団体役職 |
|--------|----------------------------|------------------------|---------------------|
| | 38 特定非営利活動法人 おーさあ | 法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育) | 理事長 |
| | 39 (有)エスボン | 法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育) | 代表取締役 |
| | 40 熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議 | 法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり) | 会長 |
| | 41 熊本まちなみトラスト | 法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり) | |
| | 42 城見町全栄会 | 法第15条第4項第1号及び2号(商業) | 会長 |
| | 43 すきたい熊本協議会 | 法第15条第4項第1号及び2号(まちづくり) | 会長 |
| | 44 特定非営利活動法人 熊本消費者協会 | 法第15条第4項第1号及び2号(消費者) | 会長 |
| | 45 アリアンス | 法第15条第4項第1号及び2号(福祉・教育) | 代表 |
| | 46 日本郵政㈱ 九州施設センター | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 総務グループ マネージャー |
| 委員 | 47 ㈱キューネット | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 代表取締役社長 |
| | 48 ㈱コスギ不動産 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 代表取締役 |
| | 49 ㈱ビーエス不動産 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 代表取締役 |
| | 50 ミリーブ(㈱) | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 取締役会長 |
| | 51 (公社)熊本県不動産鑑定士協会 | 法第15条第4項第1号及び2号(地域経済) | 副会長 |
| | 52 熊本市都市建設局 | 法第15条第4項第3号(市) | 総括審議員兼 都市政策部長 |
| | 53 熊本市経済観光局 | 法第15条第4項第3号(市) | 産業部長 |
| | 54 熊本市経済観光局 | 法第15条第4項第3号(市) | 観光交流部長 |
| | 55 熊本経済同友会 | 法第15条第4項第2号(地域経済) | 常任幹事 |
| | 56 ㈱まちづくり熊本 | 法第15条第1項第1号(まちづくり会社) | 代表取締役社長 |
| | 57 熊本商工会議所 | 法第15条第1項第2号(商工会議所) | 専務理事 |
| | 58 中心市街地活性化委員会 | 法第15条第1項第2号(商工会議所) | 副委員長 |
| アドバイザー | ㈱人間都市研究所 | | 代表取締役 |
| | 熊本北警察署 | | 署長 |
| | 熊本南警察署 | | 署長 |
| オブザーバー | 熊本市商業金融課 | | 課長 |
| | 熊本市都心活性推進課 | | 課長 |
| | (独)中小企業基盤整備機構 九州本部 | | 中心市街地 サポートマネージャー |
| | 九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 | | 課長補佐 |

協議会の設置者である(株)まちづくり熊本は、都市機能の増進を図る者として、民間事業者と行政が一体となった官民協働のまちづくり会社として設立された。

計画においてもこれまでと同様に事業目的に沿った活動を行っていく。

○(株)まちづくり熊本の概要

【設立】 平成 18 年 12 月 26 日

【資本金】 11,500,000 円

【株主】 熊本市、熊本商工会議所他

| 出資者 | 株主数 | 出資額 (千円) | 出資比率 (%) |
|--------------------|-----|-------------|----------|
| 熊本市 | 1 | 2,500 | 21.7 |
| 熊本商工会議所 | 1 | 2,500 | 21.7 |
| 熊本県 | 1 | 500 | 4.4 |
| 地元商業、交通、金融、その他の企業者 | 12 | 6,000 | 52.2 |
| 計 | 15 | 11,500 | 100.0 |

【事業目的】

1. 都市基盤整備事業、都市再開発、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案並びに実施及びコンサルタント業務
2. 商業地域の市場調査診断に関する業務
3. 商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興の為の企画、運営、指導、情報提供 他

②協議会の目的

協議会規約第3条により、協議会の目的は以下のように定められている。

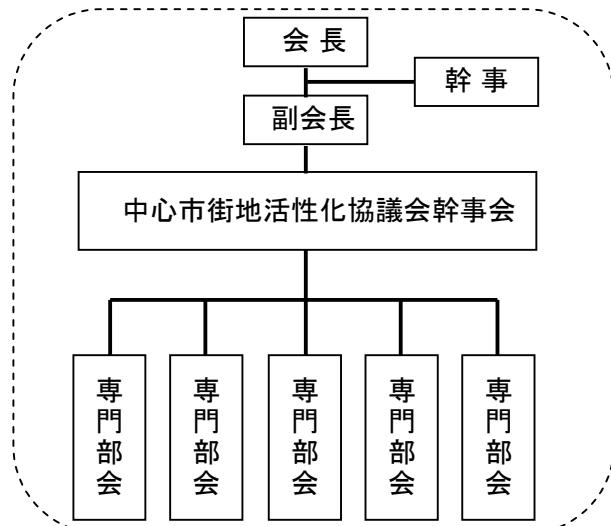
- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること

③協議会の組織

上記目的の審議及び承認、また協議会の運営全般に関し必要な事項を定めるため、協議会には幹事会を置き、さらに個別事業等に関する専門的協議及び調整のために、専門部会を組織し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

中心市街地活性化協議会の組織構成

中心市街地活性化協議会



9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

中心市街地活性化協議会幹事会の構成員（順不同）

| 役職 | 所属 | 所属団体役職 |
|--------|-------------------|----------------|
| 幹事長 | 国立大学法人 熊本大学 | 名誉教授・顧問 |
| 副幹事長 | ㈱まちづくり熊本 | 代表取締役 |
| | 熊本大学工学部まちなか工房 | 工学部教授・工房代表 |
| | 学校法人熊本学園 熊本学園大学 | 商学部教授 |
| | すきたい熊本協議会 | 会長 |
| | ㈱鶴屋百貨店 | 取締役業務部長 |
| | 西日本電信電話(株) 熊本支店 | 支店長 |
| | ㈱電通九州 熊本支社 | 支社長 |
| | ㈱キューネット | 代表取締役社長 |
| | 上通商榮会 | 相談役 |
| 幹事 | 下通繁榮会 | 会長 |
| | 熊本市新市街商店街振興組合 | 理事長 |
| | ㈱古荘本店 | 専務取締役 |
| | 九州産業交通ホールディングス(株) | 代表取締役社長 |
| | 熊本市 経済観光局 | 産業部長 |
| | 熊本市 経済観光局 | 観光交流部長 |
| | 熊本市 都市建設局 | 総括審議員 兼 都市政策部長 |
| | 熊本経済同友会 | 常任幹事 |
| | 熊本商工会議所 | 専務理事 |
| アドバイザー | ㈱人間都市研究所 | 代表取締役 |

(2) 平成 23 年度以降の会議等の開催実績

①熊本市中心市街地活性化協議会

| 開催日 | 内 容 |
|--------------------------------------|---|
| 平成 23 年度 第 1 回 平成 23 年 7 月 7 日 | (1) 平成 22 年度活性化協議会事業報告(案)、収支決算(案)について (2) 平成 23 年度活性化協議会事業計画(案)、収支予算(案)について (3) その他 ・銀座通り歩行者空間整備について ・熊本城桜の馬場城彩苑の観光客と運営状況について |
| 第 2 回 平成 23 年 8 月 24 日 | (1) 中心市街地活性化基本計画の進捗状況と成果報告について (2) 今後の取り組みについて |
| 第 3 回 平成 23 年 11 月 30 日 | (1) 熊本市中心市街地活性化基本計画策定(案)について (2) 各種イベント計画等(案)について |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

①熊本市中心市街地活性化協議会（つづき）

| 開催日 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 第4回 平成23年12月22日 | (1)中心市街地活性化基本計画（案）について |
| 第5回 平成24年2月3日 | (1)2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に関する意見について |
| 平成24年度 第1回 平成24年6月28日 | (1)2期中心市街地活性化基本計画の概要説明 (2)平成23年度事業報告並び収支決算について (3)平成24年度事業計画案並び収支予算案について (4)平成23年度通行量調査報告について (5)1期中心市街地活性化基本計画の総括について |
| 第2回 平成25年3月27日 | (1)桜町・花畠地区におけるにぎわいと潤いの都市空間の新たな方向性について（第1回変更に関する意見聴取） |
| 平成25年度 第1回 平成25年7月24日 | (1)熊本市中心市街地活性化協議会監事の選任について (2)平成24年度活動報告・収支決算について (3)平成25年度活動計画（案）・収支予算（案）について (4)桜町・花畠地区の進捗状況について (5)平成24年度商店街通行量調査結果概要について |
| 第2回 平成26年2月21日 | (1)2期熊本市中心市街地活性化基本計画の変更について (2)桜町・花畠地区の進捗状況について |
| 平成26年度 第1回 平成26年8月29日 | (1)平成25年度活動計画・収支決算について (2)平成26年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)回遊性向上に関する検討について |
| 平成27年度 第1回 平成27年12月11日 | (1)平成26年度活動報告・収支決算について (2)平成27年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)2期熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗について |
| 平成28年度 第1回 平成29年1月13日 | (1)平成27年度活動報告・収支決算について (2)平成28年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について |
| 平成29年度 第1回 平成29年7月24日 | (1)平成28年度活動報告・収支決算について (2)平成29年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について |

②幹事会

| 開催日 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 平成23年度 第1回 平成24年1月25日 | (1)2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に関する意見について |
| 平成24年度 第1回 平成24年5月28日 | (1)協議会・幹事会の構成員の変更について (2)熊本市中心市街地活性化基本計画について (3)平成23年度の事業報告について (4)平成24年度の事業計画について |
| 平成25年度 第1回 平成26年2月17日 | (1)2期熊本市中心市街地活性化基本計画の変更について (2)桜町・花畠地区の進捗状況について |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

②幹事会（つづき）

| 開催日 | 内 容 |
|--|--|
| 平成 26 年度 第 1 回 平成 26 年 8 月 22 日 | (1)平成 25 年度活動計画・収支決算について (2)平成 26 年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)回遊性向上に関する検討について (4)幹事会規程の一部改正について |
| 第 2 回 平成 27 年 1 月 30 日 | (1)回遊性向上に関する検討について |
| 平成 27 年度 第 1 回 平成 27 年 10 月 23 日 | (1)平成 26 年度活動報告・収支決算について (2)平成 27 年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)熊本市中心市街地の課題と今後の取り組み等の検討について (4)熊本経済同友会の加入について |
| 第 2 回 平成 27 年 12 月 25 日 | (1)熊本市中心市街地の課題と今後の取り組み等の検討について |
| 第 3 回 平成 28 年 3 月 31 日 | (1)熊本市中心市街地のグランドデザイン策定に向けたタスクフォースの検討結果報告 |
| 平成 28 年度 第 1 回 平成 28 年 12 月 6 日 | (1)平成 27 年度活動報告・収支決算について (2)平成 28 年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第 3 期 熊本市中心市街地活性化基本計画について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの策定について |
| 平成 29 年度 第 1 回 平成 29 年 7 月 18 日 | (1)平成 28 年度活動報告・収支決算について (2)平成 29 年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第 3 期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について |
| 第 2 回 平成 29 年 10 月 17 日 | (1)「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の変更申請について (2)キリン絆プロジェクトについて |
| 第 3 回 平成 30 年 2 月 16 日 | (1)「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の変更申請について (2)キリン絆プロジェクトについて |

タスクフォース（中心市街地グランドデザイン策定）

| 開催日 | 内 容 |
|---------------------------------------|---|
| 平成 27 年度 第 1 回 平成 28 年 1 月 15 日 | (1)熊本市中心市街地活性化基本計画区域のグランドデザイン（案）策定に関する検討課題等について |
| 第 2 回 平成 28 年 2 月 2 日 | (1)熊本市中心市街地活性化基本計画区域のグランドデザイン（案）策定に関する検討課題等について |
| 第 3 回 平成 28 年 2 月 23 日 | (1)熊本市中心市街地活性化基本計画区域のグランドデザイン（案）策定に関する検討課題等について |

中心市街地のグランドデザイン策定に向けては、上記タスクフォースにおける検討結果を踏まえ、多様な意見の聴取を目的に幹事会メンバー以外を委員に加えた検討委員会を組織し検討を重ねている。

熊本市中心市街地グランドデザイン検討委員会

| 開催日 | 内 容 |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 平成 28 年度 第 1 回 平成 28 年 8 月 3 日 | (1)中心市街地のグランドデザイン（案）検討体制について |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

| | |
|-----------------------------|---|
| 第2回 平成28年9月1日 | (1)熊本を強くするための戦略や方策の検討について — 地域が保有する資源や直面する課題を踏まえて — |
| 熊本市中心市街地グランドデザイン検討委員会（つづき） | |
| 開催日 | 内 容 |
| 第3回 平成28年9月30日 | (1)熊本を強くするための戦略や方策の検討について（第二回） — 地域が保有する資源や直面する課題を踏まえて — |
| 第4回 平成28年10月31日 | (1)熊本を強くするための戦略や方策の検討について（第三回） — 地域が保有する資源や直面する課題を踏まえて — |
| 第5回 平成28年12月1日 | (1)熊本を強くするための戦略や方策（中間まとめ）について (2)構想実現に必要なまちづくりマネジメント体制について (3)今後の検討の進め方、その他 |
| 第6回 平成29年2月9日 | (1)グランドデザイン（素案）の提案内容について (2)構想実現に必要なまちづくりマネジメント体制について (3)その他 |
| 第7回 平成29年3月1日 | (1)エリアマネジメント組織の考え方について (2)グランドデザインのメインコピーについて |
| 第8回 平成29年6月15日 | (1)4月以降の中心市街地におけるまちづくりの情勢について（情報交換） (2)復興創造グランドデザイン素案（中間まとめ）の改訂案について (3)メインコピーについて (4)検討委員会の今後の取り組みについて (5)熊本城前プロジェクトについて (6)その他（次回日程など） |
| 第9回 平成29年7月10日 | (1)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の骨子となる事業について (2)その他（次回日程など） (3)今後の検討の進め方、その他 |
| 第10回 平成29年11月20日 | (1)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）中間まとめについて |
| ③専門部会（魅力向上検討部会） | |
| 開催日 | 内 容 |
| 平成27年度 第1回 平成27年6月12日 | (1)部会の進め方等について (2)中心商店街の現状と課題について (3)桜町・花畠地区の工事期間中のぎわいの維持について |
| 第2回 平成27年7月15日 | (1)桜町地区再開発工事期間中の街のにぎわいの維持について |
| 第3回 平成27年8月28日 | (1)中心市街地活性化に向けた意見交換 |
| 第4回 平成27年12月2日 | (1)第1回まち歩き（上通→下通→新市街） |
| 第5回 平成27年12月7日 | (1)中心市街地の魅力向上について |
| 第6回 平成27年1月15日 | (1)第2回まち歩き（上乃裏通り→上通→鶴屋百貨店→市役所） |
| 第7回 平成28年1月22日 | (1)中心市街地の魅力向上について |
| 第8回 平成28年2月19日 | (1)第3回まち歩き（下通→城見町通り→桜の馬場 城彩苑→熊本城） |

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

| 第9回 平成28年2月25日 | (1)中心市街地の魅力向上について |
|------------------------------|--|
| ③専門部会（魅力向上検討部会）（つづき） | |
| 開催日 | 内 容 |
| 第10回 平成28年3月23日 | (1)事業実施に向けた検討 ・ファーストエイド講座 ・ユニバーサルマナー検定 (2)第4回まち歩き（市電通町筋電停、健軍商店街、熊本駅→くまもと森都心プラザ→シャワー通り） |
| 平成28年度 第1回 平成28年11月11日 | (1)ファーストエイド講座、普通救命講習について (2)ユニバーサルマナー検定について |
| 第2回 平成29年2月6日 | (1)次年度スケジュールについて (2)熊本市中心市街地グランドデザインについて |
| 第3回 平成29年2月24日 | (1)復興応援 キリン絆プロジェクト～熊本支援事業～について (2)その他 |
| 平成29年度 第1回 平成29年4月19日 | (1)シンボルプロムナード等のオープンスペースのデザイン初案について (2)魅力向上検討部会について (3)キリン絆プロジェクトについて |
| 第2回 平成29年8月18日 | (1)キリン絆プロジェクトについて (2)その他 |
| 第3回 平成29年9月20日 | (1)キリン絆プロジェクトについて (2)その他 |
| 第4回 平成29年10月11日 | (1)B I Dについて (2)キリン絆プロジェクトについて |
| 第5回 平成29年11月8日 | (1)熊本城東マネジメント株式会社について (2)キリン絆プロジェクトの進捗状況について |
| 第6回 平成29年12月22日 | (1)エリアマネジメントに関する勉強会について (2)キリン絆プロジェクト 調査報告会 結果について |
| 第7回 平成30年1月17日 | (1)エリアマネジメントに関する勉強会について (2)キリン絆プロジェクト 進捗報告 |
| 第8回 平成30年2月14日 | (1)エリアマネジメントに関する勉強会について (2)キリン絆プロジェクト 進捗報告 |

(3) 熊本市中心市街地活性化協議会からの意見書（平成29年1月20日）

「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」素案について（意見）

I. はじめに

熊本市は、平成23年3月の九州新幹線全線開業や平成24年4月の政令指定都市への移行を契機として、魅力と活気に満ちたまちづくりを着実に進め、九州における拠点都市としての地位を高めてきました。

平成24年3月に策定された「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の前計画においては、指標の数値目標の3つのうち2つを達成するなど、概ね中心市街地活性化に寄与したものと思われるところであります。

しかし、平成28年4月、過去に例をみない震度7の地震が二度も発生し、熊本地域は市民の生活や経済活動に壊滅的なダメージを受けました。このため、そこからの復旧が急務となり、復旧・復興に向けた新たなスタートを切らざるを得なくなりました。このような状況の中で、今回策定された「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）（以下「本計画」と略します。）の5年という計画期間は、地震からの復旧・復興を果たす上で最も大切な時期であり、重要なものと考えております。このような状況を踏まえ、次のとおり意見を述べるものであります。

II. 本協議会の意見

本計画は、今回発生した熊本地震からの復旧・復興を第一義として策定され、単なる復興ではなく、将来に向けた創造的復興という観点から具体的な取組みについて提示しており、熊本市中心市街地が地震を契機に飛躍する方向を示すものとなっております。

本計画の基本コンセプトは、熊本地震からの復興や中心市街地が抱える課題等を踏まえ「地震からの創造的復興により、誰もが安心して暮らし働き、国内外から多くの人が訪れる、魅力ある熊本の顔づくり」となっており、未来に繋がるものとなっております。

施策展開に際し、3つの基本方針を挙げてあり、一つ目には「にぎわいあふれる城下町」として、今回の地震において甚大な被害を受けた熊本城が復旧していく姿を国内外に発信していくとしておりますが、中心市街地活性化の核となる熊本城の復興を大きく捉えていることは妥当なものといえます。

また、二つ目の「安心してずっと暮らしたいまち」では、まちなか居住の促進などを対応方針としています。地震に伴い熊本市外への流出で定住人口が減少傾向にあり、将来的にもまちなか居住の低下が懸念される中で、若年層に魅力的な生活しやすい環境を整備することは重要なことと言えます。三つ目の「誰もが訪れてみたくなるまち」では、現在進行しているプロジェクトやこれから計画されているプロジェクトが完成することで、熊本市が大きく飛躍することとなり大いに期待できるものであります。

また、指標については、「熊本城公園（熊本城、城彩苑等）への入込数、及び桜町・花畠周辺地区で行われるイベント来場者数」、「中心市街地の居住人口」、「熊本市内の宿泊客数」を定め、前計画とは異なった捉え方をしており、地震からの創造的復興の観点

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

から見ると適切なものと考えられます。その数値目標についても、「中心市街地の居住人口」については、基準から微増と低く設定されているように感じられますが、人口減少社会の到来や地震に伴う域外流出などのマイナス要因が大きいことを考えると決して低くはない数値目標といえます。このようなことからも本計画の3つの数値目標は妥当な数値です。

関連事業については、基本コンセプトに寄与する事業として「熊本城復旧整備事業」を中心として、これから熊本市が、地震からの創造的復興を成し遂げる事業が盛り込まれ、事業完了時には中心市街地の活性化に大きく寄与することが期待されるものとなっており、本計画の内容として相応しいものであると感じております。

今回の本計画は、地震からの復興とともに熊本市が大きく変わる重要な5年間にあたり、全ての事業の完遂がその後の熊本市の将来に強く影響するものとなります。今後とも事業推進に向け官民一体となって積極的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

III. 付記事項

市民生活における熊本地震からの復旧・復興を第一義に考え、市民生活が一日も早く日常を取り戻すために、全力を注ぐことを疎かにすることなく進めることは当然のこととして、地震で落ち込んだ中心市街地の活力を回復し、継続して住み易く魅力的な街を目指していくためにも、本計画の関連事業については、積極的な対応と総合的なマネジメントをお願いします。また、本協議会において検討された下記事項等についても積極的な配慮をお願いするものです。

(1) 新規事業への支援及び追加

本協議会においては、本計画の地域を対象に30年後の中心市街地の将来像を見据えたグランドデザインの策定に取り組んでいるところであります。まだ最終的な取りまとめには至っておりません。今後、グランドデザインが策定され、個々の事業の精度が固まった時点においては、本計画の充実のためにも、順次計画への盛り込みをお願いします。

(2) 事業推進体制の支援

本協議会においては、事業者や関係団体等と連携・協力して、本計画の推進や中心市街地の活性化に努めてまいりますので、熊本市においては、本協議会の円滑な運営のために財政的な支援を引き続きお願いします。

(3) 広報及び広聴

中心市街地の活性化には、多くの市民の理解と協力が必要なことから、中心市街地の果たす役割や重要性について十分な理解が得られるよう、協議会としても市と連携して本計画の周知に取り組みます。熊本市においても、広報や広聴等について配慮していただこうとお願いします。

(4) 協議会の規約

熊本市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊本市中心市街地の活性化をはかるために中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、熊本市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、熊本市中心市街地の区域内に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 熊本商工会議所
 - (2) (株)まちづくり熊本
 - (3) 熊本市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたときは脱会することができるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、熊本商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(委員)

第7条 協議会の委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者を幹事会の審議を経て会長が承認するものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員全員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第10条 第3条各号に掲げる目的を達成するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、熊本商工会議所内に置く。

(経費に関する事項)

第12条 協議会の運営経費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第13条 協議会の会計を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、その結果を会長に報告しなければならない。

3 監事は、協議会の同意を得て会長が選任する。

(会計に関する事項)

第14条 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、会長が指名するものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、幹事会の協議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年12月26日から施行する。

平成19年6月12日 一部改正

平成20年3月27日 一部改正

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2](熊本市の現状に関するデータの把握・分析)」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、市民アンケート、商店街アンケートに基づく客観的な把握・分析を記載。

③前計画に基づく取り組みの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4]これまでの中心市街地活性化の取り組みと検証」の欄に、前計画の取組状況に基づく把握・分析を記載とともに、「[5]中心市街地の課題」の欄に、その把握・分析を踏まえた課題を記載。

(2) 市民・商業者・まちづくり関係者の活動状況

本市においては、中心市街地の各地区でまちづくりに関わる団体が次々に組織され、商業者のみならず、大学の教員や学生、N P O 団体等、多様な主体が関わった活動が積極的に展開されている。

○熊本市中心商店街等連合協議会

平成 16 年 12 月に中心市街地の 4 つの商店街（上通商栄会、下通繁栄会、新市街商店街振興組合、中央繁栄会連合会）が団結し 4 商協が設立された。

平成 18 年度から、この 4 つの商店街に駕町通り商店街振興組合、安政町商興会が加わり通称 6 商協に、また、平成 20 年度には銀座通繁栄会も加わり 7 商協となり、平成 25 年にはシャワー通り商店会が加わり「熊本市中心商店街等連合協議会」になり現在に至る。

設立後の平成 17 年度から、夏には「ゆかた祭」、秋には「銀杏祭」などの合同イベントを開始し、まちなかのにぎわい創出に取り組むとともに、平成 22 年度には、同協議会が中心となって、アーケード内の道路空間の環境保全を検討する協議体や、インバウンド対策として免税制度活用委員会を立ち上げ、外国人旅行者向け消費税免税制度の「手続委託型免税店」ができるよう、「一括カウンター」をまちなかに設けるべく協議を重ねている。

平成 28 年熊本地震直後には、早急に「くまもとがんばるモン 復興応援事業」で復興応援サービス、くまモン 2 万人メッセージ、チャリティーコンサートの開催を実施し、沈み込んだ熊本市民の気持ちを盛り上げた。





○熊本大学工学部「まちなか工房」

熊本大学工学部が、平成 17 年度文部科学省特別教育研究費の「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、中心市街地に「まちなか工房」を開設し、建築学科、社会環境工学科の教員、学生等を中心に学内外より年間 1,000 名以上が利用している。平成 23 年からは文部科学省「革新ものづくり展開力の協働教育事業」のもとで更なる展開を図っている。平成 27 年度は開設から 10 年という節目を迎え、まちなか工房の利用者数は延べ 16,000 名を超えた。

設立の趣旨は、1) 地域情報の蓄積に基づくまちづくり研究と教育、2) 中心市街地活性化に向けた組織との連携・支援、3) まちづくりに関する学習機会や交流機会の提供、4) まちづくりに関わる専門知識や技術の提供の 4 つであり、これらに沿った活動を行っている。

1) については、毎年度、大学内から研究プロジェクトを募集し、研究教育活動を行っている。これまでに、①まちなか居住や商業床利用の実態とその選好意識分析、②中心市街地における回遊行動の分析に基づく花畠・桜町再開発の効果などの研究に加えて、③公共空間整備を事例とした景観まちづくりのための教育プログラム、④まちづくりのためのワークショップ技術などの実践的な教育を行った。学生はこれらの活動に積極的に関わり、その成果は関連学協会で高く評価され、平成 21 年度には N P O 法人日本都市計画家協会まちづくり大賞、平成 26 年度には九州工学教育協会賞を受賞した。

2) については、平成 18 年 8 月に 6 商店街組織と 2 百貨店、大手企業、行政によって設立された任意のまちづくり組織「すきたい熊本協議会」に



まちづくり学習会開催
100 回祈念まちづくり懇談会



第 7 回金沢・岡山・熊本三都市
シンポジウム



30 年後の熊本市中心市街地
グランドデザイン策定WG

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

特別会員として参画し、協議会が行う実態調査や計画立案の支援を行っている。平成 27 年度には、歴史や都市構造に共通性が高い金沢市と岡山市との第 7 回三都市シンポジウム「水辺とまちづくり」をすきたい熊本協議会と共に開催した。このような取り組みが評価され、平成 26 年度信友社賞を受賞した。

3) の活動については、商店街や熊本市などの地元関係者、まちなかの将来に関心を持つ市民を対象に、月 1 回のペースで「まちづくり学習会」を開催し、県内外から招いた専門家や実務経験者による講演を聞きながら意見交換してきた。平成 17 年 7 月以降、平成 27 年度末までに、計 114 回の学習会を開催した。平成 28 年 4 月の熊本地震以後、6 月からは中心市街地の復興シリーズ学習会も開催している。商店街からも招聘講師や講演内容の希望が出されるなど、著名講師のまちづくりに関する熱い語りを身近に聞く機会として定着してきている。

4) の代表的な活動としては、平成 26 年度には「持続可能な中心商店街検討委員会」を設置し、平成 28 年度からは 30 年先を見据えた「熊本市中心市街地のグランドデザイン」の策定にあたっている。

このように、まちづくりに関する学術的研究や学生に対するまちづくり技術教育、まちづくりに向けた組織連携の核として、中心市街地におけるまちなか工房の役割は確立されつつあり、今後も地域貢献、地域連携に向けた取り組みの効果は確実に発揮されていくことが期待されている。



専門家を交えた相談会(5月 14 日)

○熊本まちなみトラスト

(団体活動の概要)

熊本まちなみトラストは、取り壊し寸前の旧第一銀行社屋の保存に成功したことを契機に、「記憶の継承」を基本コンセプトとして約 60 人の会員によって平成 9 年に設立された。そして、これも取り壊しが予定されていた J R 上熊本駅舎(大正 2 年建造)の保存活動に地元団体と一緒に 3 年にわたり取り組み、平成 18 年に市電の電停として移築保存が決定されるまで、主として熊本市内の近代建築の保存・活用に関する研究と交流会、ワークショップ、ライトイアップなどの実践活動を続けた。

その後今日まで、新町古町の町屋調査、「町屋巡り」等の交流会、シンポジウムの開催、町屋活用のプロデュース等、町屋の保存活用に継続的に取り組んできた。

また、熊本産業遺産研究会と共同編集で熊本県下に現存する 90 の歴史的建造物を紹介した『熊本の近代化遺産』を平成 25 年に出版し、熊日出版文化賞を受賞している。

(平成 28 年熊本地震以降の活動)

平成 28 年熊本地震の 4 日後の 4 月 20 日の定例会議では、熊本市内に現存する歴史的建造物の被害状況を参加者で出し合い、それらの歴史的建造物の所有者に寄り添いながら、建物の復旧・復興にむけて活動を開始することを確認した。4 月末には I COMOS 国内委員会事務局とともに調査の準備にかかり、5 月 2~3 日、新町古町地区を中心に I COMOS 調査団に同行した。5 月、6 月は県外からの調査チーム、ボランティアチームの出

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

入りが多く、その対応に追われた。4月27日からは、地域住民が立ち上げた復興のためのボランティア団体「くまもと新町古町復興プロジェクト」と共同歩調をとることになった（当団体事務局長が復興プロジェクト副代表に就任）。

6月18日の会員総会では、震災で休業している町屋カフェを借りて「復興事務所」を開設することを決議し、6月26日から9月30日まで月曜を除き毎日、トラスト会員が常駐した。それ以前から同場所は、視察の受け入れや地元住民の相談の場などで頻繁に使われていたが、常駐することによって修繕の相談や補助金申請の相談などが加速された。

同町屋カフェが復旧工事の準備に入るために9月末で常駐体制は終了したが、同町屋カフェのすぐ近くの被災した町屋を「復興プロジェクト」と共同で借り受け、同様の機能を果たしていく予定で工事が進められている。

11月12日には「被災文化遺産所有者等連絡協議会」が設立された。同協議会は被災した歴史的建造物の所有者等、新町古町地区25人、川尻地区9人が会員となって立ち上げられた団体で、熊本まちなみトラストが事務局を支援している。今後、歴史的環境の保全に関する勉強会、交流会の開催や要望書の提出等が予定されている。

「熊本の財産として後世に継承するにたる街なみ資源を保存し、かつ、その活用を図ることにより、熊本の地域文化の向上に寄与すること」を目的として（規約第3条）20年前に活動を開始した当団体は、熊本地震という非常事態に直面することで、中心市街地の一部をなす新町古町地区の城下町の再生という「まちづくり」に、これまでにも増して深くかかわることになった。



熊本まちなみトラスト会員総会(6月18日)



被災文化遺産所有者等連絡協議会
設立総会(11月12日)

○熊本駅周辺地域まちづくり勉強会

熊本駅を中心に周辺校区の住民を繋いだにぎわいづくりを行なうため、地元を主体とした継続的なまちづくり活動を実施できる組織作りを熊本駅周辺の3校区（春日・古町・白坪）と駅周辺の企業の方とともに、平成24年度より勉強会を行っている。

[これまでの活動内容]

勉強会開催状況（平成28年11月現在）

平成24年度 6回開催

平成25年度 6回開催



専門家を交えた相談会(5月14日)

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

平成 26 年度 10 回開催

平成 27 年度 10 回開催

平成 28 年度 6 回開催

平成 25 年度より「大凧揚げ大会」を白川河川敷にて毎年 3 月に開催（例年 3~400 人程度参加）、平成 26 年度より「どんどや」を白川河川敷にて毎年 1 月に開催（例年 3~400 人程度参加）、平成 28 年度より新たなイベント「しらかわ秋灯り」を白川河川敷にて 11 月に開催している。（3~400 人程度参加）

引き続き、まちづくり勉強会を継続的に実施し、これまで実施した地域活動も含め、より一層充実を図り、地域間の絆を深める活動にも精力的に取り組み、また、それらの実践活動をとおし、まちづくり組織の強化を図っていき、最終的には、地元でまちづくりの企画・運営を行う協議会設立を目指すこととしている。



○新市街まちなか会議

サンロード新市街商店街振興組合では、青年部や組合店の方々を中心に月に 1 度商店街活性化に向けたワークショップを開催している。その中で商店街のコンセプトを「時間を遊ぶ」と設定し、親子連れや子どもたちを対象としたイベントを積極的に行ってている。

平成 28 年 10 月 9 日には、商店街のにぎわい創出事業制度を活用し、「子ども商店街」というフリマイベントを開催したところである。子どもたちが店の店主となり、自ら持ち寄った商品を仮想通貨「ルド」を利用して売買し、実際に商品を売って得られた「ルド」は、食べ物に変えたり、体験コーナーで遊べたり福引き所で景品に変えたりすることができるシステムである。当日の子どもたちは、日ごろなかなか経験することができない商いの楽しさやものが売れた時の達成感を感じながら生き生きと活動していた。また出店したいという子どもたちの声を大事にしながら、今後も親子を対象としたイベントを通して街の活性化を図っていく。



○新町・古町町屋研究会

(地区の概要及び団体発足の経緯)

加藤清正によって400年前に造られた熊本城の城下町であり、昔からの町割りや町屋など歴史的建造物が残っている新町・古町地区は都心部に近隣する地域であり、林立するマンションとの共存、小売・卸商店の減少、駐車場の需要増加、交通激化問題など危惧しており、地域の活性化につなげるため、旅館の活用案計画がきっかけとなり、「新町・古町町屋研究会」が平成20年に立ち上がった。ここ数年は30代の若手メンバーを中心に、既存のまちづくり団体と協力しながら各事業に取り組んでいる。

(町屋活用の取り組み)

小沢町にある町屋を現オーナーが自営用の倉庫として購入したことをきっかけに建物の見学会が実施され、東京から住みたいという強い希望の若い夫婦が現れ、自分達による内装の改修を始めた。当会も呼びかけてボランティアの体験型イベントとして、清掃や壁の漆喰塗りなどを実施した。

家主、借主ともに最低限の資金は投入し、ボランティアによる改修によって、町家再生のひとつの具体性を見出す。

この小沢町の町屋の変化から、母屋、蔵2棟、茶室、庭園を有す「空き屋敷」の活用の相談があり、ボランティアでの庭園の清掃活動をきっかけに、地域のまちづくりの会と共に運営を開始し、その後、入居者が決まった。

蔵の荷物で不要なもの100点以上を家主から譲り受け、オークションを開催し、売上は改修・補修費に充てている。



漆喰塗り体験



小沢屋敷の右の蔵とオークションの様子

その他、町屋茶話会などイベントを定期的に開催するほか、ボランティアを募り、町屋の清掃体験、壁塗り体験、草取り清掃体験など町屋の保全、活用につなげるための様々なイベントを開催している。

○すきたい熊本協議会

中心市街地のまちづくりについて検討を行うため、平成18年8月、熊本市中心商店街等連合協議会（7商協）をはじめ百貨店やバス事業者（九州産交グループ）などの地元企業や大学（熊本大工学部まちなか工房）、行政等で構成する組織が設立された。

組織の活動内容としては、

- ①安全・安心な街環境の整備
- ②中心市街地をめぐる交通体系の研究・提言
- ③地域一体の魅力づくり（魅力的な集客イベントの開催）

をテーマに取り組んでいる。

平成24年から31年にアジアで初めて日本で開催される『ラグビーワールドカップ2019』の試合やキャンプ誘致を呼びかける民間活動を開始した。ラグビー委員会を中心として、ラグビーワールドカップくまもんバッジ販売 や帝京大学ラグビー部を学生選手権史上初の四連覇に導いた岩出雅之監督の講演会、元ラグビー日本代表でもあり大会アンバサダーの大畠大介氏を招いたトークショーの開催、神戸製鋼に日本選手権7連覇の偉業を達成された大八木淳史先生の講演会等の活動が実を結び、平成27年3月に熊本が開催都市に決定されたところである。



平成22年から実施している熊本県商工観光労働部産業支援課が薦める次世代パーソナルモビリティ実証実験として、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車、電動二輪車、電動カートなど次世代の電動パーソナルモビリティを用いた社会実験を3回実施した。



『金沢・熊本・岡山まちづくりシンポジウム』については、市民、大学、行政の連携による中心市街地活性化の必要性について議論を行った。

熊本大学工学部まちなか工房との共催による『よく分かる熊本のまちづくり』と題した成果発表会を実施し、同工房所属の研究者が研究・実践してきた成果を発表した。ニューヨーク、ボストンにおいて、先

金沢・熊本・岡山まちづくりシンポジウム in 熊本
(平成27年9月)

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

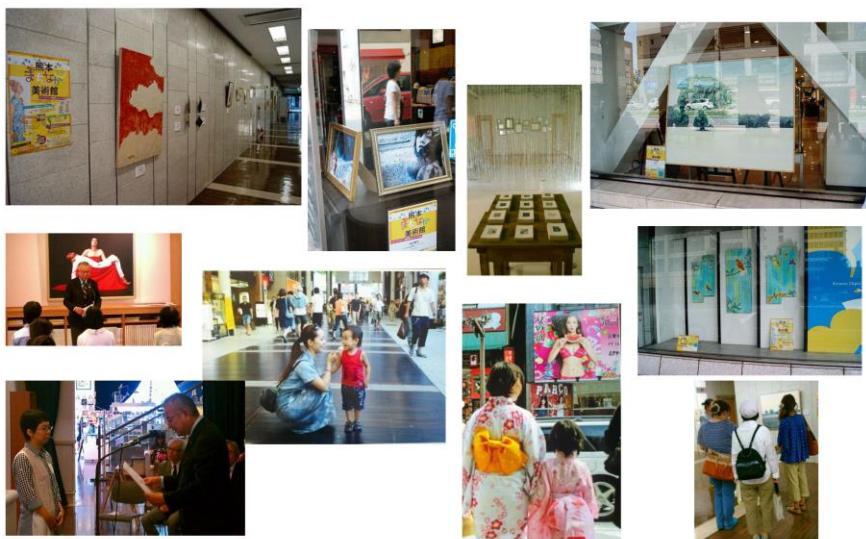
進的なまちづくりの仕組であるB I D (Business Improvement District) 制度及び多様なまちづくりの取り組みについて視察を行ったWe Love 天神協議会のメンバーを招聘し、B I D制度を中心新たなまちづくりの手法について講演会を開催し、同制度の国内導入への可能性等について活発な議論を行った。

九州経済産業局主催の『Jークレジット制度活用セミナー』の中で、エコ委員会で実施している活動内容を報告し、Jークレジット制度の中でも民間で中心商店街と連携した取り組みは参加者の興味を引く内容と好評であった。

平成 27 年 2 月 28 日、株大分まちなか俱楽部のタウンマネージャーを迎へ、大分駅ビルの開業による大分中心市街地への影響やまちづくり会社である大分まちなか俱楽部の取り組みについての講演を実施した。

平成 21 年 3 月に三都市連携協定を締結したWe Love 九州には、We Love 天神協議会(福岡)、We Love 天文館(鹿児島)以外に、We Love 小倉協議会(福岡)、We Love 大分協議会が加わり 5 団体の活動として現在も継続中である。

アートシティ委員会については『まちなかウインターフォトコンテスト』、『パンゲア。展 in まちなか美術館』を毎年開催していたが、平成 28 年度に関しては熊本地震の影響によりやむなく中止とした。エコ委員会としては平成 25 年 3 月に始動した下通繁栄会の熊本ハニープロジェクトに協力し、CO₂ 排出量削減を目的とした『中心商店街のLED化』を実施した。



アートシティ熊本「パンゲア。展 in まちなか美術館」「まちなかフォトコンテスト」
(平成 21 年度～)

○熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議

熊本城の庭つづきである花畠・桜町一帯は、今日も歴史的にも熊本のにぎわいの中心となってきた。熊本城と城下町桜町・花畠一帯の魅力アップを図りながら元気なくまもとづくりに取り組むため、平成 17 年 10 月に発足した。

会の構成は、桜町界隈の県民百貨店、商店、企業、報道、自治会、公的施設を含んでいる中で、当座のにぎわいと将来に向かっての魅力アップと中心地としてのにぎわい創出を考えている。

- ① 歴史と伝統ある「城下町くまもと」の創出

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

② 城下町らしいまちなみとにぎわい創造

③ 坪井川を活かした活動推進

④ 中・長期のまちづくりビジョンの策定

に取り組んでいる。

○平成 24 年度の取り組み

・くまもと城下まつり in 桜町（4月 28 日開催）

・わくわくまちづくり・交通安全フェスタ in 中央区

（熊本県警との連携 9月 30 日開催）

・第 9 回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月 6 日～開催）

・夢まちランド（KKT 熊本県民テレビとの共催 10月 27 日～開催）

・光のページェント（11月 16 日～開催）

・くまフェス（NPO 法人グランド 12 との共催 12月 2 日開催）

・第 10 回桜町さくらまつり（3月 30 日～開催）

○平成 25 年度の取り組み

・城下町くまもと時代絵巻（4月 7 日開催・3月 22 日開催）

・くまもと城下まつり in 桜町（4月 27 日開催）

・第 10 回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月 12 日～開催）

・夢まちランド（KKT 熊本県民テレビとの共催 10月 26 日～開催）

・くまフェス（NPO 法人グランド 12 との共催 12月 8 日開催）

・第 11 回桜町さくらまつり（3月 29 日～開催）

○平成 26 年度の取り組み

・第 1 回居酒屋大サーカス in 熊本（5月 17 日～開催）

・第 11 回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月 11 日～開催）

・くまモン誕生祭 2015（3月 14 日開催）

・夢まちランド（KKT 熊本県民テレビとの共催 10月 25 日～開催）

・くまフェス（NPO 法人グランド 12 との共催 12月 6 日～開催）

・第 12 回桜町さくらまつり（3月 28 日～開催）

○平成 27 年度の取り組み

・ストリートパフォーマンス in （仮称）花畠広場

（（仮称）花畠広場落成記念 6月 27 日開催）

・第 12 回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月 10 日～開催）

・夢まちランド（KKT 熊本県民テレビとの共催 10月 24 日～開催）

・くまフェス（NPO 法人グランド 12 との共催 12月 6 日開催）

・第 1 回きらきらファクトリー（RKK 熊本放送との共催 12月 11 日～開催）

・第 13 回桜町さくらまつり（熊本日日新聞社との共催 3月 25 日～開催）

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

○平成28年度の取り組み

- ・第13回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月8日～開催）
- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月29日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月10日～開催）
- ・第2回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月16日～開催）



○ファッションの街くまもと魅力創造実行委員会

これから地域活性化の担い手として期待している女性・若者に関心の高いファッションをテーマにしたイベントを、中心商店街において継続的に開催することで、女性や若者が夢を持ち、熊本で仕事をする、仕事を起こす機運を醸成し、かつてファッション情報の発信基地と呼ばれたファッション関連産業の再活性化、中心市街地の更なるにぎわい創出につなげていく。

そして、こうした取り組みを実効性のあるものにするためには、計画、実施にあたって、ファッション関係業界、中心商店街に主体的に関わってもらうことが不可欠であるという認識から、各団体のリーダー参画のもと、実行委員会を立ち上げ事業推進を図ることとした。

折しも、地域を挙げて、震災からの復興に取り組もうとしているところであり、こうしたイベントを関係者が一体となって実施することで、震災の復興に元気に取り組んでいる熊本の姿を内外に発信するものである。

○平成28年度事業

「まちなかコレクション in KUMAMOTO 2016」（テーマ～つなげよう！笑顔を明日へ～）の開催

(1) ファッションショー

最新トレンドのファッションやデザイナー、ファッション業界を目指す若者達の作品を一堂に揃えたストリートファッションショー。

- ・日時 平成28年11月26日(土)
- ・場所 下通EGG！前（旧ダイエー前）
- ・プログラム

オープニングアクト（キッズダンスパフォーマンス）

キッズ、専門学校、専門店、地元出身デザイナー等のコレクション

元ミスユニバース世界5位宮崎京さんゲスト出演

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- ・モデル総数 168名（内、ゲストモデル 3名、プロのモデル 57名）

(2) トークセッション

熊本出身の著名なファッショントレーナー・田山淳朗氏をゲストにお迎えし、ファッショントレーニングをテーマにしたトークセッションを開催。

- ・日時 11月25日（金）
- ・場所 熊本市現代美術館アートロフト
- ・定員 90名（立ち見含め最大140名）
- ・テーマ ファッショントレーニングのまち熊本、過去、現在、そして明日・・・

(3) ファッショントレーニング写真コンテスト

ホームページ掲載とパネル展示によるファッショントレーニング写真コンテストを開催。ネット投票及びまちなかでの直接投票により入賞者を決定。

- ・写真撮影会（中心市街地）：11月5日（土）、6日（日）、12日（土）
- ・ネット投票：11月16日（水）～11月26日（土）
- ・直接投票：11月26日には、上通にエントリーされた写真展示、投票

(4)（復興の願いを込めた）希望のツリーづくり

中心商店街や商業施設、ホテルにツリーを設置し、復興の想いを込めて小学生が作成したオーナメント（飾り）で彩る。

- ・期間：11月26日（土）～12月25日（日）
- ・設置場所：上通、下通、新市街、ホテル日航熊本、熊本ホテルキャッスル、鶴屋百貨店、蔦屋三年坂店
- ・参加小学校数：11校
- ・参加小学生総数：1,275名

(5) ファッショントレーニングEXPO

美容と健康、ファッショントレーニングに関わる企業、団体などによるブース出展（出店）。ヘアアレンジやネイル体験、専門学校によるフリマを開催。

- ・日時 11月26日（土）、11月27日（日）

(6) その他

新市街、下通、上通をランウェイにみたてたイベントPRシートで結ぶ。

○防災ボランティア団体による「安全で安心なまちづくり」の推進

平成18年6月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、市民、事業者等が自ら防犯パトロール等を実施している。

「熊本市防犯モデル地区推進委員会」は、昭和40年の創設以来、社会環境の浄化、青少年の健全育成及び暴力犯・窃盗犯など各種犯罪の防止を図り、熊本市の中心部にふさわしい明るいまちづくりに寄与することを目的として、城東校区住民や上通、下通、新市街などの商店街等が中心となって活動している。

当初は新宿「歌舞伎町」など主要な繁華街を有する全国の8都市で発足したが、時代とともに次々と廃止されていく中、熊本市だけが現在も存続しており、繁華街に防犯カメラをいち早く設置するなど時代の変化にも対応しながら、防犯活動に熱心に取り組んでいる。創設50周年を迎えた平成27年には、長年にわたる地道な行動の功績が認められ、「安

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

「全・安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」を受賞した。

平成19年に設立された「日本ガーディアン・エンジェルス熊本支部」は、繁華街を中心にパトロール等を実施するほか、子ども・青少年の健全育成や地域安全運動を支援するなど、安全で住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的に活動している。



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地の都市機能は、10年ほど前に、中心市街地周辺のいくつかの総合病院等の郊外移転が見られたものの、中心市街地内には、美術館、博物館、ホール等の文化施設をはじめ公共公益施設が数多く整備されており、人が集まる環境が整っている。

第2次熊本市都市マスタープラン（平成21年3月策定）では、熊本城や商業・業務機能が集積する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で都市機能の新たな集積や適正な配置、さらには、まちなか居住の促進や回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出するとしている。

本市の中心市街地は、県内のみならず九州の中心にふさわしい九州中央の広域交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展をけん引し、商業・業務・芸術文化・娯楽・交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、にぎわいを提供し、広域的な機能や、居住者のための身近な生活サービス機能の充実を図っていく。

また、中心市街地の交通面においては、上通・下通等を中心とした回遊性を高める歩行空間の形成と、来街者の利用しやすい公共交通体系の確立を促進する。特に地域拠点と中心市街地を連絡する公共交通の利便性を向上させる。

熊本県都市計画区域マスタープラン（平成16年5月策定、平成27年5月改訂）においても、熊本市役所周辺地区と熊本駅周辺地域を、土地利用の更新と高度利用と交通アクセスの向上により、高次都市機能の集積が図られ、域内の交流、広域的な交流の拠点となる「広域総合都市拠点」と位置づけ、土地の高度利用、再開発等により、高次都市機能の拡充、更新を図るとともに、熊本城等の環境を活かし、魅力と活力のある「中心商業業務地」を形成することとしている。

本市ではこれらの関係計画との整合を図りつつ適正な土地利用を進めているものである。

[2] 都市計画手法の活用

本市では、準工業地域の取扱いに関しては、平成18年10月31日の熊本市都市計画審議会において、その方針を下記のとおり報告し同日公表した。関連する都市計画法の施行日である平成19年11月30日に特別用途地区の都市計画決定をし、同日条例を施行した。

また、平成22年3月に合併した植木町では平成20年8月20日に同特別用途地区の都市計画決定と条例の施行がなされている。

さらに、平成24年4月の政令指定都市移行に伴う区域再編（線引き）に際し、平成20年10月合併の富合町、平成22年3月合併の城南町の準工業地域について、特別用途地区に関する都市計画決定の手続きを行い、これにより、合併後の全熊本市域の準工業地域に大規模集客施設の立地が制限されている。

〔報告内容抜粋〕

「準工業地域において、大規模集客施設の建設を抑制する特別用途地区を決定するものとする。」

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 公共公益施設の立地状況

中心市街地内には、市役所をはじめ市民会館や国際交流会館、現代美術館など多くの公共公益施設が立地している。また、中心市街地周辺には多くの大学や高等学校が立地しており中心市街地への入り込みも多い状況である。

(市内の主要公共公益施設)

| 施設の区分 | 名称 | 所在地 |
|--------|---------|--------------------|
| 中心市街地内 | 市役所 | 熊本市役所 |
| | 合同庁舎 | 熊本合同庁舎 |
| | 裁判所 | 熊本家庭裁判所 |
| | ホール | 熊本市民会館 |
| | ホール | 熊本市国際交流会館 |
| | ホール・図書館 | くまもと森都心プラザ |
| | 美術館 | 県立美術館 |
| | 美術館 | 熊本市現代美術館 |
| | 文化施設 | 熊本城 |
| | 文化施設 | 熊本博物館 |
| | 文化施設 | 県伝統工芸館 |
| | 社会教育施設 | 熊本市中央公民館（解体中） |
| | 病院 | 熊本医療センター |
| | 球場 | 藤崎台県営野球場 |
| | 商工会議所 | 熊本商工会議所 |
| 中心市街地外 | 県庁 | 熊本県庁 |
| | 合同庁舎 | 熊本第二合同庁舎 |
| | ホール | 熊本県立劇場 |
| | ホール | 熊本市男女共同参画センターはあもにい |
| | 図書館 | 熊本市立図書館 |
| | 図書館 | 熊本県立図書館 |
| | 裁判所 | 熊本地方裁判所 |
| | 職業安定所 | 熊本職業安定所 |
| | 自衛隊 | 防衛省陸上自衛隊北熊本駐屯地 |
| | 自衛隊 | 防衛省陸上自衛隊健軍駐屯地 |
| | 病院 | 熊本大学医学部附属病院 |
| | 病院 | 市立熊本市民病院 |
| | 病院 | 済生会熊本病院 |
| | 病院 | 熊本中央病院 |
| | 病院 | くまもと森都総合病院 |
| | 病院 | 熊本第一病院 |
| | 病院 | 熊本赤十字病院 |
| | 競輪場 | 熊本競輪場 |

(市内の教育施設)

| 施設の区分 (中心市街地内) | 施設数 | 内訳 |
|-------------------|---------|---------------------|
| 幼稚園 | 63 (5) | 公立8、国立大学法人1、私立56 |
| 小学校 | 95 (4) | 公立94、国立大学法人1 |
| 中学校 | 53 (2) | 公立42、国立大学法人1、私立9 |
| 高等学校 | 27 (2) | 公立13、私立14 |
| 大学 | 9 (0) | 公立大学法人1、国立大学法人1、私立7 |
| 専修学校 各種学校 | 38 (13) | 専修学校36、各種学校2 |

(資料：熊本県教育委員会、平成27年5月1日現在)

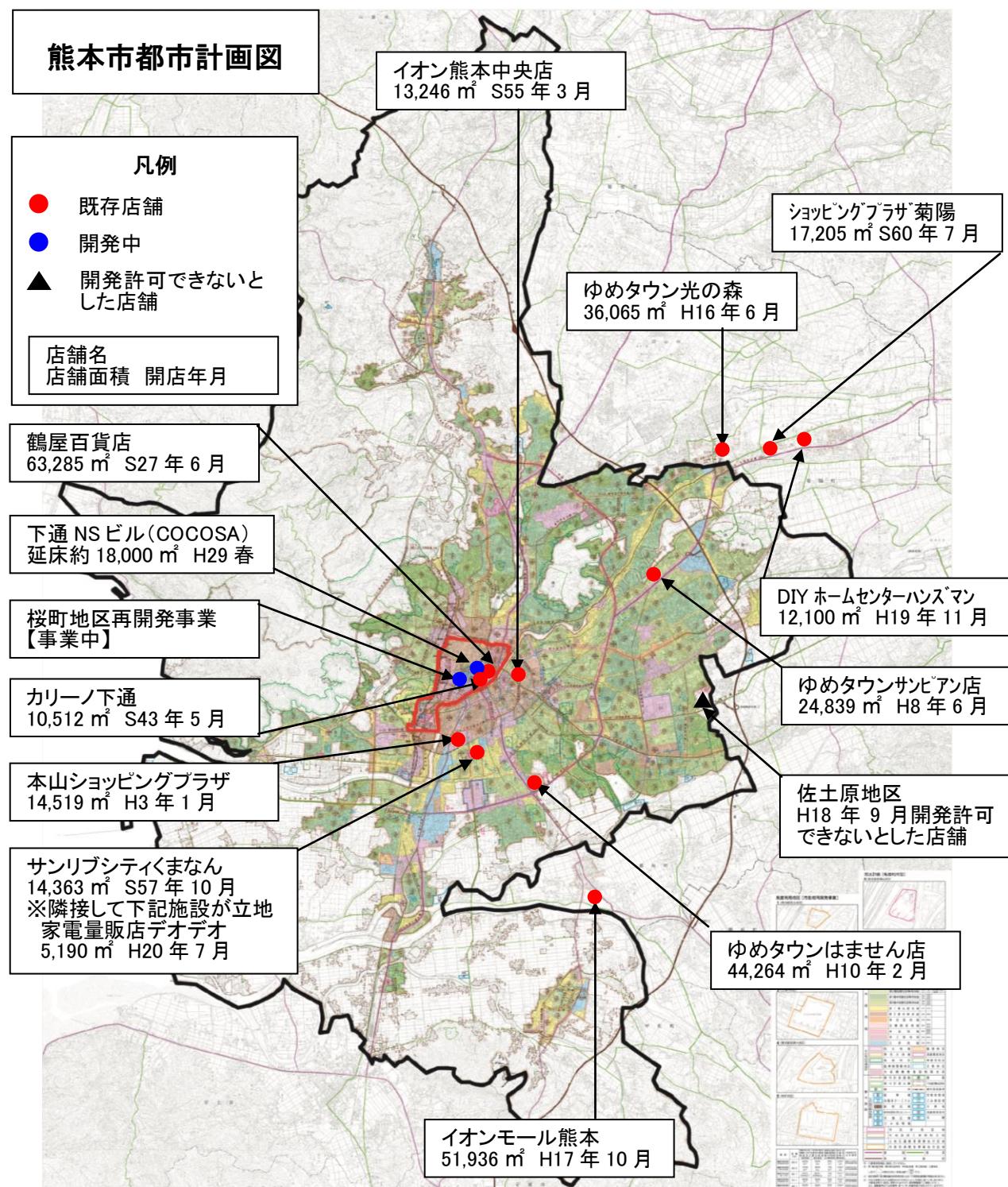
(2) 中心市街地の主要都市機能の現況

P4に記載

(3) 大規模小売店舗の立地状況

店舗面積 10,000 m²を超える大規模小売店舗の立地状況をみると、中心市街地において一定規模の立地があり、平成 16、17、19 年と近隣市町に新たな立地があったものの、それ以降、大規模小売店舗の立地はない。なお、閉店している店舗等はない状況である。

(大規模小売店舗の立地状況 店舗面積 1 万 m²~)



| [4] 都市機能の集積のための事業等 |
|--|
| 都市機能の集積のために、以下の事業を推進する。 |
| 4. 市街地の整備改善のための事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜町地区再開発事業 ・ 熊本駅周辺まちづくり推進事業 ・ 熊本駅周辺エリア魅力発信事業 ・ 桜町・花畠周辺地区まちづくり推進事業 ・ 熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業 ・ 花畠公園、辛島公園再整備事業 ・ 新幹線・連立関連側道整備事業 ・ 連立関連交差道路整備事業 ・ 熊本駅周辺道路整備事業 ・ 街路整備事業 ・ 熊本駅西土地区画整理事業 ・ 熊本市自転車利用環境整備事業 ・ 道路事業 ・ 辛島公園地下通路整備事業 ・ 辛島公園地下駐車場整備事業 ・ J R 熊本駅ビル整備事業 |
| 5. 都市福利施設を整備する事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本城ホール整備事業 ・ 子ども文化会館施設管理事業 ・ シンボルプロムナード等整備事業 ・ （仮称）白川公園内複合施設整備事業 ・ 子ども文化会館災害復旧事業 ・ 市民会館復旧事業 ・ 暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区） |
| 6. 居住環境の向上のための事業等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】桜町地区再開発事業 ・ くまもとさるく ・ くまもとまち咲き案内人 ・ マンション管理適正化事業 ・ 景観条例関係事業 ・ 城下町の風情を感じられる町並みづくり事業 ・ 高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業 ・ 住宅・建築物耐震化促進事業 ・ あんしん住み替え相談窓口事業 ・ 町並み復旧保存支援事業 |
| 7. 経済活力の向上のための事業及び措置 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ クリエイティブ産業振興事業 |

- ・ ファッションの街くまもと魅力創出事業
- ・ 産学連携支援事業
- ・ 企業立地（誘致）促進事業
- ・ 企業誘致戦略事業
- ・ 首都圏企業誘致活動事業
- ・ 立地企業支援事業
- ・ 農産物フェア開催事業
- ・ 熊本市民健康フェスティバル
- ・ 商店街空き店舗対策事業
- ・ 桜町・花畠周辺地区賑わい創出事業
- ・ 商店街活性化対策事業
- ・ 中心商店街地区魅力向上事業
- ・ 安全安心まちづくり推進事業
- ・ にぎわいづくり推進事業
- ・ くまもと大邦楽祭
- ・ 文化事業推進事業
- ・ 地場企業P R事業
- ・ 草枕国際俳句大会事業
- ・ まちなか観光案内所整備事業
- ・ 地域活性化・観光特化型ホテル整備事業
- ・ 街なか子育てひろば事業
- ・ 城下町くまもとゆかた祭
- ・ 城下町くまもと銀杏祭
- ・ 委託型免税店制度活用事業
- ・ 熊本まちあかり
- ・ きらきらファクトリー
- ・ 新市街まちなか会議
- ・ 光のページェント
- ・ 肥後のひなまつり
- ・ 肥後のつりてまり
- ・ 熊本オクトーバーフェスト
- ・ 夢まちランド
- ・ くまフェス
- ・ 春のくまもと地産地消グルメフェスタ
- ・ 「夢未来みかん」祭り
- ・ 水産物フェア開催事業
- ・ 火の国YOSAKOIまつり・九州がっ祭
- ・ 日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業
- ・ 少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業）
- ・ 子育て支援情報提供事業（結婚・子育て応援サイト）

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ MICE推進事業
- ・ シティプロモーション推進事業
- ・ 国内観光客誘致事業
- ・ 国際観光客誘致事業
- ・ 熊本城マラソン事業
- ・ 市内中心部放置自転車対策事業
- ・ 2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業
- ・ 熊本城周遊バス運行事業
- ・ 熊本城復旧整備事業
- ・ 市電ロケーションシステム導入事業
- ・ 電停改良事業
- ・ 【再掲】熊本市自転車利用環境整備事業
- ・ 中心市街地グランドデザイン策定事業
- ・ ラグビーワールドカップ2019推進事業

11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本市では、本計画で掲げる事業等の推進に関して、以下の実践的・試行的な活動を行っている。

①一括免税手続カウンター設置に向けた検討

インバウンドを増加させるため、中心商店街において一括免税手続カウンターの設置に向けた協議を平成28年度より開始した。熊本市中心商店街等連合協議会内に特別委員会を立ち上げ、設置場所として検討している株式会社鶴屋百貨店と協議を進めている。

今後は、勉強会の開催や参加店舗の意向調査を行い、課題を整理したうえで、設置に必要な手続きを進め、平成29年9月までの設置を目指す。

[2] 都市計画等との調和

(1) 都市計画等との整合性

本計画の内容は、以下の計画等との整合性がとれている。

・ 熊本市第7次総合計画（平成28年3月）

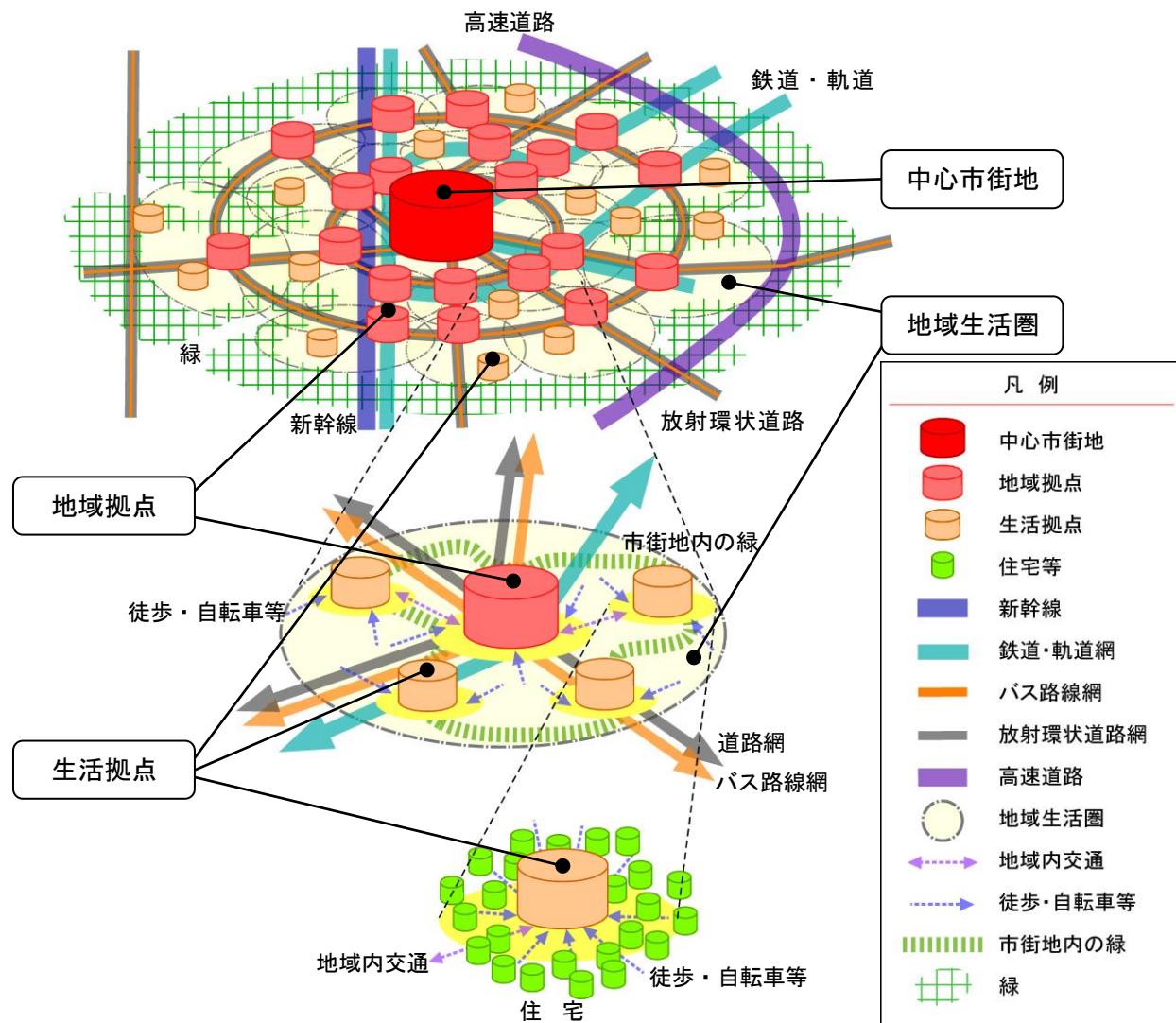
これから8年後の目指すまちの姿として、「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたいくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」～を掲げている。

中心市街地における主な取り組みとしては、「魅力と活力のある中心市街地の創造」を目指し、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図るとしている。

・ 第2次熊本市都市マスターplan（平成21年3月）

4つの基本目標のうち、目標①「城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくり」の施策として「中心市街地（熊本の顔）の活性化」を位置づけ、熊本城や商業・業務機能が集積する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で、都市機能の新たな集積や適正な配置、さらには、まちなか居住の促進や回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出している。

また、都市構造の将来像として下記のイメージ図を掲載している。



11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

・ 熊本市立地適正化計画（平成28年4月）

中心市街地をはじめとする都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、その周辺や公共交通沿線に居住を促進するといった、公共交通と一体となったまちづくりにより、生活サービスの持続性を向上し、日常生活の利便性を確保する。さらには、中心市街地等における都市機能の維持・確保などにより、熊本ならではの都市の魅力が向上することで、交流人口の増加を期待している。

・ 熊本市住生活基本計画（平成27年3月）

熊本型コンパクトシティに向けたまちづくりを目標に、中心市街地への都市機能集積及び居住機能誘導を図るとともに、住みやすい“まち”的実現に向けた中心市街地と各地域の商店街等との連携による回遊性向上を高めている。

[3] その他の事項

12章 認定基準に適合していることの説明

12. 認定基準に適合していることの説明

| 基 準 | 項 目 | 説 明 |
|---|--|--|
| 第1号基準 基本方針に適合するものであること | 意義及び目標に関する事項 | 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 (P72~81) |
| | 認定の手続 | 「9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載 (P130~141) |
| | 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項 | 「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 (P58~63) |
| | 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 | 「9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項」に記載 (P127~153) |
| | 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項 | 「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 (P154~159) |
| | その他中心市街地の活性化に関する重要な事項 | 「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 (P160~162) |
| 第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること | 中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること | 「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8.4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 (P82~125) |
| | 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること | 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 (P72~81) 4.～8. の事業ごとの「中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性」に記載 (P82~125) |
| 第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること | 事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと | 4.～8. の事業ごとの「実施主体」に記載 (P82~125) |
| | 事業の実施スケジュールが明確であること | 4.～8. の事業ごとの「実施時期」に記載 (P82~125) |